

令和5年度（2023年度）

統計法施行状況報告

令和6年7月22日

総務省

政策統括官
(統計制度担当)

はじめに

「令和5年度（2023年度）統計法施行状況報告」（以下「本報告」という。）は、統計法（平成19年法律第53号。以下「法」という。）第55条第2項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）中の法の施行状況に関し、各府省等の報告を総務省において取りまとめ、その概要を記述したものであり、インターネットを通じて公表するとともに、統計委員会に報告するものである。

本報告は、「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和5年（2023年）3月28日閣議決定。以下「第IV期基本計画」という。）が開始されてから、初めての取りまとめとなる。

なお、構成は3部構成としており、それぞれの内容は以下のとおりである。

第1部：令和5年度（2023年度）における主な統計行政の動きを概括したもの

第2部：基本計画の内容や進捗状況について各府省の報告を取りまとめたもの

第3部：公的統計の作成状況、調査票情報等の利用及び提供の状況、統計リソースの確保、人材育成の状況等を取りまとめたもの

目 次

第1部 令和5年度（2023年度）における統計行政の主な動き	1
1 公的統計の総合的な品質向上に向けた取組	3
2 令和6年能登半島地震による災害への対応	4
3 サービス産業動態統計調査の創設	4
4 SUT体系移行に向けた日本標準産業分類の改定等	5
5 統計委員会デジタル部会の設置	5
第2部 基本計画の推進状況	7
1 基本計画について	9
(1) 基本計画に関する法施行状況報告	9
(2) 第IV期基本計画の概要	9
2 第IV期基本計画の進捗状況	10
(1) 令和5年度（2023年度）における主な取組実績	10
(2) 令和5年度（2023年度）における取組の関連指標等	13
3 別編[基本計画 事項別推進状況]	15
「第2 公的統計の整備に関する事項」関係	16
「第3 公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」関係	30
第3部 項目別実施状況	67
1 公的統計の作成	69
(1) 基幹統計の指定、変更等の状況	69
(2) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況	69
(3) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況	70
(4) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等	70
(5) 指定地方公共団体が行う統計調査	71
(6) 指定独立行政法人等が行う統計調査	72
(7) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況	72
(8) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況	73
2 公的統計の公表	75
(1) 基幹統計の公表の状況	75
(2) 一般統計調査の結果の公表の状況	75
3 統計情報の提供	77
(1) 政府統計の総合窓口（e-Stat）による統計情報の提供状況	77
(2) 統計調査結果等のe-Statへの登録状況	78
4 調査票情報等の利用及び提供	82
(1) 調査票情報の二次利用	82

(2) 調査票情報の提供	82
(3) オーダーメード集計の実施	86
(4) 匿名データの作成及び提供	87
(5) 調査票情報等の適正管理のための措置	89
5 P D C A サイクルの確立	90
(1) P D C A サイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況	90
(2) 統計作成プロセス診断の実施状況	91
6 統計リソースの確保・人材育成	92
(1) 統計職員の配置状況	92
(2) 統計品質管理官の配置状況	95
(3) 誤り発見ルールに沿った対応状況	96
(4) 技術的アドバイザーの確保、活用状況	98
(5) 統計データアナリスト等の認定状況	99
(6) 各種研修の充実・実施の状況	99
(7) 府省の統計部局間の人的交流の状況	100
7 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減	101
(1) オンライン調査の推進状況	101
(2) 統計作成における行政記録情報等の活用状況	109
(3) 統計調査における行政記録情報等の活用状況	110
(4) ビッグデータ等の利活用の状況	112
8 国際比較可能性の向上、国際貢献	113
(1) S D G グローバル指標の公表状況	113
(2) 国際貢献の状況	113
【資料編】	115
[統計行政の主な動き関連]	
資料1 令和六年能登半島地震による災害への対応等について（各府省宛て） ..	117
資料2 令和六年能登半島地震による災害への対応について（都道府県、指定 都市宛て）	119
資料3 各府省の基幹統計調査における令和六年能登半島地震による災害への 対応状況	120
[1 公的統計の作成関連]	
資料4 公的統計基本計画のこれまでの変遷	123
資料5 基幹統計及び基幹統計調査一覧	124
資料6 基幹統計調査の承認一覧	125
資料7 基幹統計調査の年度別承認件数	126
資料8 一般統計調査の承認一覧	127
資料9 一般統計調査の年度別承認件数	130
資料10 都道府県別統計調査の届出件数	131

資料11 指定都市別統計調査の届出件数	131
[3 統計情報の提供関連]	
資料12 政府統計の総合窓口（e-Stat）について.....	132
資料13 政府統計共同利用システムについて.....	133
[4 調査票情報等の利用及び提供関連]	
資料14 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用（実績）	134
資料15 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	136
資料16 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供（実績）	139
資料17 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例.....	140
資料18 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査	144
資料19 オーダーメード集計及び匿名データの提供（実績）	145
[5 P D C A サイクルの確立関連]	
資料20 点検・評価の実施状況	147
資料21 点検・評価を通じた課題等の改善例.....	149
資料22 統計作成プロセス診断の実施状況.....	152
資料23 統計作成プロセス診断の実績	153
[6 統計リソースの確保・人材育成関連]	
資料24 令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議 (令和5年（2023年）5月30日)	159
資料25 統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ	162
[7 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減関連]	
資料26 民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等 の概要.....	171
[8 国際比較可能性の向上、国際貢献関連]	
資料27 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数	173

第1部

令和5年度（2023年度）における 統計行政の主な動き

第1部 令和5年度（2023年度）における統計行政の主な動き

1 公的統計の総合的な品質向上に向けた取組

令和3年（2021年）12月に発生した国土交通省の統計調査に係る不適切事案を契機として、統計委員会において統計の品質確保・向上に向けた検討が行われ、令和4年（2022年）8月10日に「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」が取りまとめられた。また、同建議で提案された内容については、第IV期基本計画等においても同様の内容が盛り込まれた。

各府省は、同建議及び第IV期基本計画に基づいて、公的統計の総合的な品質向上に向けて必要な取組を進めており、令和5年度（2023年度）における主な取組状況は以下のとおりとなっている。

（統計作成プロセスの改善に関する取組）

- 各府省における統計ごとの業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示した「統計作成ガイドブック」を総務省が令和5年（2023年）4月に策定し、各府省に配布。
- 統計調査を実施後の事後検証（自己点検）において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認が的確に実施されるよう、「P D C Aサイクル確立に向けた点検・評価ガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ。以下「点検・評価ガイドライン」という。）を令和5年（2023年）7月28日の統計行政推進会議申合せにより改定。
- 各府省は、改定後の「点検・評価ガイドライン」に基づき点検・評価を行うとともに、「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの整備等を実施。
- 統計作成プロセス診断の実施方法などを定めた方針（フレームワーク）及び要求事項を、統計委員会（統計作成プロセス部会・要求事項等検討タスクフォース）で審議・了承後、令和5年（2023年）7月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定。同年度後半から、基幹統計調査を対象とした診断を本格的に実施。

（人材確保・育成に関する取組）

- 令和5年（2023年）4月から総務省及び統計調査を所管する11の府省に統計品質管理官48名を配置。
あわせて、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー（8名）及び統計技術アドバイザー（4名）として任用し、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支援する体制を整備。
- 統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の資格取得者が着実に増加。令和6年（2024年）3月現在で、統計データアナリストの認定者数は68名、統計データアナリスト補の認定者数は307名。

- 「令和6年度における人事管理運営方針」（令和6年3月21日内閣総理大臣決定）において、統計作成に携わる職員について、幹部・管理職員も含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことや、研修受講や統計データアナリスト等の資格取得の促進、能力向上と適切な処遇配置等に計画的に取り組むことを盛り込み、各府省の取組を促進。
- 誤り発見時の対応について、令和5年（2023年）7月に新たに対応ルールのひな型を各府省に提示し、各府省において改定・周知を実施。
- 統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省において19名の職員を他府省から受け入れ、OJTを実施。
- 総務省（統計研究研修所）では、品質管理の基本的事項等の内容を盛り込んだ統計の知識を体系的・段階的に習得する研修を実施するとともに、令和5年（2023年）9月には、各府省の統計を所管する部署の幹部・管理職員を対象とした統計幹部研修を実施。また、各府省においても、品質管理の重要性等を盛り込んだ研修をそれぞれ実施。

2 令和6年能登半島地震による災害への対応

令和6年（2024年）1月1日に石川県能登地方を震源とする最大震度7を観測する地震が発生し、北陸地方を中心に甚大な被害に見舞われた。

総務省政策統括官（統計制度担当）は、令和6年能登半島地震が公的統計に与える影響への対処の一環として、特定非常災害の指定に伴う基幹統計調査の報告義務の免責に関する措置、承認手続の弾力的運用、統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項等について文書を令和6年（2024年）1月11日付で各府省に通知した（資料1参照）。また、各都道府県及び政令指定都市に対しては、同日付で届出手続の弾力的運用の実施について周知した（資料2参照）。

各府省は、震災後に実施する統計調査について、被災地域を調査対象から一時的に除外すること、被災地域については調査期間の終期を延長すること、未調査地域の推計を含む集計方法の変更を行うことなどの措置を講じた（資料3参照）。

3 サービス産業動態統計調査の創設

一国経済に占めるサービス分野の重要度が増す中で、サービス産業の生産活動の実態は、経済センサスや経済構造実態調査による産業横断的な構造統計により毎年詳細に把握されることとなったが、月次の基幹統計調査は存在しなかった。このため、サービス産業を対象とした月次の基幹統計の整備は、これまで累次にわたる基本計画においても、重要課題の一つとされていた。

こうした中、総務省は、既存の一般統計調査である「サービス産業動向調査（総務省所管）」及び「特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）」を統合し、我が国におけるサービス産業の事業活動の動態を明らかにするため、新たな基幹統計調査として「サービス産業動態統計調査」を創設

し、「サービス産業動態統計」を作成することとした。

本件については、統計委員会における諮問審議を経て、令和6年（2024年）1月に基幹統計として指定されるとともに、基幹統計調査として承認された。本調査は、令和7年（2025年）1月から、毎月実施される予定である。

4 SUT体系移行に向けた日本標準産業分類の改定等

日本標準産業分類は、行政機関等が作成する公的統計の相互比較と利用の向上を可能とするため、財又はサービスの生産と供給において類似した経済活動を産業別に分類したものであり、昭和24年（1949年）10月に設定され、以来、我が国の経済・社会等の変化により生じた産業の実態に適合させるため、これまで累次にわたる改定が行われてきた。また、その間、平成21年（2009年）3月には、法に基づく統計基準として設定されている。

総務省は、第Ⅲ期基本計画において「特に、日本標準産業分類については、SUT体系への移行に向け、必要な改定に取り組む」とされたこと等を受けて、日本標準産業分類の第14回改定について、統計委員会の諮問審議を経て、令和5年（2023年）7月に告示し、同改定は令和6年（2024年）4月1日に施行された。

また、SUT体系への移行を見据え、経済活動における生産の成果として産出される財及びサービス（生産物）を整備した「生産物分類（2024年設定）」を令和6年（2024年）3月に公表した。

5 統計委員会デジタル部会の設置

経済のデジタル化の実態把握や、統計作成プロセスのデジタル化など、様々な観点で公的統計の整備におけるデジタル化への対応が求められる中、第Ⅳ期基本計画に盛り込まれた公的統計のデジタル化を推進していく観点から、令和5年（2023年）10月27日に開催した第198回統計委員会において、新たにデジタル部会が設置された。

第1回デジタル部会は、令和6年（2024年）3月4日に開催され、デジタル部会の今後の進め方やデジタル経済の実態把握についての議論が行われている。

第2部 基本計画の推進状況

第2部 基本計画の推進状況

1 基本計画について

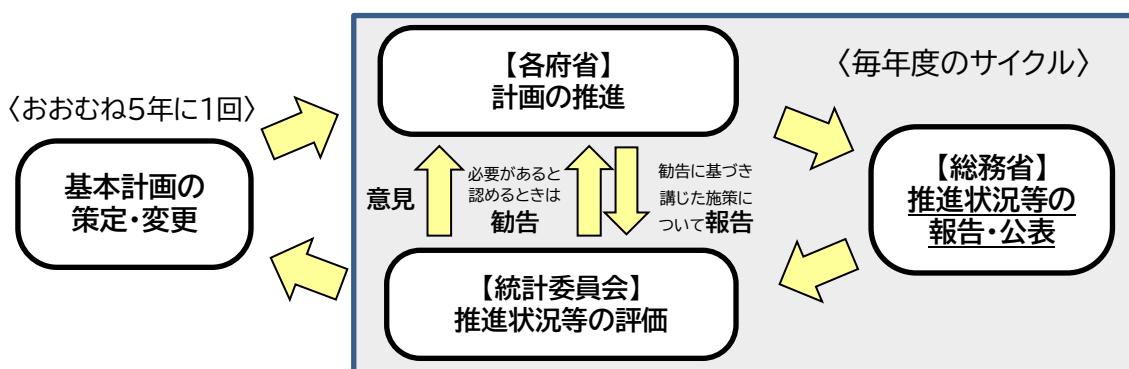
(1) 基本計画に関する法施行状況報告

法第4条第1項においては、政府は、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、基本計画を定めなければならないとされている。

この基本計画については、法第4条第6項において、統計をめぐる社会経済情勢の変化を勘案し、及び公的統計の整備に関する施策の効果に関する評価を踏まえ、おおむね5年ごとに変更することが定められているが、この「効果に関する評価」は、法第55条の規定に基づく総務大臣による法施行状況報告に対する統計委員会の審議によって実施される。また、法第4条第7項においては、統計委員会は、基本計画の実施状況を調査審議し、公的統計の整備に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため必要があると認めるときは、総務大臣又は総務大臣を通じて関係行政機関の長に勧告することができるとされており、同条第8項においては、総務大臣又は関係行政機関の長は、前項の規定による勧告に基づき講じた施策について統計委員会に報告しなければならないとされている。

基本計画は、第I期基本計画（計画期間：平成21年度（2009年度）から平成25年度（2013年度）まで）が、平成21年（2009年）3月に閣議決定され、その後、毎年度の法施行状況報告による評価を経て、公的統計をめぐる情勢の変化等（資料4参照）も踏まえ、前期の基本計画を変更した計画として、第II期基本計画（計画期間：平成26年度（2014年度）から平成29年度（2017年度）まで（1年短縮））、第III期基本計画（計画期間：平成30年度（2018年度）から令和4年度（2022年度）まで、令和2年（2020年）6月に一部改正）及び第IV期基本計画（令和5年度（2023年度）から令和9年度（2027年度）まで）が閣議決定されてきている。

図1 統計法施行状況報告による基本計画の評価及び推進



(2) 第IV期基本計画の概要

第IV期基本計画（以下の記述において、単に「基本計画」という場合

は、第IV期基本計画を指す。) は、公的統計の整備に関する基本的な方針や取組の方向性、継続的な取組事項等を示した「本文」と、令和5年度(2023年度)からおおむね5年間に各府省が講すべき具体的な措置、方策、実施時期等を定めた「別表」で構成されており、別表には、国民経済計算の精度向上・充実などの「公的統計の整備に関する事項」と、統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上などの「公的統計の作成・提供・利用の基盤整備」が掲げられている。

2 第IV期基本計画の進捗状況

(1) 令和5年度(2023年度)における主な取組実績

令和5年度(2023年度)における基本計画の進捗状況を的確に把握するため、基本計画別表に掲げられた118事項について、各府省から取組実績の報告を受けた。

基本計画別表記載事項に関する各府省の取組実績のうち、令和5年度(2023年度)中に進捗のあった主な取組の状況は、表1のとおりである。なお、令和5年度(2023年度)における全事項の取組実績については、「3 別編[基本計画 事項別推進状況]」に掲載している。

表1 令和5年度(2023年度)における各府省の主な取組実績等

基本計画の記載	主な取組実績
【国民経済計算の充実】 令和7年(2025年)を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準(2025 SNA(仮称))策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	2025 S N A (仮称)の策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。同時に、2025 S N A (仮称)の採択後の実装に向けた検討を進めた。具体的には、我が国の先進的な研究事例としてマーケティング資産へのフローの投資に関する試算を令和5年(2023年)11月の国際会議で発表したほか、データの資本化等の主要な検討課題の実装に関する課題を検討するための国際的なタスクチームにも参画している。また、こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和5年(2023年)6月の第34回国民経済計算体系的整備部会に報告した。
【サービス産業統計の整備】 サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるととも	総務省及び経済産業省では、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査(総務省所管)及び特定サービス産業動態統計調査(経済産業省所管)を統合し、新たな基幹統計調査である「サービス産業

<p>に、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。</p>	<p>動態統計調査」（総務省所管）を令和7年（2025年）1月から実施することとした。本件は令和5年（2023年）10月に統計委員会に諮問され、同年12月の答申を経て承認された。</p> <p>新調査は、上記2調査を統合することで重複是正を図るとともに、従業者数に係る調査項目を見直すなど報告者負担の軽減を図り、現行のサービス産業動向調査よりも公表時期の前倒しをして、利活用の拡大を図ることとした。</p>
<p>【調査票情報等の提供及び活用】</p> <p>独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などミクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。</p>	<p>より分かりやすい提供手続を実現するため、ミクロデータ利用ポータルサイト（以下「miripo」という。）上での提供手続を可能とし、併せて提供に係る進行管理も行えるようシステム開発に着手した。</p> <p>miripo上に調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設置（令和5年（2023年）5月1日）し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行っている。</p> <p>調査票情報の提供に係る審査を標準化・効率化するため、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年（2008年）12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を令和6年（2024年）1月26日付けで改正・施行し、利用する調査票情報について、客観的・外形的に判断する旨を審査基準として明記するなど、審査の趣旨及び実施方法を明確化するとともに、利用申出様式の統一を行った。</p>
<p>【P D C Aサイクルの定着】</p> <p>令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和5年（2023年）5月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計</p>	<p>各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」を令和5年（2023年）4月に策定した。</p> <p>事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和5年（2023年）5月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計</p>

	<p>行政推進会議申合せとして改定を行った。</p> <p>また、「統計作成プロセス診断の要求事項」については、上記の事項への対応も含めた必要な措置を行うため、令和4年度（2022年度）に引き続き、要求事項等検討タスクフォースにおいて、要求事項及び方針（フレームワーク）の検討・審議を行い、成案を得て、統計作成プロセス部会及び統計委員会の了承を得た上で、令和5年（2023年）7月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定を行った。</p>
【建設に関する統計作成の改善】 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	<p>建設工事統計及び建築着工統計について、統計作成プロセス診断の結果も踏まえて、令和5年度（2023年度）に作業プロセスの見直し（BPR）を行った。</p> <p>見直しに当たっては、まずは現状の業務フローを整理し、課題・問題点を踏まえて、新しい業務マニュアルの整備を行い、担当者だけでなく管理職員、都道府県及び受託事業者も全体業務を把握可能とした。</p> <p>本件については令和6年（2024年）3月の統計品質改善会議、同年4月の統計委員会において報告済みであり、また、他省庁にも共有を行った。</p>
【報告者負担への配慮】 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	<p>令和6年（2024年）調査（甲種港湾：令和6年（2024年）1月分、乙種港湾：令和6年（2024年）分）から、調査方法の一つとして、サイバーポートを用いたオンライン報告が可能となるよう調査計画を見直し、令和5年（2023年）7月に総務大臣への承認申請を行い、同年9月に承認された。これにより、行政記録情報等の活用による調査票の作成、自動集計・チェック機能等の導入による報告者負担の軽減、調査票情報等の一元的な管理等が可能となる。なお、調査方法の再整理については、即時にサイバーポートを導入することが困難な調査対象港湾も一定程度存在することや、従来の調査方法を望む又はオンライン報告が困難な報告者がいること等に配慮し、全港湾におけるサイバーポートへの移行は直ちには困難であることから、従来の調査方法も存置することとした。</p>

(2) 令和5年度（2023年度）における取組の関連指標等

基本計画では、フォローアップについて「統計委員会は、基本計画に盛り込まれた事項について、それらの実施状況等の確認に加え、個々の統計調査における調査環境等の実情や今後の見通しなども考慮し、関連指標等も効果的に活用してモニタリングを行うなど、評価の充実を図り、改善を後押しするようフォローアップを行う。」とされている。

これを踏まえ、法施行状況報告において、公的統計の整備について全体の状況をふかんできるような指標などの関連指標の報告を求めるとしている。

令和5年度（2023年度）における取組の関連指標等については表2のとおりである。

表2 令和5年度（2023年度）における取組の関連指標等

項目	令和5年度（2023年度）	令和4年度（2022年度）
公的統計の作成・公表		
基幹統計調査、一般統計調査の数	基幹統計調査： 50件 一般統計調査： 210件	基幹統計調査： 49件 一般統計調査： 205件
公表が遅延した統計調査件数	基幹統計調査： 2件 一般統計調査： 16件	基幹統計調査： 1件 一般統計調査： 16件
政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進		
e-Statの統計表アクセス件数	34,868,309件	40,218,670件
調査票情報等の利用及び提供		
法第32条に基づく二次利用	671件	629件
うち、オンライン利用件数	5件	—
法第33条及び法第33条の2に基づく調査票情報提供	2,700件	2,501件
うち、オンライン利用件数	57件	—
法第34条に基づくオーダーメード集計	21件	21件
法第36条に基づく匿名データ提供	39件	46件
公的統計の品質確保・向上に係る取組		
点検・評価の実施件数	76件	110件
プロセス診断の実施件数	4件	2件 ^(注1)
基幹統計の作成に従事する職員数	894人	—
誤り発見ルールに基づく報告	121件	131件
統計データアナリスト・アナリスト補の認定状況	統計データアナリスト： 68名 統計データアナリスト補： 307名	統計データアナリスト： 27名 統計データアナリスト補： 187名

オンライン調査の推進		
基幹統計調査におけるオンライン回答率 ^(注2)	企業系調査：50.2% 世帯系調査：20.6% ^(注3)	企業系調査：43.5% 世帯系調査：21.0%
統計作成の効率化		
行政記録情報等を活用している統計調査の数	99統計調査	98統計調査
ビッグデータ等を経常的に活用している統計等の数	10件	10件

(注1) 令和5年度（2023年度）後半からの本格実施に向けた先行実施の件数。

(注2) 各年度の12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査（5年に1度の周期調査等を含む。）におけるオンライン回答率。

(注3) 世帯系調査の令和5年（2023年）の数値には、一部の都道府県のみにオンライン調査が導入された統計調査を含む。
当該統計調査を除くと、オンライン回答率は21.9%となる。

3 別編[基本計画 事項別推進状況]

- ※ この「別編」には、基本計画別表「今後5年間に講ずる具体的施策」に掲げられた事項の令和5年度（2023年度）における推進状況（取組実績）を掲載している。
- ※ 「具体的な措置、方策等」欄における「◎」は基幹統計に係る事項を、「○」はその他の公的統計に係る事項（基幹統計を含む公的統計全般に共通した事項を含む。）を示す。
- ※ 「実施済等の別」欄の各類型は、令和5年度（2023年度）末現在での検討状況及び進捗状況に対する各府省等の自己評価の結果を表す。各類型の内容は以下のとおりである。
- ・実施済：令和5年度（2023年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもの
 - ・実施済（課題あり）：令和5年度（2023年度）末までに、基本計画の内容に沿った所要の措置を終えたもののうち、その検討結果や実施過程において課題等が残されているもの
 - ・継続実施：基本計画で求められている事柄の性質上、期限は設けられていないが継続的・段階的な措置・取組が必要なもの
 - ・実施・検討予定：令和5年度（2023年度）末までに実施済には至らなかつたものの、引き続き実施・検討が行われるもの
- ※ 「令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況」欄に担当府省名が【　】で記載されていない場合、当該取組の担当府省は、「担当府省」欄と同一である。

【基本計画 事項別推進状況】

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
第2 1 国民経済計算の精度向上・充実 (2) 令和12年度(2030年度)に向けた取組：二つの柱	1	◎ QEの精度向上に向けて、供給側推計品目の細分化、共通推計項目の拡充などを含む推計方法の包括的な見直しを推進する。また、新型コロナウイルス感染症の影響への一連の対応（1次QEの特殊補外、季節調整におけるダミー処理、年次推計における一部品目の配分比率の見直し）について、必要に応じ、データ蓄積を踏まえて検証する。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。可能なものについては令和7年度(2025年度)末までに結論を得る。
	2	◎ 報告者負担軽減と有用なデータ確保の両立を図るために、法人企業統計・附帯調査の調査事項のうち、1次QE推計の改善に資すると考えられる事項について、法人企業景気予測調査の活用可能性の検証を行い、その結果を踏まえ、法人企業景気予測調査の調査項目の見直しについて検討し、早期に結論を得た上で、必要なQE推計の検証を行う。調査項目の見直しに当たっては、法人企業統計・附帯調査に係るこれまでの検討状況並びに法人企業景気予測調査における過去の見直しの経緯を踏まえる。 ◎ また、上記を含め、1次QEの民間企業設備及び民間在庫変動の推計手法の改善に係る研究を進める。	財務省、内閣府	法人企業景気予測調査の関連については令和5年度(2023年度)から実施し早期に結論を得る。1次QEの推計手法の関連については令和5年度(2023年度)から実施する。
	3	◎ 営業余剰・混合所得及び雇用者報酬に係る推計手法の改善等を通じて、年次推計における分配面の精度向上を図るとともに、分配面の四半期GDP速報について、これまで統計委員会に報告された推計方法の改善に係る検討や試算値の作成をできるだけ速やかに進め、参考系列としての公表可否、可とする場合における公表方法等について結論を得る。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。四半期速報については令和7年度(2025年度)末までのできるだけ早い時期に結論を得る。
	4	◎ 第一次年次推計から基準年推計に至る推計手法のシームレス化について、令和7年度(2025年度)中に実施予定の次期基準改定における基準年推計との整合性を図りつつ、改定差の縮小に向けて検討する。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	5	◎ 令和2年産業連関表における教育の中間投入構造の推計について、令和4年度(2022年度)の検討を踏まえ、行政記録情報を用いた推計精度の向上を図る。	文部科学省	令和5年度(2023年度)に実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> QEの精度向上に向け、供給側推計品目について、第1段階として、令和4年（2022年）7～9月期四半期別GDP速報（2次速報値）より家計消費への影響が大きい品目についての細分化を行ったところであり、引き続き第2段階として、商業マージンを中心として、基礎統計の利用可能性をはじめ細分化の妥当性を検証し、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定時に行うことを目指し、検討を行う。 <p>新型コロナウイルス感染症の影響にかかる対応について、第IV期基本計画に先立つ令和4年（2022年）末から、一部の品目について、業界統計等を用いた1次QEにおける補外方法を通常の補外方法として採用するとともに、令和5年（2023年）末に実施した令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計では、固定された配分比率では捉えられない直近の経済構造の変化を反映するよう、各種統計等を活用し、配分比率の見直しを行った。また、季節調整におけるダミー処理については、予測系列を用いた異常値処理方法に関し、感染拡大以外の経済的ショックによる影響がみられる期間や、経済的ショックが見られないと思われる期間における有効性の検証を行い、令和5年（2023年）10月の第35回国民経済計算体系的整備部会において報告した。その後、同部会での議論を踏まえ、令和5年（2023年）末の令和5年（2023年）7～9月期四半期別GDP速報（2次速報値）以降、当面の間、速報期間の異常値設定にかかる信頼区間を99%に変更することとした。今後も引き続き、同部会での議論も踏まえつつ、検証を実施する予定。</p> 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 1次QEの民間企業設備の推計方法の改善については、全国企業短期経済観測調査（短観）及び法人企業景気予測調査を用いた試算の改善について、令和4年（2022年）7月の第2回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、第IV期基本計画の策定に先立って報告した。また、1次QEの在庫変動の推計方法の改善については、法人企業景気予測調査の原材料在庫BSIを用いた推計方法を検討し、その試算結果を国民経済計算体系的整備部会に3度にわたり報告した。同部会での議論やこれまでの分析結果を踏まえ、法人企業統計を用いない方法も含めた民間在庫変動の推計手法等に係る検討、研究を引き続き行う。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 分配側系列の四半期速報（分配QNA）について、令和5年（2023年）3月の第33回国民経済計算体系的部会への報告及び同部会の議論を踏まえ、新たな試算を行うとともに推計方法の精緻化等を詳述した論文を令和6年（2024年）3月に公表した。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）末の令和4年度（2022年度）国民経済計算年次推計から、サービスの出荷額推計のうち一部の品目について、基準年推計に用いる「経済センサス活動調査」の中間年版としてシームレス化が図られた「経済構造実態調査」の利用を開始した。それに先立つ、令和5年（2023年）10月の第35回国民経済計算体系的整備部会において、同方針を報告。令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定に向けて、経済構造実態調査の更なる活用に向け、引き続き検討を行う。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度（2022年度）に実施した自治体の決算資料を用いた公立学校に関する費用の調査から得られたデータを基にした推計方法を取り入れ、投入値の推計精度の向上を図った。 	実施済

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	6	◎ 産業連関表（取引基本表）について、引き続き経済センサス・活動調査の利活用拡充を図りつつ、サービス分野のSUT体系移行に取り組み、令和2年産業連関表（取引基本表）とともに、SUTを作成・公表する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）末までに実施する。
	7	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス・活動調査、産業連関表及びSUT等への適用を図るため、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度（2023年度）末までに実施する。
	8	◎ 令和7年産業連関表について、産業分類や生産物分類、基礎統計の状況を踏まえ部門の見直しなどを行い、全面的なSUT体系移行に取り組む。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。
	9	◎ 令和8年経済センサス・活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の実施に当たっての連携強化について検討する。	総務省、経済産業省	令和6年度（2024年度）末までに結論を得る。
	10	◎ これまでの経済構造実態調査やサービス産業・非営利団体等調査の実施状況等を踏まえつつ、これらの費用項目の整合性の向上について検討する。	総務省、経済産業省	令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。
	11	○ 令和7年（2025年）を対象とする産業連関構造調査などについて、SUT体系移行も踏まえ不足する分野の拡充を図るとともに、サービス産業・非営利団体等調査を軸とした見直しについて検討する。	産業連関表作成府省庁	令和6年度（2024年度）から実施する。
	12	◎ 建設に係るアウトプット型デフレーターについて、統計委員会に報告された一連の研究成果等を踏まえ、残された課題の検討を進め、国民経済計算の次期基準改定における実装を目指す。また、小売サービス（マージン）の価格の把握方法について、統計委員会に報告された研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえ、国民経済計算における実装に向けた研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施する。建設については令和7年度（2025年度）末までに結論を得る。小売サービスについては令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。
	13	◎ 1次QEの公表前倒しの可能性について、海外の推計手法、基礎統計等の公表時期や早期化の可能性、推計精度への影響、次期基準改定に向けた推計方法の見直しに係る検討状況等を踏まえ、研究を進める。	内閣府	令和5年度（2023年度）から実施し、令和7年度（2025年度）から作業を本格化する。
	14	◎ 制度部門別勘定の更なる整備について、海外の状況や国内の研究、ニーズを踏まえつつ検討し、次期基準改定までを目途に結論を得る。	内閣府	令和7年度（2025年度）中に結論を得る。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・ 産業連関表（取引基本表）、SUT（供給表、使用表）について、いずれも令和6年（2024年）6月ころの公表に向け推計・確認作業を進めている。	実施・検討予定
・ 生産物分類については、日本標準産業分類（第14回改定）の改定内容等を踏まえた見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備し、「生産物分類（2024年設定）」を令和6年（2024年）3月18日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、公表した。	実施済
・ 令和6年度（2024年度）以降、令和2年産業連関表の推計の状況等を踏まえ、令和7年（2025年）産業連関表の見直し・検討を行う予定である。	実施・検討予定
・ 令和8年（2026年）経済センサス - 活動調査とサービス産業・非営利団体等調査の連携強化については、実施方法を中心に検討する見込みである。	実施・検討予定
・ 経済構造実態調査及びサービス産業・非営利団体等調査の費用項目の整合性の向上については、両調査の実施状況に加え、サービス産業・非営利団体等調査の結果を踏まえ推計される令和6年（2024年）6月ころ公表予定の産業連関表の状況等を踏まえて、検討する見込みである。	実施・検討予定
・ 令和6年度（2024年度）以降、財分野を含めたSUT体系への全面移行に向け、産業連関構造調査の調査項目等の見直しのため、調査研究を実施予定である。	実施・検討予定
・ 建設に係るアウトプット型デフレーターについては、令和4年（2022年）8月の第4回統計委員会企画部会第1ワーキンググループ会合において、付加価値勘案法を用いたデフレーターの次期基準改定での実装を目指して引き続き検討を進めることとされ、これを踏まえて令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会において、残された課題の検討結果と併せて推計結果及びGDPへの影響試算を提示した。部会の議論を踏まえ、実装に向けて、令和6年度（2024年度）初めの同部会において引き続き検討することになった。 小売サービス価格については、日本銀行が統計委員会に報告した研究成果及び令和4年（2022年）以降の経済構造実態調査の結果を踏まえて、国民経済計算における実装に向けた研究を進めた。	実施・検討予定
・ 海外の推計手法、推計精度への影響等を検討するため ①主要国の推計手法のリサーチ、②早期化した場合の推計精度への影響をつかむため、諸外国にならって各早期化段階ごとの『基礎統計のカバー率』の試算等を行い令和6年（2024年）3月の第36回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 同部会での議論も踏まえ、引き続き、1次QEの早期化のために、公表の早期化等が必要となる基礎統計のリスト化、基礎統計が利用できなくなる項目について、補外方法又は利用を取りやめることの検討を行う。	継続実施
・ 令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系的整備部会において、総務省統計委員会担当室から、総務省が所管する基礎統計の利活用の可能性や海外の状況について報告。同部会での議論も踏まえ、令和7年度（2025年度）中に実施予定の次期基準改定に向け、引き続き検討を行う。	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 未来に向けた先行投資	15	◎ 国民経済計算体系における経済のデジタル化のより的確な把握について、海外の状況や国内のデータ整備状況等を踏まえつつ、更なる検討を進める。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	16	◎ これまでの内閣府の研究に基づき、脱炭素の観点から経済活動の環境への影響をGDPに反映させる指標の研究を行うとともに、そのために必要な温室効果ガス等の排出勘定の研究・整備を関係省庁と連携して進め、成果を公表する。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	17	◎ 令和7年(2025年)を目途に策定予定の国民経済計算の新たな国際基準(2025SNA(仮称))策定に向けた国際議論に引き続き積極的に関与するとともに、できる限り速やかにその実装を図るため、基礎的な検討を着実に進める。	内閣府	令和5年度(2023年度)から実施する。
	18	○ 医療、介護、教育の質の変化を反映した価格の把握手法について、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、実現可能性を含めて検討する。	内閣府、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
2 経済統計の体系的整備の推進 (1) 経済構造を把握する統計の整備	19	◎ 次回(令和8年)経済センサス・活動調査について、SUT体系への移行に係る検討状況や、中間年の実態を把握する経済構造実態調査との関係にも留意しつつ、調査事項の見直し等を検討する。	総務省、経済産業省	令和8年経済センサス・活動調査の企画時期までに結論を得る。
	20	○ 既存の統計調査、行政記録情報や民間データ等では十分に把握しきれていない、電子商取引・DXやGX、企業の多国籍化などの様々な経済活動に関するデータニーズに迅速に対応して実態を把握するための新たな枠組みについて、既存統計調査の調査事項との整合性や継続性、ユーザーニーズに十分に配慮しながら、総務省及び経済産業省を中心として、関係府省の協力も得つつ検討を開始する。	総務省、経済産業省、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	21	○ 消費者物価指数の精度向上に係る各種課題について引き続き検討を行い、その結果を統計委員会に報告する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(2) サービス産業・企業関連統計の整備	22	○ サービス業を対象とした月次統計調査について、関連統計調査の関係整理や公表早期化の検討を引き続き進めるとともに、サービス分野の統計の一層の体系的整備を進める観点や公表早期化によって見込まれるQEなどの利活用ニーズの拡大にも照らし、基幹統計の整備に向けた検討を行うとともに、既存の一般統計調査との重複是正など報告者負担にも配慮した検討を行い、結論を得る。	総務省、経済産業省	令和6年度(2024年度)末までに結論を得る。
	23	○ 第3次産業活動指数について、作成の基礎となる関連統計調査の整備・改善状況等を踏まえつつ行政記録情報や民間データの活用を含め、引き続き精度や利便性の向上など統計の有用性の更なる向上に努める。	経済産業省	令和5年度(2023年度)から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和7年（2025年）を目指し策定予定の国民経済計算の新たな国際基準で勧告される予定のデータの資本化について、データ、データベース及びデータ分析のフロー計数の試算を行い、令和5年（2023年）5月に報告書を作成及び公表した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 温室効果ガスや大気汚染物質の排出削減努力をGDPに反映させる汚染調整済経済成長率や、そのために必要な大気排出勘定の試算を行い、研究の成果を令和6年（2024年）2月に公表した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 2025 SNA（仮称）の策定に向けて国連等が作成する事項別論点ペーパーや、それらを統合した勧告事項リストについて、関係機関と連携しつつ意見表明を行うとともに、我が国の研究事例について国際会議で随時発表を行うなど、国際議論へ積極的に参画した。同時に、2025 SNA（仮称）の採択後の実装に向けた検討を進めた。具体的には、我が国の先進的な研究事例としてマーケティング資産へのフローの投資に関する試算を令和5年（2023年）11月の国際会議で発表したほか、データの資本化等の主要な検討課題の実装に関する課題を検討するための国際的なタスクチームにも参画している。また、こうした国際議論の動向と我が国の研究事例等について、令和5年（2023年）6月の第34回国民経済計算体系的整備部会に報告した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 医療、介護の分野は、統計委員会に報告された一連の研究成果及び国際的な議論の進展を踏まえ、引き続き実現可能性を含めて検討する。 教育の分野については、令和4年度統計法施行状況報告において、現時点では相当程度困難との報告を行った。 	実施・検討予定（医療・介護について）及び実施済（教育について）
<ul style="list-style-type: none"> 次回（令和8年（2026年））経済センサス - 活動調査の調査事項等については、各府省等関係者の意見を踏まえ検討しているところ。具体的には、令和5年（2023年）8月に各府省・地方公共団体に対して令和8年（2026年）経済センサス - 活動調査に係る調査事項の要望把握を行い、今後、令和6年度（2024年度）において各府省等関係者に対して集計事項及び令和3年（2021年）調査結果の利活用状況を把握することとしている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 総務省統計委員会担当室が行ったデジタル経済の実態把握に関する調査研究の内容等について、令和5年（2023年）5月に統計委員会サービス統計・企業統計部会において、また、令和6年（2024年）3月に統計委員会デジタル部会において、報告を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> インターネット販売価格を含めたビッグデータ等の代替データから物価指数を作成する品目の適用範囲を拡大するため、従来調査データを指數作成に使用していた品目に対し、POSデータを用いた指數作成の方法について検討を行っている。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 総務省及び経済産業省では、既存の一般統計調査であるサービス産業動向調査（総務省所管）及び特定サービス産業動態統計調査（経済産業省所管）を統合し、新たな基幹統計調査である「サービス産業動態統計調査」（総務省所管）を令和7年（2025年）1月から実施することとした。本件は令和5年（2023年）10月に統計委員会に諮問され、同年12月の答申を経て承認された。 新調査は、上記2調査を統合することで重複を正を図るとともに、従業者数に係る調査項目を見直すなど報告者負担の軽減を図り、現行のサービス産業動向調査よりも公表時期の前倒しをして、利活用の拡大を図ることとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 第3次産業活動指標については、サービス産業動向調査（総務省）と特定サービス産業動態統計調査の見直しの状況も踏まえ、2020年基準改定における採用系列の検討等を行ったことに加え、2020年基準改定に係る有識者で構成される研究会を通じて、精度や利便性の向上を図る課題対応の検討を実施した。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	24	◎ 法人企業統計調査における欠測値の補完方法の改善について、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえつつ、引き続き、検討する。	財務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
(3) 経済統計作成の改善に向けた取組	25	◎ 経済センサス - 活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備を図るため、報告者の負担や地方公共団体・統計調査員の事務負担にも配慮しつつ、事業所・企業の基本的事項の更新範囲や頻度を高めることについて、経済センサス - 基礎調査の見直しを含めて検討を行う。	総務省	令和6年経済センサス - 基礎調査の企画時期までに結論を得る。
	26	○ 企業を対象とした統計調査について、引き続き、各統計調査の役割分担について検討するとともに、重複是正等の取組を推進する。	総務省、関係府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
3 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備、国際比較可能性の向上、国際貢献	27	○ 企業の特性（外資比率等）と輸出入行動を関連付けた新たな統計の作成について、事業所母集団データベースと貿易統計データベースの収録情報の接続の可能性を検証した上で、行政手続への影響や個別企業の情報の秘匿といった観点を含め、その作成可能性を検証・検討する。	財務省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
(1) 経済活動のグローバル化に対応した統計の整備	28	○ 海外現地法人の活動をより正確に把握するために、引き続き、海外事業活動基本調査の母集団名簿の整備、充実に向けた検討を行う。	経済産業省	令和5年度（2023年度）から実施する。
(2) 国際比較可能性の向上、国際貢献	29	○ 統計委員会や各府省と連携を図り、引き続きSDGグローバル指標の対応拡大に取り組む。この際、既存の統計調査では算出困難なものもあることから、知見を有する第三者の協力も得ながら、新しい情報源の活用可能性の検討を進める。	内閣官房、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	30	○ 統計委員会の知見を活用するとともに、WEB会議システムやテレワークなども活用しつつ、①国際会議・専門家会合等への積極的な参加・情報発信、②国際機関等への統計専門家の恒常的な派遣、③発展途上国等を中心とする諸外国からの統計に関する政府職員の受入れ、④国際連合アジア太平洋統計研修所（S I A P）の運営に対する協力等の取組を一層充実し、国際貢献の強化を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	31	○ 統計に関する国際比較可能性の更なる向上を図る観点から、統計委員会を中心に各府省間と連携し、政府全体としての国際機関へのデータ提供や情報発信の拡大、国際機関における統計関係の議論・調整状況などに関する情報共有の強化に向け、総務省が主催する「国際統計に関するワーキンググループ」において、統計データの提供拡大に向けた検討を重点的に行っていくなど検討体制の充実を図る。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 学識経験者を交えた研究会を開催し、大きな景気変動があった時期を含めて検証した結果、欠測企業の補完値に過去データを利用することの有効性は確認された。その後、データ記録の区別を含め、必要な手続きやシステム改修に向けた予算措置などに取り組んでいる。また、システム改修実装後についても、欠測企業の補完については学識経験者を交えた研究会において定点的に観測を行うこととした。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 経済センサス・活動調査の中間年における事業所母集団データベースの更なる整備・充実を図るため、有識者を交えた「事業母集団データベース研究会」において整理された今後の事業所母集団データベース更新の方向性（更新頻度や範囲）を踏まえ、経済センサス・基礎調査の調査計画について、令和5年（2023年）3月に総務大臣への承認申請を行い、同年6月に承認された。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 事業所・企業を対象とした統計調査について、事業所母集団データベースを利用することにより、統計調査の実施前に調査対象事業所・企業の調査履歴を確認し、過重な調査負担が課される事業所・企業を調査対象から除外し、代替の事業所・企業を選定（重複是正）する措置を継続して実施している。（重複是正の実施状況については、第3部1（8）重複是正及び調査履歴登録の実施状況 参照） また、経済統計の体系的整備等に関するワーキンググループの第6回会合（令和6年（2024年）2月）において、報告者負担を抑制するための措置の一環として実施している調査間のデータ移送等の措置について、関係府省が実施するデータ移送等の取組の状況を整理し、これを踏まえ、当該取組の拡充等の可能性について検討していくことなど、今後の検討の方向性に関する情報共有が行われた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 新たに登録された事業所母集団データベースの法人番号について、共通キーとしての利用可能性の検証を行う。 	実施・検討予定
(第3部8（1）SDGグローバル指標の公表状況 参照)	継続実施
(第3部8（2）国際貢献の状況 参照)	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）5月に「国際統計に関するワーキンググループ」を開催し、総務省が取りまとめた各府省等の国際機関へのデータ提供実績について各府省等間で共有することの合意形成を図り、国際機関に対する統計データの提供拡大に向けた検討体制の充実を図った。 また、評価分科会において、国際機関に求められる統計に関する課題等について審議を行うこととし、具体的な審議課題を選定するため、委員の問題意識を幅広くお伺いした。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
4 人口や暮らしに関する統計の整備	32	○ 少子高齢化の進行や社会情勢の変化などを踏まえ、国民生活・社会統計に対する様々なニーズに柔軟に対応するため、関係府省が連携し、必要となる調査の実施方法等に関する研究を推進する。	総務省、厚生労働省、関係府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	33	○ 社会保障費用統計について、国際基準に準拠した地方公共団体の社会保障支出の総合的な把握に向け、引き続き情報収集や検討を行い、改善を図る。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	34	○ 国民生活基礎調査のオンライン調査の導入について、全国導入に向けた課題の整理や必要な改善を実施の上、地域別・世帯属性別のオンライン回答状況等、オンライン導入に伴う結果への影響を分析し、導入効果の検証を行う。	厚生労働省	令和7年(2025年)調査の企画時期までに結論を得る。
	35	○ 人口動態調査について、統計業務の継続性確保の観点からも、オンライン報告システムの改修等を通じたデータ収集・統計作成事務の効率化に継続的に取り組む。	厚生労働省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	36	○ 消費動向指数（C T I）については、家計統計を補完する消費関連指標としてより有用なものとなるよう、引き続き、取組を続ける。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
5 統計の比較可能性の確保等の取組	37	○ 日本標準産業分類については、生産技術の類似性に配慮しつつ社会経済情勢に合わせた見直しとなるよう、令和5年度(2023年度)末までに改定を行う。	総務省	令和5年度(2023年度)末までに実施する。
	38	○ 日本標準職業分類については、国際標準職業分類の状況や職業に関する動向等も踏まえつつ、令和8年度(2026年度)末までに改定することを目指す。	総務省	令和8年度(2026年度)末までに実施する。
	39	○ 生産物分類については、令和8年経済センサス - 活動調査、産業連関表及びS U T等への適用を図るために、次期日本標準産業分類の改定内容等を踏まえて必要な見直しを行い、財分野とサービス分野からなる全体版を整備する。	総務省	令和5年度(2023年度)末までに実施する。
	40	○ 生産物分類のより一層の活用を促進する観点から、経済センサスの適用状況等を踏まえつつ、統計基準としての設定も視野に入れて検討を進める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 関係者と協力の上、令和5年度（2023年度）より国民生活・社会統計に対する様々なニーズへの対応に係る研究を行っているところ。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 総務省が実施している「地方単独事業（ソフト）の決算額に関する調査」※に関する情報収集を行った。 今後、公表される同調査の令和4年度（2022年度）決算分（令和5年（2023年）度に実施）の結果を踏まえ、社会保障費用統計に未計上の項目について、同調査を用いた計上が可能か等について、検討することとしている。 ※「経済財政運営と改革の基本方針2018」（平成30年6月15日閣議決定）の指摘（地方財政計画の一般行政経費（単独）と対応関係にある地方単独事業（ソフト）について、実態を定量的なデータで把握するとともに、法令との関係を含めて見える化する）に基づき、歳出小区分化別に調査を実施するもの。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年（2022年）調査から一部の都府県（埼玉県、東京都、神奈川県、愛知県、大阪府）で政府統計共同利用型システムのオンライン調査システムを利用したオンライン調査を先行導入したが、 ①IDやパスワードの誤入力によりログインできない ②調査関係書類が分かりづらい といった世帯からの問合せや意見が寄せられたことから、オンライン回答の利用者情報についてID・パスワードの文字を大きくする等の見直しを行った上で、令和5年（2023年）調査よりオンライン調査を全国導入した。 今後、令和5年（2023年）調査結果データの分析を行い、令和7年（2025年）調査の企画時期までに、結果への影響分析、導入効果の検証を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）は、統計業務の継続性の観点から、OS等アップデート対応及びそれに係る動作検証を行うほか、民法改正による再婚禁止期間の廃止に伴い、審査条件の改修を行った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 消費動向指数について、産官学連携の「消費動向指数研究協議会」（研究評議会）において更なる速報性と精度向上に向けた検証を行い、課題を整理するなどの検討を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類については、生産技術の類似性の観点及び社会経済情勢に合わせた見直しを行い、令和5年（2023年）7月27日に令和5年総務省告示第256号で公示した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 日本標準職業分類については、令和8年度（2026年度）末までの改定に向け、学識経験者等の幅広い知見を交えた検討を行うことを目的に職業分類改定研究会を設置、開催している。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> （項目第2－1－(2) No. 7 参照） 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 経済センサスの担当部局との連携を引き続き図るほか、統計基準としての設定も視野に入れた検討については、今後、生産物分類を活用する予定、可能性やそれに向けた課題等について関係各府省庁等に確認を行うこと等を予定している。 	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	41	○ 上記までに示す各分類の改定等の作業を進めるほか、統計基準を適時・適切に見直すなどの観点を踏まえ、令和5年度（2023年度）以降においても日本標準産業分類及び生産物分類の更なる改定を見据えて取り組む必要がある。このため、両分類の課題を網羅的に整理するとともに、その内容を踏まえた改定の方向性を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
6 統計各分野の取組 (1) 雇用・労働環境に関する新たな統計の整備等	42	○ 外国人の雇用・労働に係る統計の整備のため、具体的な検討を進めつつ、新たな統計調査を実施する。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	43	◎ 毎月勤労統計調査について、母集団労働者数の推計方法や季節調整法の見直しなど、更なる結果精度の向上を目指し、調査の改善に取り組む。	厚生労働省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	44	◎ 船員労働統計調査については、陸上労働者との比較可能性の向上や統計利活用ニーズを踏まえ、報告者の負担軽減にも配慮した行政記録情報の活用、母集団を把握するための統計調査との統合、調査・集計事項や調査対象の追加などの検討を早期に開始し、一定の結論を得る。	国土交通省	令和6年度（2024年度）までに結論を得る。
(2) 環境に関する統計の整備・改善	45	○ エネルギー消費統計について、時系列の安定化やデータの精緻化のための課題の検討を引き続き行う。	資源エネルギー庁	令和5年度（2023年度）から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 日本標準産業分類及び生産物分類について、令和5年度（2023年度）までの改定作業等を通じて把握された、今後検討が必要となる課題を整理している。引き続き、必要に応じ関係各府省庁や学識経験者等との意見交換を行いつつ、課題の整理作業を進める。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 外国人労働者を雇用する事業所における外国人労働者の雇用形態、賃金等の雇用管理の状況及び当該事業所の外国人労働者の学歴、入職経路、前職に関する事項等について、その実態等を産業別、規模別、在留資格別等に明らかにするとともに、今後の外国人雇用対策立案の基礎資料とする目的として、有識者による検討会での意見等を踏まえ、新たに「外国人雇用実態調査」を令和5年（2023年）10月から実施している。 なお、調査結果については、令和6年（2024年）夏頃公表予定である。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和3年（2021年）7月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に「毎月勤労統計調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、「季節調整法」及び母集団労働者数の推計を含む「労働者数の変化に伴う課題」について検討を行い、令和6年（2024年）1月19日の第10回ワーキンググループにおいて、検討結果の取りまとめを行った。 本ワーキンググループにおいて、長期にわたり変更のなかった季節調整法は、より新しいプログラムに変更することで、これまでのプログラムでの課題が解消され、安定性を向上させる改善が期待できることを確認した。また、母集団労働者数の推計については、現行の方法での集計結果が一定の合理性があることが確認できたほか、令和4年（2022年）1月のベンチマーク更新時に用いるデータ及び今後のベンチマーク更新による乖離への対応についても一定の結論を得ることができた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 船員労働統計調査については、統計委員会の前回答申（令和3年3月12日付統計委第3号）時の「今後の課題」及び公的基本計画への対応として、下記のとおり検討を行った。 また、令和5年度（2023年度）中に本調査に係る調査計画の変更（e-Surveyによる報告の追加）に係る承認申請を行い、令和6年（2024年）3月28日に総務大臣の承認を受けた。 ○課題（3）及び（4）については、令和6年度（2024年度）に実施を予定している「船員労働統計母集団等調査」（一般統計調査）に調査事項等を追加し、その結果を分析の上、第1号調査への追加を検討。課題（1）についても、母集団等調査の結果を踏まえて引き続き検討を行い、結論を得る。 ○課題（2）については、第3号調査で「昨年1年間の特別に支払われた報酬」を把握する方向で検討する。 ○課題（5）については、現時点で活用可能な行政記録情報はないことが確認されたが、今後も継続的に確認・検討する。 【統計委員会 質問第146号の答申及び課題（令和3年3月12日付統計委第3号）（抄）】 (1) 指定船舶（第1号調査）の定期的なしつづき調査の実施の検討 (2) 特殊船（第3号調査）における昨年1年間の特別に支払われた報酬の把握の検討 (3) 指定船舶（第1号調査）における昨年1年間の定期払いを要する報酬の把握及び陸上労働者の統計との比較が可能となるような調査・集計事項の追加の検討 (4) 指定船舶（第1号調査）における予備船員の調査対象への追加の検討 (5) 業務報告等を活用した報告者負担の軽減 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> エネルギー消費統計は、我が国のエネルギー消費動向の把握等を行う上で重要な統計であり、時系列の安定化やデータの精緻化が重要である。このため、エネルギー消費統計では、委託研究により有効性が認められた対応策（(i)標本を半数ずつ入れ替えるローテーション・サンプリングの導入、(ii)差推定の導入、(iii)時系列での外れ値排除処理の導入など）を採用することでデータの精緻化を進めてきた。また、委託研究を通じて、これらの効果検証を継続的に実施しており、その有効性を確認しつつ引き続き本統計の精緻化に向けて取り組んでまいりたい。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 観光に関する統計の精度向上	46	○ 宿泊旅行統計調査、旅行・観光消費動向調査及び訪日外国人消費動向調査について、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による観光業への影響を踏まえつつ、引き続き、調査結果の安定性の確保や精度向上に向けた検討を行う。	観光庁	令和5年度(2023年度)から実施する。
(4) 建設・不動産に関する統計作成の改善	47	◎ 質問第162号の答申「建築着工統計調査の変更について（令和4年4月20日）」において示された、建築工事費調査の標本設計の見直しや調査方法の変更による影響分析といった課題について、検討を行うとともに、調査の実施状況について適時適切に報告を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	48	◎ 統計作成プロセス診断の結果を踏まえ、建設工事統計及び建築着工統計の業務マニュアルの整備、共有を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)末までに実施する。
	49	○ 建設総合統計の精度向上に向け、建設工事進捗率調査を実施し、同調査への建築工事費調査の活用方法について引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	50	○ 我が国の土地所有及び利用状況の全体像を把握するため、土地基本調査の作成方法の充実に向け、不動産登記情報のデジタルデータの整備・検討状況も踏まえつつ、引き続き検討を行う。	国土交通省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(5) 農林水産統計のデジタル技術等による改善及びE BPM推進	51	◎ 農業経営統計調査の営農類型別経営統計について、必要性の低下した調査項目の見直し・デジタルデータの活用による報告者の負担軽減と、民間委託による地方職員の労力軽減に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)から順次実施する。
	52	◎ 作物統計調査について、人工衛星データ等を用いた先進技術や行政記録情報等の活用を通じ、統計の品質を確保しつつ、報告者の負担軽減や調査事務の簡素化、効率化に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 宿泊旅行統計調査については、精度向上に向けて新たな層化基準の検討やデータの検証等を行い、推計方法の確立に向けた課題について検討を行っている。令和6年度（2024年度）においては層化基準の見直しに向けた調査を実施予定である。 <p>旅行・観光消費動向調査については、回答中に一部エラーチェック（回答の矛盾など）を実施可能なオンライン回答の推進を進めることで回答精度を向上させつつ、回答率の向上を図るため督促を複数回実施している。令和6年度（2024年度）においては現在の回収率に適したサンプル数の見直しを図るとともに、オンライン回答におけるU/Iの改良を検討予定である。</p> <p>訪日外国人消費動向調査については、調査手法等改善の検討を実施した。今後、調査対象や調査方法等の見直しに向けた検討を行う。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 建築工事費調査の課題については引き続き統計品質改善会議において検討する。 <p>調査の実施状況や公表結果について、令和4年（2022年）7月に統計委員会への報告、令和5年（2023年）1月に委員懇談会で報告を行った。国土交通省に常駐している総務省統計研究研修所から派遣された統計品質管理官から支援を受けて調査の実施・公表を行っており、令和6年（2024年）4月の統計委員会においても、状況報告を行った。</p>	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 建設工事統計及び建築着工統計について、統計作成プロセス診断の結果も踏まえて、令和5年度（2023年度）に作業プロセスの見直し（BPR）を行った。 <p>見直しに当たっては、まずは現状の業務フローを整理し、課題・問題点を踏まえて、新しい業務マニュアルの整備を行い、担当者だけでなく管理職員、都道府県及び受託事業者も全体業務を把握可能とした。</p> <p>本件については令和6年（2024年）3月の統計品質改善会議、同年4月の統計委員会において報告済みであり、また、他省庁にも共有を行った。</p>	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）建設工事進捗率調査を実施し、現在建設総合統計へ適用する進捗率について検討中である。進捗率調査の実施にあたり、建築工事費調査を建築工事分の母集団名簿作成へ活用した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 土地基本調査の作成方法の充実に向けた検討に先立ち、法務省から一部地域の不動産登記情報の提供を受けた。令和6年度（2024年度）以降、不動産登記情報の活用方法について、検討を行っていく。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 農業経営統計調査の営農類型別経営統計については、経営収支等の主要な項目の把握を継続しつつ、令和6年（2024年）調査から、民間委託の導入及び調査項目の整理を行い、調査計画の変更に係る申請を実施した。 <p>また、決算書類や販売伝票などをデジタルデータで入手する取組を実施した。</p> <p>なお、生産管理ソフトデータは一部の作業等に特化した整理となっていることや、経営管理ソフトにより労働時間やe-Tax等を整備している経営体が依然として少ないと等から、現時点では課題が多くある状況であり、引き続き活用の実現に向けて検討を進める。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和2年（2020年）調査から水稻の作柄予測に人工衛星データからの取得データ等を活用した手法を順次導入し、令和5年度（2023年度）にオンライン調査の拡大、審査・集計過程における行政記録情報等を活用することを調査計画上に明確化する等の見直しを行った。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	53	○ 農林水産物・食品の輸出拡大や農山漁村の活性化等といった政策課題について、客観的なデータに基づく施策の検討に資するため、統計部局が省内外の統計データ等を作成・分析し、政策部局へ提供・支援する取組を、学識者の知見も活用しながら推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	54	○ 農林水産統計においてオンライン回答を促す手法の効果検証を行い、回答数に占めるオンラインによる回答数の割合の向上に向けた取組を推進する。	農林水産省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(6) 教育に関する統計の作成プロセスの整備	55	○ 21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)の調査対象者の進学等を勘案し、関係府省との調整を含め、施策ニーズに即した今後の調査の方向性や調査内容について検討する。	厚生労働省、文部科学省	令和5年度(2023年度)末までに結論を得る。
	56	○ 学校を対象とした統計調査について、各学校において導入が進められている統合型校務支援システムとのデータ連携について具体的に検討するなど、引き続き、調査の効率化及び学校の更なる負担軽減に資する取組を推進する。	文部科学省	可能な限り早期に実施する。
	57	○ 学校保健統計調査における調査項目や調査手法等の改善について、有識者による研究会での検討状況や必要性も踏まえつつ、引き続き取組を推進する。	文部科学省	令和5年度(2023年度)から順次実施する。
第3 2 統計利活用の推進基盤の改善・強化を通じた統計の有用性確保・向上 (1) 政府統計共同利用システム等による統計データの共有・提供の推進	58	○ 各府省は、統計調査の結果、業務統計及び加工統計を含め、所管する統計データをe-Sstatに登録する。また、機械判読可能な統計データの整備に係る各種方針を踏まえ、メタデータの整備、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充、API機能に対応するための統計情報データベースでの登録を計画的に実施する。加えて、総務省と連携して、統計調査の概要や地域区分、分類項目・集計項目一覧などの統計を利用する際に必要な情報をe-Sstatに登録する。なお、総務省は、上記方針を情報通信技術(ICT)の進展やユーザーニーズを踏まえて隨時見直すとともに、各府省への統計データの登録に係る周知や、各府省における統計データの登録状況を確認しつつ、当該業務を引き続き支援する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和4年度（2022年度）から、大臣官房統計部が省内の政策部局からのニーズ・要望を受け、多様な統計等データを整備・改善し、政策立案を支援するための統計等データを作成・分析し、省内に提供する取組を開始。令和5年度（2023年度）は、学識経験者の知見も活用しながら本省と地方農政局との共同での分析を実施し、新たに4件の分析レポートを提供・公表。 <p>また、平成29年（2017年）7月から統計部内に「統計データ利活用サポート窓口」を設置し、統計データの所在案内、調査票情報の提供等を実施するなど、省内の統計利用等を学識者の知見も活用しながら支援。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 農林水産統計調査の実施に当たっては、オンライン回答の対象範囲を増やすとともに、ナッジの検証結果を踏まえたオンライン回答に誘導する資料の作成、レスポンシブデザイン導入などを検討し、一部調査において実装した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）3月に「厚生労働統計の整備に関する検討会」の下に、「縦断調査の改善に関するワーキンググループ」を設置し、今後の縦断調査の方向性や調査内容について検討し、令和6年（2024年）2月9日の第3回ワーキンググループにおいて中間まとめを行った。 <p>本ワーキンググループにおいて、21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）（以下「平成22年出生児縦断調査」という。）に関する今後の方向性等について議論し、世代間比較の観点から21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）（以下「平成13年出生児縦断調査」という。）と同様の調査事項とすることを前提とし、厚生労働省として追加すべき調査事項があれば文部科学省へ要望を伝えることが必要であるとした上で、平成13年出生児縦断調査と同様、高校1年等を対象とする令和8年（2026年）（第16回）調査から文部科学省を実施主体とする共管調査に変更することが適当であるという結論を得た。</p> <p>一方、文部科学省においても、令和8年（2026年）調査（第16回）以降、実施主体を文部科学省とする共管調査に変更することについて、文部科学省の研究会において検討を行っており、厚生労働省もオブザーバーとして研究会に参画するなどの調整を行い、文部科学省を実施主体とする共管調査として実施していくことについて両省間で確認ができた。</p>	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 学校を対象とした一部の統計調査において、令和5年度（2023年度）に校務支援システムから出力されるXMLデータを用いて、一部の調査項目への取り込みを可能とする試行運用を開始した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 従来は脊柱・胸郭・四肢の項目をひとつにまとめて調査していたところ、研究会での議論を踏まえて令和5年度（2023年度）調査より、調査項目を分割しそれぞれの状態について把握することとした。その他の指摘事項については、当調査における必要性等を考慮しながら引き続き検討を行う。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 総務省において、機械判読可能な形式でのデータ提供の拡充のため、登録に係る周知を行うとともに「結果表における機械判読可能なデータ作成に関する表記方法」の改訂を行った。 <p>また、各府省の統計情報データベースのデータ整備について、問合せ対応を行うなどの支援を行った。【総務省（統計局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 総務省において、各府省における基幹統計調査及び一般統計調査の結果、業務統計並びに加工統計のe-Sstatへの登録状況を把握するとともに、各府省に対して、所管する統計データのe-Sstatへの登録について周知を図っている。【総務省（政策統括官）】 <p>（当該登録状況の現状については、第3部3（2）統計調査結果等のe-Sstatへの登録状況及び第3部7（2）統計作成における行政記録情報等の活用状況参照）</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	59	○ e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能の追加、ユーザーインターフェースの改善を図るとともに、各府省が利用するその他の政府統計共同利用システムについても、利便性や操作性の向上、機能改善を図る。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
(2) 調査票情報等の提供及び活用	60	○ 独立行政法人統計センターと連携し、EBPMの推進や学術研究の発展等に資するよう、引き続き、調査票情報のオンライン利用に係る拠点施設及び統計調査の段階的な拡充を図るとともに、これらの取組状況や利用者のニーズを踏まえつつ、調査票情報の適正管理及び秘密の保護を前提に、リモートアクセス方式の導入に向けた実証実験を含め調査票情報の利用・提供形態の在り方について検討する。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	61	○ 各府省及び独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について検討を進める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	62	○ 独立行政法人統計センターと連携し、調査票情報等の提供及び活用に係る利用者の利便性向上に資する観点から、より分かりやすい提供手続や利用可能な統計調査に係る調査票情報一覧の情報提供などクロデータ利用ポータルサイトの充実を図るとともに、提供に係る進行管理や相談対応の充実、審査の標準化・効率化、提供手続の簡素化の検討等の取組を順次進める。	総務省、各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	63	○ 匿名データやオーダーメード集計について、利用者のニーズを踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加等を行う。	各府省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	64	○ 匿名データの有用性の向上とともに、効率的かつ安定的な匿名データの作成に資する観点から、攪乱手法を含む匿名化処理の方法について研究・検討を進め	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> e-Statについて、検索性の向上、データカタログ機能を追加するための検討を行った。 また、e-Surveyにおける調査客体の回答状況を確認する機能の強化、認証システムにおけるワンタイムパスワードの発行方法の改善等、その他の政府統計共同利用システムについても、機能改善を図った。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> オンライン利用の全国的な展開に向け、大学、研究機関等の協力を得て全国に24のオンライン施設を整備するとともに、関係府省と連携して利用可能な統計調査を11府省が所管する計94調査（令和6年（2024年）3月末時点）まで拡充を図った。引き続き、オンライン施設及び利用可能な統計調査について、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、順次拡充を図る予定。 リモートアクセスの実証実験を開始した（令和5年（2023年）6月～）。調査票情報の利用・提供形態の在り方について引き続き検討を行う。 	継続実施（オンライン利用について）及び実施・検討予定（利用・提供形態の在り方について）
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システム内に、調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報を含んだメタデータの保管を可能とする仕組みを検討し、システム開発に着手した。なお、当該システムは、令和6年度（2024年度）中に運用を開始する予定。【総務省（統計局）】 調査票情報に加え、統計の作成に必要なデータレイアウトや符号表等の情報の保管を支援する仕組みの構築について、政府統計共同利用システムの活用も含め引き続き検討を進める。【総務省（政策統括官）】 より分かりやすい提供手続を実現するため、ミクロデータ利用ポータルサイト（以下「miripo」という。）上での提供手続を可能とし、併せて提供に係る進行管理も行えるようシステム開発に着手した。 miripo上に調査票情報の提供に関する研究者等向けの一元的な相談窓口を設置（令和5年（2023年）5月1日）し、研究者等に対する必要な助言、申出のサポート等を行っている。 調査票情報の提供に係る審査を標準化・効率化するため、「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年（2008年）12月24日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を令和6年（2024年）1月26日付けで改正・施行し、利用する調査票情報について、客観的・外形的に判断する旨を審査基準として明記するなど、審査の趣旨及び実施方法を明確化するとともに、利用申出様式の統一を行った。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 行政機関が提供する匿名データは、令和5年度（2023年度）末時点で2省所管の8調査（73年次分）であり、令和5年度（2023年度）において5年次分のデータの追加を行った。 また、行政機関及び日本銀行が提供するオーダーメード集計は、令和5年度（2023年度）末時点で10府省等所管の31調査（417年次分）であり、令和5年度（2023年度）において23年次分のデータの追加を行った。 引き続き、ユーザーニーズ等を踏まえつつ、提供する統計調査の種類や年次の追加を行う予定。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 従前から行っている手法（リコーディング、トップ（ボトム）コーディング等）に加え、攪乱手法（スワッピング、ノイズ付与等）について先行研究を踏まえ、研究・検討を進めている。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
3 P D C A サイクルの確立による統計の信頼性の確保 (1) P D C A サイクルの定着	65	○ 令和4年度（2022年度）における取組の結果を踏まえ、各府省における業務マニュアルの適切な整備を促し、統計調査の業務プロセスの標準化を進展させる観点から、業務マニュアルに記載すべき内容の目安を示す「統計作成ガイドブック」を策定する。また、事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドライン及び「統計作成プロセス診断の要求事項」の改定を行う。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。
	66	○ 上記による改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）を行うとともに、策定された「統計作成ガイドブック」を踏まえ、業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。その際、各府省の統計幹事は、業務マニュアルの整備・更新やP D C A サイクルの確立・定着についてリーダーシップを発揮し、業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、担当者に必要な助言・指導を行うとともに、事後検証（自己点検）が的確に行われることを確保するため、検証の結果やそれを踏まえた対応の確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 各府省で構成された「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」における議論を踏まえ、統計ごとの業務マニュアル作成に資する「統計作成ガイドブック」を令和5年（2023年）4月に策定した。【総務省（統計局）】 事後検証（自己点検）や統計作成プロセス診断において、業務マニュアルの整備状況やこれに基づいて作成された成果物の状況などの確認・診断が的確に実施されるよう、点検・評価ガイドラインについて、令和5年（2023年）5月以降、「統計作成プロセスにおける品質管理に関するワーキンググループ」において、各府省間で改定の方向性及び改定案の検討を重ね、成案を得た。その後、統計企画連絡調整会議における周知を経て、同年7月28日に統計行政推進会議申合せとして改定を行った。 <p>また、「統計作成プロセス診断の要求事項」については、上記の事項への対応も含めた必要な措置を行うため、令和4年度（2022年度）に引き続き、要求事項等検討タスクフォースにおいて、要求事項及び方針（フレームワーク）の検討・審議を行い、成案を得て、統計作成プロセス部会及び統計委員会の了承を得た上で、令和5年（2023年）7月28日に総務省政策統括官（統計制度担当）決定を行った。【総務省（政策統括官）】</p>	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」を踏まえ、統計調査所管部局へ業務マニュアルの整備について周知を実施した。また事後検証（自己点検）の際に統計調査所管部局へ必要に応じて助言を行った。【内閣府】 業務マニュアルについて必要な見直しを隨時実施し、業務を遂行している。また、業務マニュアルの見直しの際には、必要に応じて担当者から統計幹事に相談できる体制を構築し、必要な助言・指導を行っている。【警察庁】 業務マニュアルの必要な改定を行い、それに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行った。【こども家庭庁】 点検・評価ガイドラインに基づく点検・評価に併せて、その実施計画に従い、統計作成課室において自己評価を実施後、大臣官房総合政策課において二次的チェックを実施、必要に応じて統計作成課室に改善の指導を行った。【財務省】 統計幹事の指示のもと、省内統計作成担当者向けの業務マニュアルのひな形を更新し改めて統計作成課に業務マニュアル整備を一層促進した。【文部科学省】 厚生労働省統計標準ガイドライン（統計プロセスごとの業務内容等をまとめたもの。以下同じ。）及び統計作成ガイドブックを基に作成した業務マニュアルのチェックリストを用いて、省内の全統計（86統計）の業務マニュアルについてチェックを行い、各統計所管課室に、業務マニュアルの点検結果等を提供した。 また、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証において、5調査を対象として業務マニュアル等の整備状況を確認した。【厚生労働省】 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニュアルの必要な改定等の支援を実施。【農林水産省】 令和5年度（2023年度）は、基幹統計1調査、一般統計5調査の計6調査について事後検証（自己点検）を行った。「P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」の施行以降は、これに基づき、統計品質管理官を中心とした点検対象の調査における業務マニュアルの整備・共有状況を確認し、統計作成課室の担当者に必要な助言・指導を行った。【経済産業省】 令和5年度（2023年度）は、国土交通省統計改革プランに基づき、統計作成部局と統計品質改善チームで省内ヒアリング等を実施し、全ての基幹統計調査及び一般統計調査について、記載の不足箇所について洗い出しを行った。今後は、統計調査ごとに設定した改善スケジュールに沿って、引き続き、業務マニュアルの整備を進める予定。【国土交通省】 （第3部5(1) P D C A サイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況 参照） 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	67	○ 改定後の点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）が各府省において実施される際に、これと併せて、「統計作成プロセス診断」を全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う。その際には、令和4年度（2022年度）に実施した「点検・確認」の結果も踏まえ、各統計調査の実情に応じて診断事項の重点化を行うなど、効果的かつ効率的な実施を図る。	総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	68	○ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合、又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合には、その記録を残すべき旨を盛り込む。	総務省	令和5年度（2023年度）前半までに実施する。
	69	○ 点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）などの機会に、業務マニュアルに例外事項を加えるかどうか、また、業務マニュアルの記載内容を見直すかどうかを検討する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
	70	○ 統計作成プロセスの変更時におけるリスクを低減するため、特に、統計作成プロセスの重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行う取組（以下「変更管理」という。）を確実に実施する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・（第3部5(2)統計作成プロセス診断の実施状況 参照）	継続実施
・ 「統計作成ガイドブック」に、各府省が業務を遂行する際に、業務マニュアルに記載されていない例外措置を行った場合又はその時々の事情により業務マニュアルに記載された対応以外の対応を行った場合の記録を残す旨を盛り込んでいる。	実施済
・ 調査サイクルや点検・評価の実施、あるいは、担当者の異動などのタイミングを踏まえ、定期的に、各プロセスで作成した成果物・実施記録等の存在を確認し、業務マニュアルの内容を確認、修正している。【財務省】 ・ 厚生労働省統計標準ガイドラインに、例外事項への対応を追加し、省内に周知を図った。 また、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証において、5調査を対象として例外事項の記載状況を確認した。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、業務マニュアルへの例外事項の追加を検討。【農林水産省】 ・ 「P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」に基づく事後検証（自己点検）において、例外事項が発生した場合の対応についてのマニュアルへの記載を検討した。【経済産業省】 ・ 令和5年度（2023年度）は、国土交通省統計改革プランに基づき、統計作成部局と統計品質改善チームで省内ヒアリング等を実施し、全ての基幹統計調査及び一般統計調査について、例外事項も含め、記載の不足箇所について洗い出しを行った。今後は、統計調査ごとに設定した改善スケジュールに沿って、引き続き、業務マニュアルの整備を進める予定。【国土交通省】	継続実施
・ 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能の導入・拡充を進めている。 【総務省（統計局）】 ・ 統計作成プロセスの部分的な変化や変更が、有識者による検討や業務マニュアル等を踏まえ、他のプロセスに及ぼす影響を事前に確認し、誤りなどのリスクの未然防止を図っている。【財務省】 ・ 厚生労働省統計標準ガイドラインに、変更管理の対応を追加し、省内に周知した。 また、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証において、5調査を対象として変更管理の対応状況を確認した。【厚生労働省】 ・ 点検評価ガイドラインに基づき、定期的に調査担当課室による自己点検・評価に加え、調査担当課室から独立した部署による二次的な点検・評価を実施。この中で、調査計画の変更を踏まえた業務マニュアルの改定等の変更管理を実施。 【農林水産省】 ・ 統計作成プロセスの変更時におけるリスク低減のために、重要な変更を行う場合には、その変更内容が他の各業務プロセスに与える影響の有無について確認を行うよう、統計作成課室の担当者だけでなく管理職まで理解・浸透を図っている。【経済産業省】	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	71	○ 総務省は、各府省における変更管理の取組を支援するため、業務プロセスの変更が他の業務プロセスに影響を及ぼした事例、変更管理によって問題発生を未然に防いだ事例等を収集・整理し、各府省に提供する。また、総務省は、収集・整理した事例の分析を踏まえて、「統計作成ガイドブック」に変更管理の手法や事例を掲載し、各府省は、その内容を踏まえ、所管する各統計調査の業務マニュアルについて必要な改定を行う。なお、総務省は、その後も、事例の収集等を進め、統計作成ガイドブックの内容を充実させる。さらに、総務省は、統計研究研修所における基礎・応用等の段階的に区分されたレベル別研修に、変更管理の手法等を順次盛り込む。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
	72	○ 各統計調査の特性に応じ、統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿って、遅延調査票を処理する。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
	73	○ 業務マニュアルに遅延調査票の取扱いを記載し、その取扱いの適否について、点検・評価ガイドラインに基づいて実施する事後検証（自己点検）において、定期的に確認を行う。	各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）は、統計研究研修所におけるレベル別研修の上級研修である統計データアナリスト研修及び統計幹部講座に、変更管理の手法等を盛り込んだ。 「統計作成ガイドブック」に、変更管理について記述するとともに、利便性の向上を図る観点から、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、変更管理をはじめとする各種事例を登録・閲覧できる機能の導入・拡充を進めている。 【総務省（統計局）】 各府省における変更管理の取組については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）することとしている。【総務省（政策統括官）】 (「業務マニュアルについて必要な改定を行う」に係る取組状況については、項目第3－3－(1) No. 66 参照) 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> サービス産業動向調査においては、「遅延調査票への対処基準」Ⅱ1) の対応を行っている。具体的には、調査の翌々月の速報公表に間に合わない調査票は、速報公表後も督促及び回収を行い、調査の5か月後の確報公表に取り込み、集計している。【総務省】 医療施設動態調査に係る遅延調査票の対応方針等については、令和5年（2023年）2月21日の第189回統計委員会において、了承された。 また、令和5年（2023年）1月から「年報における集計方法の検証」及び「利用者の分かりやすさに配慮した公表の在り方」について検証作業を行い、令和6年（2024年）1月に検証作業を完了した。 薬事工業生産動態統計調査については、厚生労働省ホームページに遅延調査票の処理方法を明示するとともに、調査対象者に対して期日内に提出することの必要性を伝達する等の周知、啓発を実施し、遅延調査票の減少に努めている。【厚生労働省】 すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映。【農林水産省】 「遅延調査票への対処基準」について統計作成課室の管理職に周知を行っており、今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行っていく。【経済産業省】 令和5年度（2023年度）は、統計ガイドブック等も活用しながら業務マニュアル等の整備を行い、「遅延調査票への対処基準」に沿って、適切に遅延調査票を処理。【国土交通省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 機械受注統計調査について、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）等を踏まえ、これまで明文化していなかった遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに盛り込み、令和5年度（2023年度）に実施した点検・評価においても、統計の品質確保・向上を図るための統計作成プロセスの水準の段階的な向上の観点から、確認を行った。【内閣府】 厚生労働省統計標準ガイドラインに、遅延調査票の対応を追加し、省内に周知した。 また、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証において、5調査を対象として実施した結果、月次・四半期調査は対象ではなかったため、遅延調査票に関する対応はなかった。【厚生労働省】 すべての月次調査について、遅延調査票は確定値に反映することを業務マニュアルに規定済み。【農林水産省】 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査における遅延調査票の取扱いの適否やマニュアルへの記載を確認しているところ。今後も、事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査について定期的に確認を行う予定。【経済産業省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	74	○ 遅延調査票の取扱いが「遅延調査票への対処基準」に沿って確實に実行されるよう、遅延調査票の取扱いについて「統計作成ガイドブック」に記述する。また、基幹統計調査については、総務省が行う「統計作成プロセス診断」において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかを確認する。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	75	○ 各府省は、一部の業務プロセスを地方公共団体や民間事業者に委託している統計調査の実施に当たっては、その準備段階から、地方公共団体や民間事業者との目的意識の共有を図り、意思疎通を十分に行う。また、実施状況報告において改善提案を求めるとともに、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己点検）の機会に改善提案を求めるなど、地方公共団体や民間事業者からの意見聴取を行う。	総務省、各府省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	76	○ 各府省が行った意見聴取の実施状況を把握し、その結果に基づき、地方公共団体や民間事業者の意見を踏まえた統計作成プロセスの改善の好事例の横展開を図るとともに、統計作成ガイドブックに把握した手法や事例を掲載し、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要な改定を行う。	総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、遅延調査票の取扱い及び「遅延調査票への対処基準」に沿った業務の実施について記述している。【総務省（統計局）】 令和5年度（2023年度）に基幹統計調査を対象に実施した統計作成プロセス診断において、「遅延調査票への対処基準」に沿った対応や業務管理が行われているかについて確認を実施した。【総務省（政策統括官）】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> No.65で記載する点検・評価ガイドラインの改定に併せ、同ガイドラインに基づく点検・評価様式及びP D C A ガイドライン運用上の手引きに、外部委託先からの意見や改善提案の聴取について盛り込んでいる。【総務省（政策統括官）】 調査の実施に際しては、実施者と委託業者間の定例会や、地方公共団体との各種会議・打合せの場を設けるなどにより意思疎通を図っている。また、調査実施後においても、例えば委託業者からの実施報告書や地方自治体との事後報告会を通じて次回への改善提案を受けるなど、調査の改善に努めている。【総務省】 一般統計調査の実施に当たり、調査委託業者に調査目的や実施方法等について、綿密な情報共有を図るとともに、調査終了後に同業者から改善点等の意見聴取を行った。【法務省】 業務プロセスを委託する民間事業者とは、調査の目的や実査の重要性等を伝え目的意識の共有を図り、疑問点・不明点等があればすぐに解消できるよう定期的に十分な意思疎通を行っている。また、実施状況報告において、電子調査票に関する改善提案を受け、民間事業者からの意見聴取を実施の上、その改修を行うこともあった。【財務省】 調査実施前に地方公共団体の担当者を対象とした事前説明会を実施し、調査の概要等を説明するとともに寄せられた要望等に対する回答を行った。【文部科学省】 地方公共団体に対して、全国厚生労働関係部局長会議等を通じて意思疎通を図るように努めている。 また、点検・評価ガイドラインに基づく事後検証において、地方公共団体からの意見聴取を1件実施していることを確認した。【厚生労働省】 該当調査において、地方公共団体や民間事業者と打合せ等を実施し調査の目的・内容等について共有を図った。また、調査実施後には課題等について事後報告を求め、次回調査時の企画・設計時に活用することとしている。【農林水産省】 事後検証（自己点検）を通じて、各統計調査において、民間事業者との目的意識の共有、意思疎通および改善提案が行えているか等を確認しているところであり、今後も継続的に確認を行う予定。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、受託等機関からの改善提案に係る記述を追加するとともに、統計作成ガイドブック（デジタル版）において、受託等機関から聴取した意見を踏まえた各府省における統計作成プロセスの改善事例を登録・閲覧できる機能の導入・拡充を進めている。【総務省（統計局）】 各府省が行った意見聴取の実施状況については、点検・評価ガイドラインに基づき実施される点検・評価の結果や、統計作成プロセス診断の実施を通じて事例等を収集・整理・分析するとともに、必要に応じて、統計品質管理官会議等の場において、各府省に好事例を情報提供（横展開）することとしている。 また、上記の状況を踏まえ、点検・評価ガイドライン、統計作成プロセス診断の要求事項の内容について、必要に応じて改定を行うこととしている。【総務省（政策統括官）】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(2) 品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上	77	<p>○ 各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員は、職員が誤りを認識した場合に、誤り発見時の対応ルールに沿って速やかに適切に対応することができるよう、誤りが疑われる事案も含め、誤りの発見・報告及び対応を適切に行なった職員も積極的に評価するような品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る。</p> <p>このような取組を促進するため、総務省は、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員を対象としたマネジメント研修等において、内閣人事局や統計・品質管理の専門家の協力を得て、こうした組織風土を確立するためのスキル向上の指導等を行う。また、統計作成プロセス診断などの場を活用して、各府省における取組やヒヤリ・ハット事案の報告を受けて専門家の指導を受ける機会を設け、その結果を横展開する。</p>	各府省、 総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	78	<p>○ 総務省及び各府省は、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るために研修を行う。</p> <p>また、総務省は、各府省の統計関係職員（統計幹事、統計作成を統括する幹部・管理職員、統計を担当する一般職員等）が、誤り発見時に適切な対処を行ったかどうかについて、人事評価において評価が行われるよう努める。</p>	各府省、 総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年度（2023年度）は、統計研究研修所における統計幹部講座として、新任の統計幹事及び統計作成に携わる幹部・管理職員を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を実施した。【総務省（統計局）】 各府省における取組やヒヤリ・ハット事案について、統計作成プロセス診断の実施を通じて把握し、必要に応じ、統計監理官から助言等を行っている。また、取組の好事例等について、統計品質管理官会議等の場において、各府省に情報提供することとしており、加えて、統計作成ガイドブックに有用な情報を隨時掲載することで、横展開に努めている。 <p>誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から提示されたひな形を踏まえて各府省において対応ルールを策定し、これに沿った対応が行われているが、令和5年（2023年）4月に、関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに対応ルールのひな型を提示し、各府省において対応ルールの改定等が行われた。その中には、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行つた職員を積極的に評価するなどの取組を行うこと等が盛り込まれており、各府省において、これを踏まえた対応が行われている。【総務省（政策統括官）】</p> <p>（「品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図る」に係る取組状況については、項目第3-3-(2) No. 80 参照）</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、各府省の統計幹事及び統計作成を統括する幹部・管理職員の役割として、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行つた職員を積極的に評価するなどの取組を行うことを盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。総務省では、統計研究研修所が実施する各府省の統計部局の幹部職員を対象とした研修や、定期的に開催される統計品質管理官会議などの機会を通じ、こうした対応ルールの各府省への浸透を図っている。【総務省（政策統括官）】 誤り発見時の対応ルールの浸透を図るため、定期的に府内職員に向けて周知を行っている。【内閣府】 統計の作成を担当する職員に対して、誤り発見時の対応ルールを周知徹底した。【警察庁】 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省】 異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、誤り発見時の対応ルールの浸透を図るための周知し、適切に運用できる環境を整えている。【財務省】 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職及び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施し、その上で、誤り発見時の対応ルールの浸透を図った。【厚生労働省】 省内統計作成課室に対する管理職会議を開催し、誤り発見時の対応について、対応ルールの周知・室内への浸透を図った。【経済産業省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	79	<p>○ 誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高める観点から、既に永年保存することとされている調査票情報の電磁的記録に加え、以下の情報等を、「常用（無期限）」として保存する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・データレイアウトフォーム、符号表等の当該データを定義するために必要な情報 ・母集団推計を行うための集計用乗率 ・行政記録情報など公表された統計を作成するために必要な情報 ・電子計算機処理に必要な情報、集計プログラム作成のために必要な仕様・それらの取扱要領、調査概要資料等 <p>あわせて、「公的統計の総合的な品質向上に向けて（建議）」（令和4年8月10日統計委員会）IV 今後の取組 1 – iv) で改定した業務マニュアルに基づき、業務の遂行、成果物や業務記録の作成・保存・管理を行う。</p> <p>これらを徹底するため、各府省は、総務省及び内閣官房が連携し、令和4年度（2022年度）に改定を行った誤り発見時の対応ルールのひな型に基づき、自府省の対応ルールを改定する。</p>	各府省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	80	<p>○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員は、品質を優先する組織文化や風通しのよい職場環境を形成するとともに、誤りの発見・報告及び対応を適切に行つた職員も積極的に評価するものとする。</p> <p>こうした取組を推進するため、総務省は、各府省の統計幹事に期待される役割を分かりやすく整理して示すとともに、学識経験者や統計・品質管理の専門家などの協力を得て、統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員を対象とした、統計作成プロセスの特性に即したマネジメント研修を開発し、異動時期に開催するなど効果的に実施する。</p>	各府省、 総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	81	<p>○ 各府省の統計幹事や統計作成を統括する幹部・管理職員の人事評価について、統計の品質管理のための取組の状況、誤り発見時における対応の状況、担当職員の能力向上のための取組の状況などが評価対象に加えられるよう努める。</p>	総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	82	<p>○ 各府省の統計部局以外の幹部・管理職員についても、統計の重要性や統計に誤り等があった場合に生じる問題、統計作成のマネジメントの必要性や手法などの基本的事項を学ぶことができるよう、総務省は、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などに対し、必要な情報や事例などコンテンツの提供を行う。</p>	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 総務省が各府省に提示している誤り発見時の対応ルールのひな型において、公表数値等の誤り発生時に、遡ってその原因を速やかに分析・検証し、再計算により適切なデータを復元する可能性を高めるため、「統計調査に関する情報の保存、記録の作成」に関する規定を盛り込んでおり、各府省では、これを踏まえて自府省におけるルールを策定し、対応を行っている。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計行政推進会議の第13回会合（令和5年（2023年）4月）において、公的統計の総合的な品質向上に向けて、統計幹事に期待される役割等を提示し、総括統計幹事から各府省の統計幹事に対し、これら取組の着実な実施を要請した。【総務省（政策統括官）】 ・ 統計の公表にあたっては、確認の期間を十分に設けるなど、品質を優先する組織文化の形成等について、適切に対応している。【警察庁】 ・ 統計幹事において、継続実施している基幹統計調査及び一般統計調査の公表数値等に誤りが発見された場合の対応等について省内ルールを定め、誤り等の発見・報告及び対応を適切に行った職員を積極的に評価することとしている。【法務省】 ・ 統計部局において、令和5年度（2023年度）から誤りの発見等を適切に行つた者への人事評価を試行的に実施している。【厚生労働省】 ・ 農林水産省では、本省、地方農政局の統計担当職員を対象とした説明会を半年に一度開催し、訂正事案と注意事項について共有するとともに、誤りを発見した際には組織的に対応していくマインドの重要性を周知することで、品質優先の風通しのよい組織風土の定着を図っている。【農林水産省】 ・ 統計作成課室の組織目標に着実な統計作成について設定するとともに、誤り発生時にはその対応について、職員を適切に評価することとしている。【経済産業省】 （「幹部・管理職員を対象とした研修」については、項目第3－3（2）No.77 参照） 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ・ 「令和6年度における人事管理運営方針」（令和6年3月21日内閣総理大臣決定）において、幹部・管理職員を含め品質管理や誤り防止の取組等への的確な評価を行うことを盛り込み、各府省における取組を促した。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> ・ 統計研究研修所では、各府省の幹部・管理職員を対象として行われている既存の各種研修などで活用できるよう、令和5年度（2023年度）は統計幹部職員向けに実施している「統計幹部講座」の動画を撮影し、コンテンツ提供に向けた検討を進めた。【総務省（統計局）】 ・ 統計研究研修所で実施している各府省の幹部・管理職員を対象として行われている「統計幹部講座」において、新任の統計幹事及び統計作成に携わる管理職を対象に、品質優先の組織風土の定着に向けたマネジメント能力の向上を目的とする研修を実施しており、その中で、「統計の品質管理」の講義を行い、必要な情報や事例などを提供している。【総務省（政策統括官）】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
(3) 災害・感染症等の発生における対応	83	<p>○ 各府省は、大規模災害や感染症等の発生・拡大における公的統計の重要な役割（災害等の状況把握、復興計画の策定のエビデンス、復興状況の評価等）を踏まえ、「大規模災害が発生した場合に関する対応指針」や各府省における業務継続計画を含む行動計画等に沿って、実査を担う統計調査員を始めとする調査関係者の安全を確保しつつ、これら災害等の発生・拡大における統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応が的確に行われるよう引き続き取り組む。</p> <p>また、総務省が中心となって、大規模災害や感染症等の発生・拡大における統計調査の実施や結果の公表等に係る取組の好事例の共有を行い、各府省における的確な対応を促進するなど取組の推進を図る。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
4 統計基盤のデジタル化の推進	84	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、調査対象者が政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じた柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討を引き続き行い、改修を進める。</p>	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 被災時における国と地方公共団体等との連絡手段として、また、各府省等間に於ける行動計画等の情報共有を図るため、政府共通NW/LGWN掲示板システムのバーチャルフォーラム上に、「大規模災害対応フォーラム」を設けている。 また、本件に係る各府省の的確な対応に資するため、これまでの災害や感染症等の発生・拡大時における統計調査の実施や結果の公表等に係る各府省の取組の事例等を取りまとめ、令和6年(2024年)1月に各府省にも情報提供を行った。 <p>【総務省（政策統括官）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 「大規模災害が発生した場合の統計局の所管統計に係る行動計画」を平成31年(2019年)4月に策定しており、例えば令和6年(2024年)1月に発生した令和6年能登半島地震においては、当該計画に基づき、統計調査の継続的な実施や確実な結果の公表等に向けた対応を行った。【総務省】 令和4年度（2022年度）に「大規模災害が発生した場合の財務省所管統計に係る行動計画」を策定し、異動期をはじめ適宜、統計の作成を担当する職員に対し、周知している。また、「令和六年能登半島地震による災害」への対応として、被災状況等を踏まえ、一部地域の調査を控えるとともにその旨ホームページにて周知する等迅速に対応した。【財務省】 令和6年（2024年）1月の能登半島地震においては、被害の大きい地域について調査票の回収時期を延期する等の取組みを実施した。【文部科学省】 厚生労働省統計標準ガイドライン等において、大規模災害発生時における統計関係業務の対応方針を定め、これを踏まえ対応している。【厚生労働省】 大規模災害が発生した場合に関する具体的な行動計画について、統計作成の優先度等を判断し、業務を継続・中止する組織体制等の在り方について引き続き検討した。 <p>なお、令和6年能登半島地震に際しては、被災地域における調査票の発送・督促・疑義照会を中止し、調査客体の負担に配慮した統計処理を行うなど、継続的な結果公表に努めた。【経済産業省】</p> <ul style="list-style-type: none"> 国土交通省では、令和6年（2024年）1月の能登半島地震を契機に、被災時に国交省所管統計の全体状況を迅速に把握ができるよう、災害時等の対応整理票様式を作成した。【国土交通省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システムのe-Surveyを用いた回答を行う際の利便性を向上させるため、 <ul style="list-style-type: none"> ○HTML調査票のローカル保存機能及び外部ファイル取込み機能の提供 ○マクロ無しExcel調査票を使用可能とともに、各府省支援のための調査票サンプルの提供 ○調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能の提供を開始した。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	85	○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	86	○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供する。この提供に併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
	87	○ 業務マニュアル等の整備を行う際に、集計システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなどの見える化を図る。また、上記の汎用的な集計ツールなども活用し、集計システム全般を改善するとともに、システムを用いたエラーチェック等、データ審査のデジタル化を推進する。	各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「オンライン調査の推進に関する取組状況に係るフォローアップ」により、各統計調査のオンライン回答率、調査の実施形態（e-Survey等）、オンライン回答率の向上に向けた取組等について把握するとともに、今後の参考となるよう、各省に情報共有を行っている。【総務省（政策統括官）】 各統計調査においてオンライン推進のために調査客体への周知、コールセンターへの問合せ内容の分析及び電子調査票の機能改善などの取組を実施している。【総務省】 htm1調査票の導入、HPの掲載内容や調査票同封資料の見直しなどにより、オンライン回答率が向上するよう努めている。【財務省】 令和6年度（2024年度）より体育・スポーツ施設現況調査において新たにe-Surveyを活用して調査を実施するため、統計センター協力のもと電子調査票の開発等を実施した。【文部科学省】 令和5年度（2023年度）においては、新たに5調査についてオンライン調査を導入しており、継続的に取り組んでいる。【厚生労働省】 統計調査の企画に当たっては、デジタル化の推進を図るため、費用対効果も勘案した上でe-Surveyの導入を検討した。【農林水産省】 オンラインでの調査の回答に必要なIDやパスワードの調査対象事業所への事前送付や、調査対象事業所との接触時にオンライン回答の推奨を行う等の取組を実施している。【経済産業省】 令和5年度（2023年度）は、統計作成部局と統計品質改善チームで個別ヒアリング等を実施し、オンライン回答率向上のための取組事例を収集した。ヒアリングで収集した優良取組事例をとりまとめ、省内の統計作成部局に横展開を図り、それぞれで導入を進めているところ。【国土交通省】 汎用的な集計ツールの開発について検討し、その成果を政府統計共同利用システム等を通じて各府省に提供するための準備を進めている。 併せて、当該集計ツールの活用方法や、システム整備の外注管理等に関する研修を開始するための準備を進めている。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 業務マニュアルに集計システムの仕様等を記載するなどし、見える化を図っている。また、令和6年（2024年）3月に集計システムを一新し、統計基盤のデジタル化を推進している。【警察庁】 令和5年度（2023年度）に省内の全統計（86統計）について、業務マニュアルの整備状況の確認を行っており、令和6年度（2024年度）以降、業務の見える化への対応を含む業務マニュアルの整備を実施していく。【厚生労働省】 事後検証（自己点検）を通じて、システムの仕様について、担当者が現状の処理内容を理解できる文書とするなど見える化が図られているかを確認するとともに、担当者のノウハウの言語化に努めている。【経済産業省】 (「汎用的な集計ツールの活用」に係る取組状況については、項目第3－4 No.86 参照) 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	88	○ デジタル技術を活用した、業務マニュアルの更新状況の管理、効率的な更新・保存の在り方や、デジタル化に資する統計作成プロセスの標準化の推進、関係者間のコミュニケーションの効率化等について、引き続き技術的な検討を行う。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
5 統計リソースの確保・人材育成 (1) 統計リソースの確保	89	○ 各府省は、統計作成における重大事象の発生を抑止する観点から、建議に盛り込まれた取組を含め、その業務量に見合った体制を確保する。特に、国土交通省は、今般の事案を踏まえ、早急に統計作成体制の立て直しを図る。	各府省、 国土交通省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「統計作成ガイドブック」に、統計作成プロセスにおけるデジタル化について記述するとともに、政府共通ネットワーク上でHTML形式により閲覧できるデジタル版を作成し、業務マニュアルの更新状況を管理する「業務マニュアル等管理簿」の様式等を電磁的記録で提供している。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 各府省において体制確保が進められており、令和5年度（2023年度）における統計職員数は1,986人、また、基幹統計作成に従事する職員数は894人となっている。 さらに、統計委員会から示された「令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和5年5月30日付け統計委第6号）を踏まえ、各府省において、令和6年度（2024年度）における必要な統計リソースの確保を行っており、その状況については、第203回統計委員会（令和6年（2024年）3月）で報告を行った。【総務省（政策統括官）】 (基幹統計作成に従事する職員の体制及び統計リソースの確保状況の詳細について) <ul style="list-style-type: none"> 各統計作成部局において、業務量に見合った体制を維持・確保している。【警察庁】 令和6年度（2024年度）機構・定員要求において、サービス業に関する新たな基幹統計調査の創設に伴う体制整備を行うなど、必要な体制を確保した。【総務省】 統計に関する事務を総括する総合政策課において、統計作成の支援や統計整備を図るための体制として、令和5年度（2023年度）より統計企画係を整備している。【財務省】 統計担当職員の体制を確保しつつ、統計研修を実施するなど、職員の育成に努めている。【厚生労働省】 調査環境の変化に伴い継続が困難になっている調査方法について、持続可能な方法への不断の見直しを行うほか、先進技術も取り入れ、衛星画像等のデジタルデータや行政記録情報の有効活用の検証、オンライン回答を促す手法の効果検証等、各統計調査における効率化やデータ利活用の推進等について取り組むことにより、適正な品質が確保された統計作成の体制確保に努めている。【農林水産省】 統計品質管理官を中心に、事後検証（自己点検）を行う等、P D C Aに取り組むとともに、統計に係る省内研修を実施し、職員の業務知識向上に努めた。【経済産業省】 令和5年度（2023年度）より、新たに統計政策特別研究官及び統計分析官を設置するとともに、統計品質改善チームを立ち上げ、所管統計の企画立案や品質改善の取組を推進。また、統計作成担当室の人員体制を強化し、業務体制の立て直しを図った。【国土交通省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	90	<p>○ 各府省は、統計業務に必要とされる基礎知識・スキルを有する職員に対し、統計部門を支える意識を持つことができるよう動機付けを与えるとともに、そのような職員を中心に、職員に対して統計に関する専門能力や統計事業のプロジェクトマネジメント等の技能を十分に付与するため、計画的な人事運用を行う。総務省は、こうした職員が適切に評価され、処遇されるよう、さらには、その専門能力や技能が、同様な知識・スキルが必要とされる他の行政分野でも効果的に活用され、職員の活躍の場が広がるよう、必要な検討を行う。</p> <p>また、統計部門の経験の長いエキスパート職員が持つ専門能力や技能が、次の世代に確実に継承されるよう、国家公務員の定年引上げの機会も活用して、エキスパート職員を若手の指導役とするなど体制上の工夫を行う。</p>	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
	91	<p>○ 統計幹事を支える統計品質管理官（仮称）について、公表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となることができるよう、その体制の強化を行う。</p> <p>また、各府省の統計幹事及び統計品質管理官（仮称）を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保する。</p> <p>さらに、統計品質管理官（仮称）に充てるための人材を安定的に確保・育成するため、研修の充実、人事交流を含む実務経験を通じた研鑽の機会の付与、優良事例の共有などを行う。また、統計品質管理官（仮称）ポストには、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格の取得者を充てる、統計品質管理官（仮称）ポスト在職中に統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修を確実に受講させるなど、各府省が共同して統計品質管理官（仮称）の確保・育成を行う。</p>	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。
(2) 統計人材の育成	92	○ 各府省における統計の専門知識を有する人材の計画的な活用・育成を図るため、統計業務の経験や研修の受講状況、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得状況などの情報管理の在り方を検討する。また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の取得者へのメリット付与など、資格取得促進の方策を検討する。	総務省	令和5年度（2023年度）以降も引き続き実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 「令和6年度における人事管理運営方針」（令和6年3月21日内閣総理大臣決定）において、統計作成に携わる職員について、研修受講や統計データアナリスト等の資格取得の促進、能力向上と適切な処遇配置等に計画的に取り組み、E BPM及び統計人材の確保と育成を着実に進めることを盛り込み、各府省における取組を促した。【総務省（政策統括官）】 統計業務に従事した経験のある職員に対し、統計データアナリスト等に係る研修の受講を推奨するなど、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【内閣府】 統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、各種統計研修の受講を働き掛けるなど、専門能力等を有する職員の育成に努めている。【警察庁】 統計データアナリストや統計データアナリスト補に係る研修等の受講を促し、それらの受講歴や認定歴を踏まえるとともに、周期調査や経常調査など様々な調査の各段階を担当させる人員配置を行っている。【総務省】 所管する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。【財務省】 厚生労働省における「統計データアナリストの確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を推奨した。また、令和5年度（2023年度）には、統計データアナリスト等の認定を受けた。【厚生労働省】 所管する統計調査数を踏まえ、統計データアナリスト等の育成計画（目標数）を作成した。令和2年度（2020年度）以降、「統計データアナリスト補研修」等の受講を推奨し、統計データアナリスト等の確保・育成を行った。 また、データ分析の基礎となる農林水産統計の高い技能を有する人材育成の強化、若手職員へのキャリアコンサルティングを図るため、統計部門の経験の長いエキスパート職員を配置。【農林水産省】 統計職員の専門性向上のため、省内における統計に係る研修内容を見直すとともに、初任者については研修の義務化を行うなど、計画的な育成に努めた。また、統計業務の経験が豊富な職員に対して、統計データアナリストやアナリスト補の研修の受講を推奨し、中核的な役割を担うべく統計人材の育成に努めた。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和5年（2023年）4月から、各府省における統計の品質管理に関する取組の中核となる職員等として、統計品質管理官を48名置いており、総務省統計研究研修所において発令し、総務省統計品質管理推進室及び配置先の府省等の官職に併任の上、統計調査を所管する11の府省等に配置している。 併せて、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーとして任用し、各府省の統計幹事及び統計品質管官を支援する体制を整備している。 また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得を促進するなど、各府省が共同して統計品質管理官に充てるための人材の確保・育成に取り組んでおり、令和5年度（2023年度）末時点で、統計品質管理官の半数以上が統計データアナリスト等の認定を受けており、認定を受けていない者についても統計データアナリスト補の資格取得に必要な研修の受講を促している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計データアナリスト・統計データアナリスト補の認定の際、認定者の統計業務の経験や研修の受講状況を確認・把握しているが、認定後の資格取得者の情報管理の在り方について、どのような情報を、どのような方法により把握すべきか等、引き続き検討を行う。 また、統計データアナリスト・統計データアナリスト補の資格取得者は、令和5年度（2023年度）においても着実に増加しており、引き続き、資格取得の促進に取り組む。（統計データアナリスト等の資格取得者の状況の詳細については、第3部6（5）統計データアナリスト等の認定状況 参照） 	実施・検討予定

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	93	<p>○ 総務省は、以下のア)～エ)の内容を盛り込んだ、各府省の職員に対するレベル別研修を行うとともに、各府省が統計職員の研修に活用可能な教材やコンテンツを充実する。また、その際、地方支分部局や地方公共団体の職員も含め、より多くの者が受講できるよう、オンライン研修を充実する。さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修について検討する。</p> <p>ア) 業務マニュアルの整備や品質管理の重要性、P D C Aサイクルの実践のための技術など品質管理の基本的事項</p> <p>イ) 変更管理の重要性や手法</p> <p>ウ) 問題の早期発見・早期対処の重要性や、誤り発見後の対応ルールの内容</p> <p>エ) 統計に関する優良事例やヒヤリ・ハット事例</p>	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	94	○ 職員に対する研修（統計部局以外の部局の職員に対するものを含む。）において、統計の品質管理の重要性、統計関係法令や誤り発見時の対応ルールの概要などの基本的な内容を盛り込む。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	95	○ 各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、O J Tを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間的人的交流を促進する。	総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
(3) 地方公共団体との連携・支援	96	○ 地方公共団体からの意見聴取の内容を踏まえ、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化等の取組の支援を検討する。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	97	○ 関係府省と連携して、地方公共団体の実情や利活用ニーズ等を踏まえつつ、国の統計作成の知見を前提とした地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等の検討・研究を行うなど、地方公共団体に対する必要な支援・検討等を進める。あわせて、地方公共団体に対する必要な技術的支援の一環として、国・地方公共団体の統計部局における優れた分析事例や推計技術等について、情報共有する方策を検討し、速やかに情報共有を行う。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 統計研究研修所では、ア～エの内容を盛り込んだ統計の知識を体系的・段階的に習得する「業務レベル別研修」として、統計データアナリスト等を育成するための「統計データアナリスト補研修（中級）」及び「統計データアナリスト研修（上級）」、統計幹部職員向けに「統計幹部講座」を実施している。 <p>また、各府省が統計職員の研修に活用可能な統計に関する基本的な知識を約1時間程度の動画で学ぶことができる「初めて学ぶ統計（ダイジェスト版）」を提供しており、令和5年度（2023年度）は同動画のリニューアルを行った。</p> <p>さらに、研究機関・大学とも連携し、より高度な専門性の確保に資する研修を検討するため、令和5年度（2023年度）は、滋賀大学データサイエンス学部へのヒアリングを行った。</p> <p>オンライン統計研修については、令和5年度（2023年度）は「国民・県民経済計算」及び「産業連関表の作成・分析」を新たに開講し、13の研修をオンラインで提供した。また、令和6年度（2024年度）から「統計データアナリスト研修（上級）」を新たにオンラインで提供する準備を行った。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 人事課主催の統計研修において、統計品質管理の重要性等の基本的な内容を盛り込んでいる。【人事院】 毎年、品質管理の取組等の内容を盛り込んだ統計調査所管部局職員向け研修資料の見直しを行っている。【内閣府】 職員に対して、公的統計に係る基本的な内容を含む研修を実施した。【警察庁】 統計部局の研修に、誤り発見時の対応ルールを始めとした統計品質確保に関する講義を盛り込み、統計職員に対するPDCAサイクルの確立や品質優先の風土の定着・浸透を図った。【総務省】 統計リテラシーやガバナンスの強化を目的として、指定職び統計調査を所管している課室長級を対象とした研修を必須研修として実施しており、その中で、統計の品質管理の重要性等について浸透を図った。【厚生労働省】 若手職員等をメインにした研修において、統計調査の実施・変更に係る申請についての研修を実施した。また、「公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応について」を策定し部内に周知するとともに、誤りが生じないように訂正事案を振り返り要因の分析・対策などについて研修を行った。【農林水産省】 省内で実施する統計研修において、職員に対し品質管理の重要性等を説明し、理解の促進に努めた。【経済産業省】 令和5年度（2023年度）は、本省課長級研修及び初任係長研修の中で、統計に関する講義を実施。【国土交通省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、令和5年度（2023年度）末現在、19名の職員を他府省から受け入れ、OJTを行うとともに、統計データアナリスト研修や統計データアナリスト補研修を始めとする各種研修について積極的な受講を推奨している。また、他府省への派遣についても令和5年度（2023年度）末時点で15名を派遣している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 統計品質確保体制の強化のため、令和5年度（2023年度）に統計の品質管理の推進に係る業務を担う統計専任職員を12人加配し、統計調査の環境改善に向けた地方公共団体における調査手法の見直しや高度化の取組を支援すると共に、各都道府県に有用と考えられる統計の品質確保・向上に資する事例を共有することにより取組を支援した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 地域別統計の作成などの技術面での支援や推計・提供方法等の在り方等について、都道府県からの要請に基づき国から専門家を派遣し技術的な支援（地方統計機構支援事業 福井県景気動向指数のうち消費・サービス分野の採用指標に係る評価等に関する支援、令和2年神奈川県産業連関表作成に関する支援）などを実施した。また、他の地方公共団体に情報提供する場として、技術的支援結果に係る都道府県への報告会を開催するとともに、都道府県及び政令指定都市に対して分析事例や推計技術等情報提供を実施した。 <p>そのほか、平成30年度（2018年度）に和歌山県に設置した総務省統計データ利活用センターにおいては、地方公共団体における統計データを活用した課題解決事業による支援等を行っているほか、「Data StaRt Award～地方公共団体における統計データ利活用表彰～」を実施し、応募のあった取組を基に「先進事例」や「統計データ利活用事例集」を作成し様々な方法で地方公共団体に周知・共有を行っている。</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	98	○これまで実施してきた国と地方との人事交流の状況を踏まえつつ、引き続き、その成功・支障事例等を関係府省・地方公共団体間で共有し、地方公共団体の要望に応じて柔軟な形で地方公共団体との人事交流の実施を進める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	99	○一定の統計業務経験を積み、統計に関する高度な能力を有する都道府県の職員に対して、「統計データアナリスト」及び「統計データアナリスト補」の資格を付与することについて、地方公共団体の職員については、国の職員に対して資格付与をする場合の条件や認定内容と異なることに十分に配慮しつつ、認定事務の実施体制の確保を前提に、同資格付与について検討する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
	100	○関係府省の協力を得て、統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した取組状況を把握し、府省間で情報共有を図るなど、統計調査員に対する支援の強化に努める。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。
(4) 中央統計機構の機能向上	101	○業務マニュアルの整備・更新や点検・評価ガイドラインに基づく事後検証（自己診断）及び統計作成プロセス診断の診断結果を踏まえた対応、変更管理などについて、各府省からの相談に的確に対応できるようするため、相談窓口及び相談に基づく個別支援のための体制を充実する。また、これらの対応を行う際に、専門的な知見を活用するため、民間の学識経験者や専門家によるアドバイザリー機能を整備する。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	102	○統計委員会と連携しつつ、当分の間、今般の点検・確認や統計作成プロセス診断等において課題等が把握された各府省の統計調査を中心に、調査計画の審査の際に、調査計画に記載のない集計プロセス等についても各府省に確認し、必要に応じ意見を述べる。その際、こうした取組により、調査計画の審査が遅延することのないよう、審査担当部署の体制を充実するとともに、統計研究研修所との連携を強化する。	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
	103	○統計委員会建議に盛り込まれた取組を推進する観点から、「中央統計機構」（総務省政策統括官（統計制度担当）、統計局、統計研究研修所及び独立行政法人統計センター）がこれまで行ってきた以下の業務を充実するとともに、必要な体制の強化及びリソースの確保を図る。 ・統計品質管理官（仮称）の支援 ・政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化（e-Surveyの機能・運用の充実、汎用的な集計ツールの開発検討、e-Statの機能充実、マニュアルのデジタル化、審査・集計システムや仕様作成など集計プロセスに関する研修） ・統計研修、統計作成に関する各府省からの相談への対応及び相談に基づく個別支援（外部の学識経験者や民間専門人材の活用）	総務省	令和5年度(2023年度)以降も引き続き実施する。
6 国民の支持・理解が得られやすい統計作成への取組 (1) 報告者負担への配慮	104	○EBPM推進委員会が実施する統計ニーズの提案募集の取組と連携しつつ、統計作成に関する報告者の負担等に関する声（提案）を経常的に募集し、また、各府省が収集した報告者の声や統計ニーズのうち、府省横断的な検討が必要と考えられるものについて各府省から報告を受け、これらの募集や報告により把握した提案等について、関係府省と連携して対応方策を作成・公表するとともに、統計委員会を中心に定期的にその対応状況のフォローアップを実施する。	総務省	令和5年度(2023年度)から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 地方公共団体の要望を踏まえた人事交流が進められており、令和5年度（2023年度）には、地方公共団体の職員1名を国の統計機構で受け入れた。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 都道府県職員への統計データアナリスト等の資格付与に当たっての課題（申請手続、認定基準、統計業務経験として認める業務の範囲等）を踏まえ、引き続き検討を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 統計調査員の支援に資するデジタル技術やコールセンター等を活用した関係府省の取組状況について、令和5年度（2023年度）に把握を行った。今後、統計調査員に対する支援に資するため、把握した取組内容について、関係府省に対し情報共有を行う。 	実施・検討予定
<ul style="list-style-type: none"> 各府省からの相談に基づく個別支援体制を充実させるため、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。 	継続実施
<p>調査計画の審査の際に、遅延調査票を集計に利用する場合の取扱いについて統計委員会から示された「遅延調査票への対処基準」に沿った処理が行われているか確認を行ったほか、調査票の審査方法等に係る改善意見を述べた（基幹統計調査4件、一般統計調査2件）。</p> <p>令和5年度（2023年度）から総務省政策統括官（統計制度担当）の審査担当部署の定員を増員するとともに、必要に応じて統計研究研修所の統計品質管理官や統計技術アドバイザーの知見を活用し、調査計画の審査を円滑に進めた。</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 政府統計共同利用システムなどを通じた統計業務のデジタル化を図るため、各サブシステムの改修を行った。 <p>統計作成支援センターにおいて、統計研修や統計作成に関する各府省からの相談への対応を行っているところ。また、統計技術に関する専門的知見を有する統計技術アドバイザー及び品質管理の専門的知見を有する統計品質アドバイザーを整備し、相談内容に応じた助言を行っている。【総務省（統計局）】</p> <ul style="list-style-type: none"> 統計品質管理官による会議を定期的に開催し、統計品質管理官全体で必要な情報の共有や、意識の統一を図るとともに、統計品質管理官の府省横断的な連携を進めた。【総務省（政策統括官）】 	継続実施
<p>国の統計に関する提案を経常的に把握する仕組みを構築するため、平成29年度（2017年度）末から、報告者の声の把握をしており、その対応方策については、関係府省と協力して検討し、隨時公表している（累計161件）。フォローアップについては、これまで2回実施し（第1回：令和4年（2022年）3月、第2回：令和6年（2024年）3月）、対応状況の更新のあった提案を公表している。</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	105	○ 所管統計調査の企画・設計に当たっては、報告者の声、府省内外の統計ニーズを別途把握するとともに、これまでに募集・把握した報告者の声や統計ニーズも踏まえることにより、報告者の負担軽減や統計ニーズへの的確な対応を図ることに加え、各府省の政策立案総括審議官等に、必要なデータの有無や所在を確認し、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化を図る。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	106	○ 各府省と連携し、行政記録情報等の統計作成への活用に係る実態調査を定期的に実施し、その結果をホームページに掲載するとともに、府省間の情報共有の充実を図る。また、業務統計を作成する府省においては、原則として当該統計をe-Stat等で公表するとともに、ユーザーニーズを踏まえつつ、提供情報の充実に努める。	総務省、各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	107	○ 行政記録情報の活用を図ることにより、より正確な景気動向把握や長期的な経済動向の分析に努める。特に、所得に関する税情報については、賃金動向等の把握のための補完的な情報として活用を図ることを視野に本格的に研究を行う。	内閣府、財務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	108	○ 港湾調査について、港湾関連業務の効率化を図るシステムである「サイバーポート」の本格導入により、行政記録情報等の活用や報告者負担の軽減を一層推進するとともに、調査方法の再整理及び調査票情報等の一元管理を実現する。	国土交通省	令和5年 (2023年)中に結論を得る。
	109	○ 統計委員会を中心に情報の共有や府省間の連携を強化しつつ、行政記録情報等の統計作成への活用を通じた研究・検討を推進する。	総務省、各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 調査項目の見直し、作成要領等の整理・統合、企業の情報等のプレプリントの実施など、引き続き、報告者の負担軽減及び調査事務の簡素化に向けた取組を行っている。【人事院】 所管する各種統計調査の企画・見直しに当たっては、「国が実施する統計調査に関する提案募集」のほか、「統計等データに関する相談窓口」に寄せられる内容や関係府省、地方公共団体、有識者へのヒアリングなどを通じて統計ニーズを把握しているところ。【総務省（統計局）】 令和2年（2020年）サービス産業・非営利団体等調査及び令和2年（2020年）企業の管理活動等に関する実態調査の結果を踏まえ推計される令和6年（2024年）6月ころ公表予定の産業連関表の状況等を踏まえて、両調査の調査項目・集計事項等を検討する見込みである。【総務省（政策統括官）】 令和5年度（2023年度）における調査の実施に当たり、外部有識者等による委員会からの意見聴取により、統計ニーズの把握に努めた。【法務省】 これまで把握した統計ニーズを踏まえ、有識者との検討会等により、統計調査の設計の検討を行っている。【財務省】 令和6年度（2024年度）に実施する社会教育調査において、利活用ニーズを把握したうえで報告者の負担軽減のため、調査項目の精査を行った。【文部科学省】 統計調査の企画・設計に当たっては、統計ニーズを把握し、報告者の負担軽減にも配慮した上で、調査事項等を設定している。【厚生労働省】 統計調査の企画・設計時には、省内外の統計利活用者に対して照会を実施するとともに、調査実施後に報告者・地方組織・民間事業者・地方公共団体から調査の課題や改善点等の意見を把握し、活用している。【農林水産省】 統計調査の調査計画の変更に際しては、調査の方法、統計ニーズの有無、他調査等との重複等を確認し、報告者負担の軽減及び調査事務の簡素化に努めている。【経済産業省】 「家庭部門のCO₂排出実態統計調査」において、業界団体や民間企業を対象にしたニーズ把握ヒアリングを実施している。【環境省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 毎年度、「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」を実施し、その結果を府省間で共有するとともに、総務省ホームページに掲載している。（行政記録情報等の統計作成への活用状況の概要については、第3部7(2)統計作成における行政記録情報等の活用状況参照） また、各府省で経常的に作成されている業務統計について、当該業務統計の概要（統計の名称、作成機関、作成目的、作成周期、公表方法等）を総務省で取りまとめ、e-Statに掲載している。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 行政記録情報のデータの特徴や利活用方法等について分析を行っているところ。税情報については、財務省の協力の下、賃金動向等との関係について分析しているが、制度要因等による影響も大きく、引き続き検討中。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 令和6年（2024年）調査（甲種港湾：令和6年（2024年）1月分、乙種港湾：令和6年（2024年）分）から、調査方法の一つとして、サイバーポートを用いたオンライン報告が可能となるよう調査計画を見直し、令和5年（2023年）7月に総務大臣への承認申請を行い、同年9月に承認された。これにより、行政記録情報等の活用による調査票の作成、自動集計・チェック機能等の導入による報告者負担の軽減、調査票情報等の一元的な管理等が可能となる。なお、調査方法の再整理については、即時にサイバーポートを導入することが困難な調査対象港湾も一定程度存在することや、従来の調査方法を望む又はオンライン報告が困難な報告者がいること等に配慮し、全港湾におけるサイバーポートへの移行は直ちには困難であることから、従来の調査方法も存置することとした。 	実施済
<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施している「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」により、行政記録情報等の統計作成への活用の実態を把握し、その結果を府省間で共有している。 また、第203回統計委員会（令和6年（2024年）3月）では、先例となるべき新たな取組として、厚生労働省の介護サービス施設・事業所調査の回答項目の一部に介護保険法に基づく情報公表制度の情報等を活用する事例を報告し、各府省への情報の共有を図った。 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	110	<p>○ 総務省及び独立行政法人統計センターは、企業調査支援事業の業務効率化並びに政府統計共同利用システムのe-Surveyを含めた利便性の向上及び調査対象者の負担軽減を図るため、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象となった企業等の情報システム、セキュリティ、業務体制等に応じて柔軟な回答記入に対応できるよう、HTML形式、マクロ無しエクセル形式など、電子調査票の形式を多様化する。 ・調査対象者によるデータ入力の手間を軽減するためのファイル取込み機能を実装する。 ・現在、電話や電子メールで行われている、調査対象者に対する回答内容に係る疑義照会などを、オンライン調査システム内で行うことができるコミュニケーション機能を提供する。 <p>などの検討に速やかに着手するとともに、更なる利便性・安全性向上のための機能についても検討を行い、改修を進める。</p>	総務省	令和5年度 (2023年度) 以降も引き続き実施する。
	111	○ 統計調査の企画に当たっては、上記e-Surveyの積極的な導入を検討し、回答率の向上や集計等の効率化等を含めオンライン調査の推進を図る。	各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	112	○ 統計精度や回収率の向上、業務の効率化に資する企業調査支援事業の充実・発展を図る観点から、独立行政法人統計センターにおける専任スタッフの計画的な育成や人材確保のための環境改善を含め必要な体制を整備する。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	113	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を順次実施し、その成果（β版、試算値、参考値など）及びデータに関する情報を可能な限り公開し、フィードバックを得て更に検証を進めること。	総務省、各府省	令和5年度 (2023年度) から実施する。
	114	○ ビッグデータを活用した試行的な取組（ビッグデータ・トライアル）を行うため、ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場やビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する場（ビッグデータ・ポータル）の準備など効果的な環境整備を行う。このうち、ビッグデータ・ポータルにおいては、各府省や地方公共団体、民間企業等におけるビッグデータの活用に関し、情報共有、関係者同士のマッチング、新たな利活用事例の創出等に向けた取組の促進を検討するとともに、ビッグデータ・ポータルを利用する利用者のニーズ等も踏まえ、情報のアップデートや機能の追加・強化など、必要な対応を隨時行う。また、ビッグデータ・シェアリングの実施に向け、主にビッグデータの保有者である民間企業と連携しつつ、データ分析に係るイベント等を隨時開催するなど、関係者のネットワークの構築を図るための取組を検討する。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
・（項目第3－4 No.84 参照）	継続実施
・（項目第3－4 No.85 参照）	継続実施
<p>・ 調査実施者からの委託を受けた経済構造実態調査、科学技術研究調査及び経済産業省企業活動基本調査の実施を通じて、企業形態が複雑な大企業に対する継続的な信頼関係の構築、企業会計の知識に基づく徹底した品質管理、工程管理及び情報管理を行いつつ、正確な報告データ作成のための製表業務を着実に行いながら、専任スタッフの育成とノウハウの蓄積を行っている。</p> <p>・ 人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算等について実証研究を行っており、第21回ビッグデータ連携会議（令和6年（2024年）2月21日）においてこの取組について報告を行い（当該資料は公表）、構成員との意見交換を行った。</p>	実施・検討予定
<p>・ 令和5年（2023年）1月から、ビッグデータの活用に関する情報を一元的に集約・提供する「ビッグデータ・ポータル」の試行運用を開始。令和6年（2024年）3月末で、ビッグデータ情報23件、サンプルデータ3件、活用事例45件を掲載しており、掲載コンテンツの充実や機能強化を進めている。</p> <p>　ビッグデータを試験的に利用（ビッグデータ・シェアリング）できる場については、有識者等からの意見も参考としながら、必要な検討を実施している。</p>	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	115	○ POSデータ（消費者物価指数、商業動態統計調査等）、ウェブスクレイピングデータ（消費者物価指数等）及び人工衛星データ（作物統計調査、SDGグローバル指標等）等、既存の公的統計の中で活用されているデータについて、必要性や費用対効果等も踏まえ、活用の対象を拡大するなど、これらのデータ活用の横展開を検討する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
	116	○ ビッグデータに関する各種課題の解決に向け、総務省が中心となって各府省や関係機関とも連携しつつ、各種データの実証研究等を行い、ビッグデータ連携会議に報告する。	総務省、各府省	令和5年度（2023年度）から実施する。
(2) 統計調査の環境整備、国民全体の統計に対する理解増進	117	○ 各府省は、統計調査の必要性・重要性や罰則規定を含めた報告義務の周知など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組むこととする。また、総務省は、共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、関係府省の協力を得て、地方公共団体とも連携しつつ、マンション管理関係団体等との連携強化を図る。	各府省、総務省	令和5年度（2023年度）から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> 毎年実施している「行政記録情報等及び民間企業等が保有するビッグデータ等の統計作成への活用に係る実態調査」により、民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等の概要を把握し、総務省のホームページにおいて掲載している。【総務省（政策統括官）】 水稻調査では、7月以降年5回、水稻の生育に応じて段階的に予想収量等を公表しており、人工衛星データは、7月、8月の水稻の作柄予測に活用している。当該予測手法について、9月以降の調査への導入を目指し、令和5年（2023年）に検証作業を実施したところ、利活用上求められる数値の精緻さを満たせないところから導入は見送ったが将来的な技術の発展等により、利活用上求められる数値の精緻さがクリアできる目途が立った段階で、再度検証作業を実施するなど、予測手法導入に向け検討を行う。 <p>衛星画像データ（光学（4バンド）、SAR（後方散乱強度））等を教師データに、ランダムフォレスト（A I 手法）により水稻作付判別モデルを構築し精度と課題の整理を行った。【農林水産省】</p>	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> POSデータ等組み替え集計業務を行う事業者は、①店舗が取り扱っているアイテムすべてのG T I N（J A Nコード）、商品名に対応した、商品マスター（G T I N（J A Nコード）、商品型番、商品名称、分類名称、スペック情報等）を保有し、日々更新している実績を有すること②対象となる企業と仮想専用ネットワーク（V P N）回線等、セキュアな回線で接続し、店頭及びインターネット等の通信販売データ（P O Sデータ、eコマースデータ）を日々収集している実績を有することが必要であるが、商業動態統計調査の丁2（家電大型専門店）調査以外の調査におけるP O Sデータ等の組み替え集計導入の可能性について、有識者へヒアリングしたところ、この①②の要件を満たしている事業者は、現時点では、すでに実施している丁2（家電大型専門店）調査の事業者を除き、存在しないとの認識であった。丁2（家電大型専門店）調査対象事業所のうち、P O Sデータによる調査票提出をしていない事業所とは引き続き調整をしているところであり、現状ではまだ横展開する環境は整っていないと考えている。【経済産業省】 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> ビッグデータ連携会議を令和5年度（2023年度）に2回開催し、総務省において実施している人流データを活用した国内延べ宿泊者数の試算等に係る実証研究や「ビッグデータ・ポータル」の取組、民間企業等におけるビッグデータの利活用事例等について意見交換を行い、各府省に広く情報を共有した。 	継続実施
<ul style="list-style-type: none"> 共同住宅内における統計調査を円滑に実施するため、令和5年度（2023年度）に実施予定の政府統計調査等の情報を政策統括官室においてマンション管理関係団体へ提供するとともに、同内容を地方公共団体に情報提供することで連携強化を図った。【総務省（政策統括官）】 令和5年度（2023年度）における訪問調査実施前に、調査概要について、法務省ホームページや法務省X（旧 T w i t t e r）に掲載し、報告者の理解の増進を図った。【法務省】 「国民に対する回答義務の周知」の送付、財務省・国税庁H Pや業界誌等への協力依頼文の掲載など、報告者に対する広報の充実・強化に引き続き取り組んでいる。【財務省】 厚生労働省ホームページにおいて、「調査実施のお知らせ」や「調査の概要」等の情報を掲載するとともに、関係団体等への調査協力依頼を行い、報告者に対する広報に努めている。【厚生労働省】 農林水産省のホームページに掲載している各調査の「調査の概要」に報告義務等を掲載し、周知を行った。【農林水産省】 経済産業省ホームページにおいて、統計調査に関する「お知らせ」や「調査にご協力いただいている方へ」等の情報を報告者及び広く一般の方へ情報発信を行うとともに、統計を分析した記事など、統計に関する情報発信等の取組を実施した。【経済産業省】 	継続実施

項目	No.	具体的な措置、方策等	担当府省	実施時期
	118	○ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省や高等教育機関等と連携しつつ、「統計の日」を中心とした各種事業・イベントの開催、地方公共団体における取組の支援を行うほか、よりきめ細やかな習熟度別や業務別といった様々な切り口での学習コンテンツ等を作成し、それらの更なる充実を図るとともに、それらの提供手段の多様化も図る。	総務省	令和5年度 (2023年度) から実施する。

令和5年度（2023年度）末時点の検討状況又は進捗状況	実施済等の別
<ul style="list-style-type: none"> ・ 独立行政法人統計センター、大学共同利用機関法人 情報・システム研究機構統計数理研究所及び一般財団法人日本統計協会との共催により、「統計データ分析コンペティション」を開催し、「統計の日」に合わせて受賞者を決定した。 社会人を主な対象とした「データサイエンス・オンライン講座」の目的別各種講座を継続的に実施しつつ、「社会人のためのデータサイエンス入門」のリニューアルやプログラミング編を新規に実施するなどのコンテンツを拡充したほか、小学生向けのオンライン講座「わくわく！統計アカデミー f o r K I D S」を継続的に実施している。【総務省（統計局）】 ・ 統計リテラシーの向上、また、国民や事業者の統計調査に対する協力意識の醸成や統計人材の育成の観点から、関係府省等と連携し、「統計の日」を中心に「統計の日」標語の募集や「統計の日」のポスターの作成及び掲示を行うとともに、統計データグラフフェア及び全国統計大会といったイベントを開催した。【総務省（政策統括官）】 	継続実施

第3部 項目別実施状況

第3部 項目別実施状況

1 公的統計の作成

(1) 基幹統計の指定、変更等の状況

法第2条第4項においては、行政機関が作成する統計のうち、

- ① 国勢統計（国勢調査により作成される統計）
- ② 国民経済計算
- ③ 政策上特に重要な統計、民間で広く利用されると見込まれる統計又は国際条約等において作成が求められている統計等として、総務大臣が指定した統計

を基幹統計としており、令和5年度（2023年度）末現在において、基幹統計の総数は、54統計となっている（資料5参照）。

また、法第7条においては、総務大臣が、基幹統計の指定をしようとするとき又は指定の変更若しくは解除をしようとするときは、統計を作成する行政機関の長に協議するとともに、統計委員会の意見を聴かなければならないとされており、指定、変更又は解除したときは、その旨を公示することとされている。

令和5年度（2023年度）においては、「サービス産業動態統計」を基幹統計に指定している（表3参照）。

表3 指定・変更・解除を行った基幹統計（令和5年度（2023年度））

基幹統計名	指定・変更・解除の別	内容
サービス産業動態統計	指定（令和6年（2024年）1月25日）	サービス産業の事業活動の動態を明らかにすることを目的とする基幹統計として指定。

(2) 基幹統計調査の実施又は変更等の承認状況

基幹統計の作成方法は、統計調査による作成と、統計調査以外の方法による作成の二類型に大別される。

法第2条第6項においては、基幹統計の作成を目的とする統計調査を基幹統計調査としている。また、法第9条又は第11条においては、行政機関の長は、基幹統計調査を新たに実施する場合又は変更若しくは中止する場合には、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、総務大臣は、承認の申請があったときは、統計委員会が軽微な事項と認めるものを除き、同委員会の意見を聴かなければならないとされている。

令和5年度（2023年度）に、基幹統計調査の実施又は変更若しくは中止について総務大臣が承認した件数は23件であり、このうち、統計委員会の答申を経たものは10件であった（表4、資料6及び7参照）。

表4 基幹統計調査の承認件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	総務大臣の承認件数				うち統計委員会の答申を経たもの	(参考)所管する基幹統計調査の数
	総数	(新規)	(変更)	(中止)		
総務省	3	1	2	0	3	13
財務省	1	0	1	0	0	2
文部科学省	2	0	2	0	2	4
厚生労働省	4	0	4	0	0	7
農林水産省	4	0	4	0	2	7
経済産業省	2	0	2	0	1	6
国土交通省	6	0	6	0	1	9
総務省・経済産業省	1	0	1	0	1	2
合計	23	1	22	0	10	50
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	17	0	17	0	7	49

(注) 「総務大臣の承認件数（新規）」の1件は、新しく基幹統計として指定された「サービス産業動態統計」を作成するための統計調査（サービス産業動態統計調査）である。

(3) 統計調査以外の方法により作成する基幹統計に関する通知の状況

法第26条においては、行政機関の長は、統計調査以外の方法により基幹統計を作成する場合又はその作成方法を変更する場合（政令で定める軽微な変更を除く。）には、その作成方法について、あらかじめ、総務大臣に通知をしなければならないとされており、総務大臣は、当該通知のあった基幹統計の作成方法を改善する必要があると認める場合には、統計委員会の意見を聴いた上で当該行政機関の長に対して意見を述べることができるとしている。

令和5年度（2023年度）に、統計調査以外の方法による基幹統計に係る作成方法について総務大臣に通知が行われたものは、鉱工業指数及び国民経済計算の2件であり、総務大臣が意見を述べたものはなかった。

(4) 一般統計調査の実施又は変更の承認状況等

法第2条第7項においては、行政機関が行う統計調査のうち、基幹統計調査以外の統計調査を一般統計調査としている。また、法第19条又は第21条においては、行政機関の長は、新たに一般統計調査を実施する場合又は変更（総務省令で定める軽微な変更を除く。）する場合は、あらかじめ、総務大臣の承認を受けなければならないとされており、一般統計調査を中止する場合、あらかじめ、総務大臣にその旨を通知しなければならないとしている。

令和5年度（2023年度）に、一般統計調査の実施又は変更について総務大臣が承認した件数は85件、中止について総務大臣に通知が行われた件数

は6件であった（表5、資料8及び9参照）。

なお、令和5年度（2023年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査は210件となっている。

表5 一般統計調査の承認件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	承認した一般統計調査の件数			中止した一般統計調査の件数	(参考)所管する一般統計調査の数
	総数	新規の申請	変更の申請		
内閣官房	1	0	1	0	1
人事院	3	0	3	0	4
内閣府	4	3	1	0	16(1)
公正取引委員会	1(1)	1(1)	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	1
こども家庭庁	6	0	6	0	4
総務省	3	1	2	1	6
法務省	1	1	0	0	1
外務省	1	1	0	0	1
財務省	0	0	0	1	3(1)
文部科学省	6(1)	0	6(1)	0	19(2)
厚生労働省	33(2)	1(1)	32(1)	1	65(2)
農林水産省	13(1)	6(1)	7	0	35(2)
経済産業省	1	0	1	1	10(1)
国土交通省	11	1	10	2	40
環境省	3(1)	2(1)	1	0	8(1)
合計	85(3)	16(2)	69(1)	6	210(5)
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	89(2)	13	76(2)	5	205(4)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「所管する一般統計調査の数」欄には、令和5年度（2023年度）末現在で、承認が有効となっている一般統計調査を計上している。なお、各府省の産業連関構造調査はまとめて1調査としているため、合計欄にのみ計上し、各府省欄には計上されていない。

(注3) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

(5) 指定地方公共団体が行う統計調査

法第24条第1項においては、地方公共団体（地方公共団体の規模を勘案して政令で定めるものに限る。以下「指定地方公共団体」という。令和5年度（2023年度）末現在で、47都道府県及び20指定都市）の長その他の執行機関が統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和5年度（2023年度）に、指定地方公共団体の長その他の執行機関が統計調査の新規実施の届出を行った件数は163件、統計調査の変更の届出を行った件数は212件であった（表6、資料10及び11参照）。

表6 指定地方公共団体が行う統計調査の届出件数

(令和5年度（2023年度）)

	統計調査の新設の届出件数	統計調査の変更の届出件数
都道府県	116(3)	161(5)
指定都市	50(3)	58(8)
合計	163(3)	212(6)
(参考) 令和4年度 (2022年度) の実績	209(3)	241(9)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の地方公共団体が共同で行う調査）の数であり、届出件数の内数。共管調査は、共管の地方公共団体にそれぞれ1件と計上しているため、各地方公共団体の届出件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

(6) 指定独立行政法人等が行う統計調査

法第25条においては、独立行政法人等（その業務の内容その他の事情を勘案して大規模な統計調査を行うことが想定されるものとして政令で定めるものに限る。以下「指定独立行政法人等」という。令和5年度（2023年度）末現在、日本銀行が該当する。）が、統計調査を行おうとする場合には、あらかじめ、総務大臣に届け出なければならないとされており、これを変更しようとするときも同様とされている。

令和5年度（2023年度）に、指定独立行政法人等が統計調査の新規実施又は変更の届出を行った件数は4件であった。

(7) 事業所母集団データベースの整備及び情報の利用状況

法第27条第1項に基づき、総務大臣は、公的統計の作成主体である行政機関、地方公共団体又は独立行政法人等（以下「行政機関等」という。）による正確かつ効率的な統計の作成及び統計調査その他の統計を作成するための調査における被調査者（当該調査の報告を求められる個人又は法人その他の団体。）の負担の軽減に資することを目的として、事業所母集団データベースを整備している。

行政機関等は、同条第2項第1号又は第2号に掲げる目的のため、事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けることができるとしている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関等が事業所母集団データベースに記録されている情報の提供を受けた件数は257件であった（表7参照）。

表7 事業所母集団データベースの情報の利用状況

(令和5年度（2023年度）)

提供先 府省等名	提供を受けた 件数	うち調査対象の抽出 目的	うち統計の作成目的	うち調査対象の抽出 及び統計の作成目的
人事院	1	1	0	0
内閣府	5	4	1	0
個人情報保護委員会	1	1	0	0

消費者庁	2	2	0	0
総務省	11	5	0	6
財務省	2	1	1	0
文部科学省	3	2	1	0
厚生労働省	22	20	1	1
農林水産省	6	6	0	0
経済産業省	8	6	0	2
国土交通省	6	5	0	1
環境省	1	1	0	0
都道府県	102	93	7	2
指定都市	17	16	0	1
都道府県及び指定都市以外の地方公共団体	69	62	4	3
指定独立行政法人等	0	0	0	0
指定独立行政法人等以外の独立行政法人等	1	1	0	0
合計	257	226	15	16
(参考) 令和4年度 (2022年度) の実績	254	224	20	10

(8) 重複是正及び調査履歴登録の実施状況

行政機関は、事業所母集団データベースを利用することにより、事業所・企業を対象とした調査について、①統計調査（事実の報告を求めるこ^ととにより行う調査）の実施前に調査対象を確認し、過重な調査負担が課されている事業所・企業を統計調査の対象から除外（重複是正）するとともに、②統計調査及び統計調査には該当しない統計を作成するための調査（以下「意識調査等」という。）の実施後に調査対象となった又は回答を行った個々の事業所・企業の履歴の登録（調査履歴登録）をしている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が事業所母集団データベースを用いて重複是正を行った統計調査は、重複是正の対象となる75件のうち74件（実施率98.7%）、調査履歴登録を行った統計調査及び意識調査等は、調査履歴登録の対象となる148件のうち148件（実施率100.0%）であった（表8参照）。

表8 重複是正及び調査履歴登録の実施状況（令和5年度（2023年度））

府省名	重複是正			調査履歴登録		
	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)	対象調査 件数	実施調査 件数	実施率 (%)
人事院	3	3	100.0	3	3	100.0
内閣府	5(1)	5(1)	100.0	7(1)	7(1)	100.0
消費者庁	1	1	100.0	1	1	100.0
総務省	5	5	100.0	8(1)	8(1)	100.0
財務省	3(1)	3(1)	100.0	4(1)	4(1)	100.0
文部科学省	2(1)	2(1)	100.0	10(1)	10(1)	100.0
厚生労働省	28(1)	27(1)	96.4	42(1)	42(1)	100.0
農林水産省	13(1)	13(1)	100.0	34(2)	34(2)	100.0

経済産業省	6(1)	6(1)	100.0	18(2)	18(2)	100.0
国土交通省	12	12	100.0	24	24	100.0
環境省	0	0	100.0	2(1)	2(1)	100.0
合計	75(3)	74(3)	98.7	148(5)	148(5)	100.0
(参考) 令和4年度 (2022年度) の実績	70(3)	69(3)	98.6	146(4)	146(4)	100.0

(注) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、対象調査件数等の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数等を単純合計しても、合計と一致しない。

2 公的統計の公表

(1) 基幹統計の公表の状況

法第8条第1項においては、行政機関の長は、基幹統計を作成したときは、当該基幹統計をインターネットの利用その他の適切な方法により公表しなければならないとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が第一報（速報）の公表を行った基幹統計は、44件であった。

これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、調査計画の変更を経て、前回よりも公表が早期化された基幹統計は、統計調査により作成された39件のうち、2件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した基幹統計は2件あった（表9参照）。

表9 公表を行った基幹統計の件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	総数	公表を行った基幹統計の件数		統計調査以外の方法により作成された件数	公表が早期化された件数	公表が遅延した件数			
		統計の作成方法別の状況							
		統計調査により作成された件数	統計調査以外の方法により作成された件数						
内閣府	1	0	0	1	0	0			
総務省	9(1)	6(1)	2	1	0	0			
財務省	2	2	0	0	0	0			
文部科学省	3	2	1	0	0	0			
厚生労働省	8	6	0	2	1	0			
農林水産省	5	5	0	0	0	2			
経済産業省	8(1)	7(1)	0	1	0	0			
国土交通省	9	8	1	0	1	0			
合計	44(1)	35(1)	4	5	2	2			
(参考) 令和4年度 (2022年度)の 実績	42(1)	35(1)	2	5	1	1			

（注1）令和5年度（2023年度）に統計調査以外の方法により作成・公表された基幹統計は、国民経済計算（内閣府）、人口推計（総務省）、生命表（厚生労働省）、社会保障費用統計（厚生労働省）及び鉱工業指数（経済産業省）である。

（注2）（）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った基幹統計の件数の内数。令和5年度の1件は経済構造統計であり、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った基幹統計の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことといい、「周期調査等」とは、1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）又は1回限りで行われる統計調査のことといふ。

（注4）本表でいう公表の「早期化」とは、調査計画における第一報の公表期日について、繰上げの変更が行われている場合をいう。

（注5）本表でいう公表の「遅延」とは、実際に公表を行った時期について、予定していた公表時期から遅れのあった場合をいう。

(2) 一般統計調査の結果の公表の状況

法第23条第1項においては、行政機関の長は、一般統計調査の結果を作成したときは、特別な事情がある場合を除き、当該結果をインターネット

の利用その他の適切な方法により公表しなければならぬとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関が第一報の公表を行った一般統計調査の結果は163件であった。これらのうち、統計の品質を構成する公表の適時性の向上のため、調査計画の変更を経て、前回よりも公表が早期化された一般統計調査は5件あった。

また、予定していた時期よりも公表が遅延した一般統計調査は16件あった（表10参照）。

表10 公表を行った一般統計調査の件数等（令和5年度（2023年度））

府省名	公表を行った一般統計調査の件数 総数	公表を行った一般統計調査の件数		公表が 早期化 された 件数	公表が 遅延 した 件数
		経常調査に より作成さ れた件数	周期調査等に より作成され た件数		
内閣官房	1	1	0	0	0
人事院	4	2	2	0	0
内閣府	13(1)	9(1)	4	1	1
公正取引委員会	1(1)	0	1(1)	0	0
こども家庭庁	2	1	1	0	0
総務省	7	5	2	1	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	12(2)	9(2)	3	0	3
厚生労働省	57(3)	35(2)	22(1)	3	9
農林水産省	28(2)	25(2)	3	0	2
経済産業省	13(1)	11(1)	2	0	0
国土交通省	23	18	5	0	1
環境省	5(1)	4(1)	1	0	0
合計	163(6)	118(5)	45(1)	5	16
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	176(4)	128(4)	48	3	16

（注1）（）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、公表を行った一般統計調査の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の公表を行った一般統計調査の件数を単純合計しても、合計と一致しない。

（注2）本表でいう「経常調査」とは、1年以下の周期（毎月、毎四半期、半年など）で行われる統計調査のことをいい、「周期調査等」とは、1年を超える周期（2年に1回、5年に1回など）又は1回限りで行われる統計調査のことをいう。

（注3）本表でいう公表の「早期化」とは、調査計画における第一報の公表期日について、繰上げの変更が行われている場合をいう。

（注4）本表でいう公表の「遅延」とは、実際に公表を行った時期について、予定していた公表時期から遅れのあった場合をいう。

3 統計情報の提供

(1) 政府統計の総合窓口(e-Stat)による統計情報の提供状況

法第54条においては、総務大臣は、公的統計を利用しようとする者の利便を図るため、インターネットの利用を通じて迅速に公的統計の所在に関する情報を提供できるよう必要な措置を講ずるものとされている。

これを踏まえ、総務省を中心とした政府全体の取組として、行政機関が作成する統計に関する情報のワンストップサービスを実現するためのポータルサイトである「政府統計の総合窓口（e-Stat）」(<https://www.e-stat.go.jp/>)を運営している（資料12及び13参照）。

行政機関が登録した統計表ファイル、統計データ、公表予定、新着情報、調査票項目情報、統計分類、調査計画等の各種統計関連情報は、e-Statを通じて提供されており、e-Statは法第8条及び第23条の規定に基づく統計の公表の取組の中核を担っている。

令和5年度（2023年度）現在において、e-Statには721件の統計が登録されており、約97.3万件の統計表が提供されている。また、令和5年度（2023年度）には約3,487万件のアクセスがあった（クローラーによるアクセス^(注)を除く。）（表11参照）。

（注）検索エンジン運営会社による検索用インデックス作成のためのデータ収集目的とした機械による自動アクセス

表11 e-Statの統計表アクセス件数（令和5年度（2023年度））

府省名	府省の統計表に対するアクセス件数
内閣官房	32,852
人事院	61,614
内閣府	1,030,180
総務省	9,412,718
法務省	850,437
外務省	22,741
財務省	1,529,848
文部科学省	2,116,786
厚生労働省	6,825,765
農林水産省	8,931,658
経済産業省	673,411
国土交通省	3,207,575
環境省	158,887
防衛省	13,837
合計	34,868,309
（参考） 令和4年度（2022年度）の実績	40,218,670

（注）アクセス件数は、基幹統計調査・一般統計調査の情報に関するコンテンツに係るもののか、業務統計（行政記録情報等を用いて経常的に作成されている統計）や加工統計（他の統計を加工することによって作成される統計）の情報に関するコンテンツに係るものも含む。

(参考) 表12 アクセス件数の多い政府統計 (令和5年度(2023年度))

府省名	統計名	アクセス件数
厚生労働省	人口動態調査	2,165,040
総務省	国勢調査	2,090,603
国土交通省	建築着工統計調査	1,620,771
農林水産省	作物統計調査	1,607,567
財務省	普通貿易統計	1,391,199
農林水産省	農林業センサス	1,363,327
文部科学省	学校基本調査	1,094,870
総務省	消費者物価指数	965,281
農林水産省	農業経営統計調査	959,654
総務省	家計調査	946,073

(2) 統計調査結果等のe-Statへの登録状況

第IV期基本計画では、これまでも推進してきた統計データのe-Statへの集約を引き続き行うこととしており、行政機関が作成した公的統計については、原則として、e-Statへ登録されている。

令和5年度(2023年度)に、行政機関が公表を行った基幹統計44件のうち、e-Statへ登録されているものは44件、公表を行った一般統計調査の結果163件のうち、e-Statへ登録されているものは161件、公表を行った加工統計29件のうち、e-Statへ登録されているものは29件であった(表13参照)。

表13 基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計のe-Statへの登録状況

(令和5年度(2023年度))

府省名	基幹統計		一般統計調査の結果		加工統計	
	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数	公表を行った件数	うちe-Stat への登録件数
内閣官房	0	0	1	1	0	0
人事院	0	0	4	4	0	0
内閣府	1	1	13(1)	13(1)	1	1
公正取引委員会	0	0	1(1)	1(1)	0	0
こども家庭庁	0	0	2	2	0	0
総務省	9(1)	9(1)	7	6	4	4
財務省	2	2	3(1)	3(1)	0	0
文部科学省	3	3	12(2)	12(2)	0	0
厚生労働省	8	8	57(3)	57(3)	2	2

農林水産省	5	5	28(2)	27(2)	11	11
経済産業省	8(1)	8(1)	13(1)	13(1)	6	6
国土交通省	9	9	23	23	5	5
環境省	0	0	5(1)	5(1)	0	0
合計	44(1)	44(1)	163(6)	161(6)	29	29
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	42(1)	42(1)	176(4)	172(4)	27	27

(注1) 「加工統計」には、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

また、e-Statの利便性や検索機能の向上のため、登録された基幹統計、一般統計調査の結果及び加工統計について、調査の概要等の統計を利用する際に必要な情報の登録を推進しており、その登録状況は以下のとおりであった（表14～16参照）。

表14 基幹統計 調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和5年度（2023年度））

府省名	基幹統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0
総務省	9(1)	9(1)	2(1)	4	0
財務省	2	2	0	1	0
文部科学省	3	3	1	0	0
厚生労働省	8	8	4	2	2
農林水産省	5	5	0	4	4
経済産業省	8(1)	8(1)	3(1)	4	2
国土交通省	9	9	7	6	5
環境省	0	0	0	0	0
合計	44(1)	44(1)	16(1)	21	13
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	42(1)	42(1)	14(1)	20	12

(注1) 本表は、統計調査により作成された基幹統計及び統計調査以外の方法により作成された基幹統計を計上している。

(注2) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管

調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 「調査の概要（統計の概要）」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことを行う。

(注4) 「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

(注5) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

表15 一般統計調査の結果 調査の概要等のe-Statへの登録状況

(令和5年度(2023年度))

府省名	一般統計調査の結果				
	e-Statの登録件数	うち 「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち 「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち 「地域区分」を登録すべき統計の数	うち 「地域区分」登録件数
内閣官房	1	1	0	0	0
人事院	4	4	0	0	0
内閣府	13(1)	13(1)	4	4	0
公正取引委員会	1(1)	0	0	0	0
こども家庭庁	2	1	0	0	0
総務省	6	4	0	2	0
財務省	3(1)	3(1)	0	0	0
文部科学省	12(2)	12(2)	3	2(2)	0
厚生労働省	57(3)	56(2)	12	13(2)	4
農林水産省	27(2)	27(2)	0	13	12
経済産業省	13(1)	11(1)	4	2	2
国土交通省	23	21	6	10	6
環境省	5(1)	5(1)	2	1	1
合計	161(6)	153(5)	31	45(2)	25
(参考) 令和4年度 (2022年度)の実績	172(4)	163(4)	23	51(2)	31

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、各項目の件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象調査件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 「調査の概要（統計の概要）」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことを行う。

(注3) 「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

(注4) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

表16 加工統計 調査の概要等のe-Statへの登録状況（令和5年度（2023年度））

府省名	加工統計				
	e-Statの登録件数	うち「調査の概要（統計の概要）」の登録件数	うち「分類項目・集計項目一覧」の登録件数	うち「地域区分」を登録すべき統計の数	うち「地域区分」登録件数
内閣官房	0	0	0	0	0
人事院	0	0	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	0
公正取引委員会	0	0	0	0	0
こども家庭庁	0	0	0	0	0
総務省	4	4	0	1	1
財務省	0	0	0	0	0
文部科学省	0	0	0	0	0
厚生労働省	2	2	1	0	0
農林水産省	11	8	0	2	1
経済産業省	6	6	0	0	0
国土交通省	5	5	4	2	2
環境省	0	0	0	0	0
合計	29	26	5	5	4
(参考) 令和4年度 (2022年度) の実績	27	24	5	5	4

(注1) 本表は、基幹統計以外の加工統計を計上している。

(注2) 「調査の概要（統計の概要）」とは、統計の目的、作成周期、作成方法など、当該統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したもののことを行う。

(注3) 「分類項目」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、「集計項目一覧」とは、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報をいう。

(注4) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいい、「「地域区分」登録件数」には、統計を地域別に表章している場合であって、各地域の具体的範囲についての説明を掲載していることをいう。

4 調査票情報等の利用及び提供

統計調査によって集められた情報である調査票情報（法第2条第11項）は、統計調査に対する国民の信頼を確保するため、法第40条の規定により、統計調査を実施するに当たって予定されていた統計を作成するために用いる目的以外には、原則として、利用又は提供してはならないこととされている。ただし、法又は条例に特別の定めがある場合には目的外の利用又は提供を認めており、法では、「特別な定め」に該当する規定として、統計目的で調査票情報を二次的に活用することを可能とするため、法第32条から法第36条までの規定が置かれている。

（1）調査票情報の二次利用

法第32条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、統計の作成若しくは統計的研究（以下「統計の作成等」という。）を行う場合又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合には、その行った統計調査に係る調査票情報を自ら用いること（二次利用）ができるとされている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、所管する統計調査の調査票情報を二次利用した件数は671件であった（表17、資料14及び17参照）。

表17 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用件数

（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	利用件数	統計の作成等を行う 場合	統計調査その他の統計を作 成するための調査に係る名 簿を作成する場合
内閣官房	1	1	0
総務省	43(5)	42(5)	1
財務省	6	5	1
文部科学省	120	98	22
厚生労働省	145	139	6
農林水産省	97	89	8
経済産業省	104	96	8
国土交通省	145	142	3
環境省	7	7	0
日本銀行	3	3	0
合計	671(5)	622(5)	49(0)
(参考) 令和4年度（2022 年度）の実績	629	593	36

（注1）令和5年度（2023年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和4年度（2022年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

（注2）（ ）内の数値はオンライン施設において調査票情報の二次利用を行った件数である。

（2）調査票情報の提供

法第33条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、

- 行政機関、地方公共団体、独立行政法人等その他これに準ずる機関（以下「公的機関等」という。）が、統計の作成等又は統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿の作成を行う場合（法第33条第1項第1号）
- 公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者が、当該総務省令で定める統計の作成等を行う場合（法第33条第1項第2号）

に、総務省令で定めるところにより、これらの者からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をこれらの者に提供することができる正されている。

後者の場合について、統計法施行規則（平成20年総務省令第145号。以下「規則」という。）第11条においては、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として、

- 公的機関等が、これらの者以外の者に委託し、又はこれらの者以外の者と共にして行う調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第1号）
- 公的機関等が、その実施に要する費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等（規則第11条第1項第2号）
- 行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が、その政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める統計の作成等その他法第33条第1項第2号に規定する同等の公益性を有するものとして特別な事由があると認める統計の作成等（規則第11条第1項第3号）

であって、規則第42条に規定する調査票情報を適正に管理するために必要な措置が講じられているものが規定されている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、法第33条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は2,339件であった。また、同項第2号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は352件であった（表18、資料15及び17参照）。

表18 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供件数

（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条第1項第1号該当件数 (公的機関等への提供)		法第33条第1項第2号該当件数 (公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等を行う者への提供)		
	統計の作成等を行う場合	統計調査その他の統計を作成するための調査に係る名簿を作成する場合	公的機関等が委託又は共同して行う調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	公的機関等が費用の全部又は一部を公募の方法により補助する調査研究に係る統計の作成等を行う者への提供	行政機関の長又は地方公共団体の長その他の執行機関が政策の企画、立案、実施又は評価に有用であると認める等の統計の作成等を行う者への提供
内閣官房	2	2	0	2 (2)	0
					2 (2)
					0

内閣府	2	2	0	5	0	5	0
こども家庭庁	1	1	0	0	0	0	0
総務省	214 (10)	210 (10)	4	52 (16)	3 (1)	49 (15)	0
財務省	11	10	1	4 (1)	0	4 (1)	0
文部科学省	173	172	1	18	0	16	2
厚生労働省	989	978	11	150 (8)	12	137 (8)	1
農林水産省	57	54	3	16	1	14	1
経済産業省	651 (4)	598 (4)	53	53 (6)	1(1)	52 (5)	0
国土交通省	229	228	1	47	3	17	27
環境省	10	10	0	5 (1)	1	4 (1)	0
合計	2,339 (14)	2,265 (14)	74 (0)	352 (34)	21 (2)	300 (32)	31 (0)
(参考) 令和4年度（2022年度）の実績	2,206	2,151	55	284	26	239	19

(注1) 令和5年度（2023年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和4年度（2022年度）以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) () 内の数値はオンライン施設において調査票情報を提供した件数である。

また、法第33条の2第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、上述の法第33条第1項に定めるもののほか、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、その行った統計調査に係る調査票情報を学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができるとされている。

行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報の提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第19条においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第1号）
- ・ 高等教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第19条第1項第2号）

が規定されている。

学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等については、

- (1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する大学若しくは高等専門学校若しくは同法第124条に規定する専修学校（同法第125条第1項に規定する専門課程に限る。）（以下「大学等」という。）若しくは公益社団法人若しくは公益財団法人が行う調査研究（公益社団法人又は公益財団

法人が行う調査研究については、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律（平成18年法律第49号）第2条第4号に規定する公益目的事業（(3)において「公益目的事業」という。）に該当するものに限る。以下この(1)において同じ。）又はこれらの者がこれらの者以外の者に委託し、若しくはこれらの者以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(2) 大学等に所属する教員が行う調査研究、又は当該教員がこれら以外の者と共同して行う調査研究に係る統計の作成等

(3) その実施に要する費用の全部又は一部を大学等、公益社団法人又は公益財団法人が公募の方法により補助（公益社団法人又は公益財団法人が行う補助については、公益目的事業に該当するものに限る。）する調査研究に係る統計の作成等

(4) 行政機関の長又は地方公共団体の長その他執行機関が、法第33条の2第1項に規定する相当の公益性を有するものとして特別な事由があると認めれる統計の作成等

が規定されている。

令和5年度（2023年度）に、行政機関又は指定独立行政法人等が、規則第19条第1項第1号に該当するとして、調査票情報を提供した件数は9件であった（表19、資料16及び17参照）。

表19 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供件数

（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	法第33条の2第1項該当件数					
	学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に 資すると認められ る場合 (規則第19条第1 項第2号)
	大学等若しく は公益社団法 人若しくは公 益財団法人が 行う調査研究 又はこれらの 者が委託若しく は共同して 行う調査研究 に係る統計の 作成等を行う 者への提供	大学等に所 属する教員 が行う調査 研究、又は 当該教員が これら以外 の者と共同 して行う調 査研究に係 る統計の作 成等を行う 者への提供	大学等、公 益社団法人又 は公益財団法 人が費用の全 部又は一部を 公募の方法によ り補助する調 査研究に係る 統計の作成等 を行う者への 提供	行政機関又 は地方公共団 体その他の執 行機関が、法第 33条の2第1項 に規定する 相当の公益性 を有するもの として特別な 事由があると 認める統計の 作成等を行う 者への提供		
こども家庭庁	1(1)	0	1(1)	0	0	0
総務省	4(4)	0	3(3)	1(1)	0	0
財務省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
厚生労働省	2(2)	2(2)	0	0	0	0
経済産業省	1(1)	0	1(1)	0	0	0
合計	9(9)	2(2)	6(6)	1(1)	0(0)	0(0)
(参考) 令和4年度（2022 年度）の実績	11	0	10	1	0	0

(注1) 令和5年度（2023年度）に利用を開始したものの数（利用目的ごとに計上）であり、令和4年度（2022年度）以前から継続して利用しているものは含まない。
(注2) ()内の数値はオンラインサイト施設において調査票情報を提供した件数である。

（参考）調査票情報の提供に関する審査状況の概要

基本計画や規制改革実施計画（令和5年6月16日閣議決定）等を踏まえ、調査票情報の提供に係る審査の標準化及び効率化を図るため、令和5年度（2023年度）には「調査票情報の提供に関するガイドライン」（平成20年12月24日 総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を改正・施行（令和6年1月26日）し、審査の趣旨及び実施方法を明確化するとともに、利用申出様式の統一を行った。

こうした取組により、調査票情報の提供に関する審査状況の概要は、以下のとおりとなっている。

表 調査票情報の提供件数及び平均審査日数

（令和6年（2024年）3月～5月）

統計調査所管 府省等名	提供件数	平均審査日数
こども家庭庁	1	9.0
総務省	24	4.6
財務省	2	9.5
文部科学省	5	13.0
厚生労働省	12	14.8
農林水産省	2	10.0
経済産業省	39	9.4
国土交通省	12	18.2
環境省	1	20.0
計	98	10.3

（注）令和6年（2024年）3月1日以降に事前相談を開始し、同年5月31日までに調査票情報の提供を行った件数等を表している。

（3）オーダーメード集計の実施

法第34条においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その業務の遂行に支障のない範囲内において、総務省令で定めるところにより、一般からの委託に応じ、その行った統計調査に係る調査票情報をを利用して、学術研究の発展に資する統計の作成等その他の行政機関の長又は指定独立行政法人等が行った統計調査に係る調査票情報をを利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行うこと（以下「オーダーメード集計」という。）ができるとされている。

上述の調査票情報をを利用して行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第27条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項

第1号)

- ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第27条第1項第2号）
- ・ デジタル社会形成基本法第38条第2項第13号^(注)に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第27条第1項第3号）
が規定されている。

令和5年度（2023年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等がオーダーメード集計の対象としている統計調査は31調査（417年次分）であった（資料18参照）。これらのうち、18調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託してオーダーメード集計の結果を提供している。

令和5年度（2023年度）のオーダーメード集計の提供件数は21件であった（表20及び資料19参照）。

(注) デジタル社会形成基本法に基づく特定公共分野は、従前、同法第37条第2項第13号により規定されていたが、デジタル社会の形成を図るために規制改革を推進するためのデジタル社会形成基本法等の一部を改正する法律（令和5年法律第63号）が令和5年6月16日に施行されたことを受け、現行ではデジタル社会形成基本法第38条第2項第13号に規定されている。以下同じ。

表20 オーダーメード集計の結果の提供件数（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	オーダーメード集計の 結果の提供 件数	学術研究の發 展に資すると 認められる統 計の作成等	教育の發展に 資すると認め られる統計の 作成等	デジタル社会 形成基本法第 38条第2項第 13号に規定す る特定公共分 野に係る統計 の作成等	(参考) 統計調査ごと に計上した場 合の提供件数
内閣府	1	0	0	1	1
総務省	7	6	0	1	8
厚生労働省	3	3	0	0	3
農林水産省	2	2	0	0	2
国土交通省	7	1	1	5	7
環境省	1	1	0	0	1
合計	21	13	1	7	22
(参考) 令和4年度（2022 年度）の実績	21	15	0	6	21

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係るオーダーメード集計の提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

（4）匿名データの作成及び提供

法第35条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人等は、その行った統計調査に係る調査票情報を加工して、匿名データを作成することができるとされており、同条第2項においては、行政機関の長は、基幹統計調査に係る匿名データを作成しようとするときは、あらかじめ、統計委員会の意見を聴かなければならないとされている。

また、法第36条第1項においては、行政機関の長又は指定独立行政法人

等は、総務省令で定めるところにより、一般からの求めに応じ、法第35条第1項の規定により作成した匿名データを学術研究の発展に資する統計の作成等その他の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者に提供することができるとされている。

上述の匿名データの提供を受けて行うことについて相当の公益性を有する統計の作成等について、規則第35条第1項においては、

- ・ 学術研究の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第1号）
 - ・ 教育の発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第2号）
 - ・ 国際社会における我が国の利益の増進及び国際経済社会の健全な発展に資すると認められる統計の作成等（規則第35条第1項第3号）
 - ・ デジタル社会形成基本法第38条第2項第13号に規定する特定公共分野に係る統計の作成等（規則第35条第1項第4号）
- が規定されている。

令和5年度（2023年度）末現在、行政機関及び指定独立行政法人等が匿名データの提供を行っている統計調査は8調査（73年次分）であった（資料18参照）。これらのうち、7調査については、法第37条の規定に基づき、独立行政法人統計センターに委託して匿名データの提供を実施している。

令和5年度（2023年度）の匿名データの提供件数は39件であった（表21及び資料19参照）。

表21 匿名データの提供件数（令和5年度（2023年度））

統計調査 所管府省等名	匿名データの提供 件数	学術研究 の発展に 資すると 認められ る統計の 作成等	教育の發 展に資す ると認め られる統 計の作成 等	国際社会 におけ る我が國 の利益の 増進等に資 すると認 められる 統計の作 成等	デジタル 社会形成 基本法第 38条第2 項第13号 に規定す る特定公 共分野に 係る統計 の作成等	(参考) 統計調査 ごとに 計上した 場合の 提供件数
総務省	29	24	5	0	0	33
厚生労働省	10	5	5	0	0	10
合計	39	29	10	0	0	43
(参考) 令和4年度（2022年度） の実績	46	42	4	0	0	52

(注) 1件の申出で複数の統計調査に係る匿名データの提供を受け付けている場合があるため、統計調査ごとに計上した場合の提供件数を参考値として記載している。

(5) 調査票情報等の適正管理のための措置

法第39条第1項においては、調査票情報等を適正に管理するために必要な措置として総務省令で定めるものを講じなければならないとされており、同項各号において、対象機関ごとに当該措置を講じなければならない情報が規定されている。

対象機関が講じなければならない措置については、規則第41条において、主体・対象となる情報ごとに組織的管理措置、人的管理措置、物理的管理措置、技術的管理措置等のカテゴリーを設定し、それぞれ適正管理措置を講ずべき具体的な措置内容を規定している。

行政機関の長、地方公共団体の長その他の執行機関、独立行政法人等及び受託者（法第39条第1項各号に定める情報の取扱いに関する業務の委託を受けた者その他の当該委託に係る業務を受託した者）においては、法第39条及び規則第41条の規定に基づき、「調査票情報等の管理及び情報漏えい等の対策に関するガイドライン」（平成21年2月6日総務省政策統括官（統計基準担当）決定）を参考として、調査票情報等を適正に管理するための措置（管理簿の整備、研修の実施、点検・監査の実施等）を講じている。

令和5年度（2023年度）には、過失により調査関係書類を紛失するなどの管理上問題がある事案が確認されたため、関係機関においては、調査票情報等の管理の徹底について指導する等、再発防止に引き続き取り組んでいる。

5 P D C A サイクルの確立

(1) P D C A サイクルの確立・定着に向けた点検・評価の取組状況

自立的・主体的なP D C A サイクルを確立し、公的統計の品質確保・向上を図るため、各府省は、「P D C A サイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」（令和2年7月30日統計行政推進会議申合せ（令和5年7月28日改定））に基づき、所管する統計調査を対象として、実施計画を定めて計画的に点検・評価を実施し、その結果を活用した改善に取り組んでいる。

上記ガイドラインでは、各府省における点検・評価の実施について、その対象を基幹統計調査及び一般統計調査とし、試験調査や母集団情報の整備等を目的とする1回限りの一般統計調査は除くこととしている。また、点検・評価の実施頻度については、

- ・ 年次調査（又は年次より短い周期の調査）及び2年以下の周期調査については、定期的（例えば年次調査は3年ごと、2年以下の周期調査は4年ごと）に点検・評価を実施することを基本とし、そのうち、特定一般統計調査（重要・広範に利活用され、その品質が重要政策や多くのユーザー等に影響するもの）以外の一般統計調査については、点検・評価の実施頻度を低くする（例えば年次調査で5年ごととするなど）ことができる
- ・ 3年以上の周期の調査については、当該周期の都度（3年周期であれば3年に1度）、点検・評価を実施することを基本とすること
- ・ 調査計画の変更承認申請を予定している場合には、その変更を行う前に点検・評価を実施することを原則とすること

などが定められている。

各府省の点検・評価の実施状況については、対象となる統計調査数が合計301（基幹統計調査52、一般統計調査249）であるのに対し、令和5年度（2023年度）に各府省が実施した件数は合計76件（基幹統計調査が13件、一般統計調査が63件）、点検・評価の取組が施行された令和2年（2020年）10月から令和5年度（2023年度）末までに各府省が実施した点検・評価の延べ件数は合計316件（基幹統計調査が64件、一般統計調査が252件）となるなど、府省によってやや差異はあるものの、全体として着実に取組が進められており、対象となる統計調査においておおむね一巡するペースで実施されている（表22及び資料20参照）。

表22 点検・評価の実施件数

府省等名	点検・評価実施対象の 統計調査数（注1）		点検・評価実施件数 (令和5年度（2023年度）)		点検・評価実施件数 (令和2年度（2020年度）～ 令和5年度（2023年度）)	
	基幹統 計調査	一般統計 調査	基幹統 計調査	一般統 計調査	基幹統 計調査	一般統 計調査
内閣官房	1	-	1	1	-	1

人事院	4	-	4	3	-	3	3	-	3
内閣府	13	-	13	4	-	4	21	-	21
総務省	24	15	9	0	0	0	22	13	9
財務省	7	2	5	1	0	1	6	2	4
文部科学省	22	4	18	4	1	3	22	4	18
厚生労働省	87	7	80	20	3	17	56	11	45
農林水産省	40	7	33	18	3	15	92	15	77
経済産業省	23	8	15	6	1	5	27	8	19
国土交通省	63	9	54	18	5	13	60	11	49
環境省	6	-	6	1	-	1	6	-	6
その他 ^(注2)	11	-	11	0	-	0	0	-	0
合計	301	52	249	76	13	63	316	64	252

(注1) 複数府省が共管している統計調査については、重複計上している。

(注2) 「その他」の内訳は、個人情報保護委員会が1、消費者庁が1、こども家庭庁が9である。

また、点検・評価の結果を踏まえて業務マニュアルの整備・改善や品質表示の充実に取り組むなど、点検・評価を通じた改善の事例も見られる。

総務省は、各府省における点検・評価の取組状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、点検・評価を通じた改善の事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている（資料21参照）。

（2）統計作成プロセス診断の実施状況

総務省で任用する専門家等（統計監理官）による統計作成プロセス診断については、基本計画の中で、各府省において点検・評価が実施される際に、これと併せて、「全ての基幹統計調査を対象に計画的に行う」こととされている。

令和5年度（2023年度）においては、診断の実施方法などを定めた統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び診断の基準となる要求事項について、統計委員会（統計作成プロセス部会・要求事項等検討タスクフォース）での審議・了承を経て、令和5年（2023年）7月28日に決定（総務省政策統括官（統計制度担当）決定）し、これを受けて、年度後半から診断の本格実施に着手した。

令和5年度（2023年度）においては、4つの基幹統計調査（うち1つは2省の共管）を対象に診断が行われ、それぞれ統計監理官による確認を経て、助言等が取りまとめられた（資料22参照）。

総務省は、統計作成プロセス診断の実施状況を取りまとめ、統計委員会（統計作成プロセス部会）に報告を行うとともに、助言等の内容や診断を通じて把握された好事例など、各府省の取組の参考となる情報を共有し、横展開を図るなどの支援をしている（資料23参照）。

6 統計リソースの確保・人材育成

(1) 統計職員の配置状況

令和5年度（2023年度）における統計職員数は1,986人となっている。

また、統計調査により作成する基幹統計（47統計^(注)）及び統計調査以外の方法により作成する基幹統計（6統計）の作成に従事する本府省の職員数は延べ894人となっている（表23及び24参照）。

（注）本項においては、統計調査により作成する基幹統計（47統計）について、令和6年1月に基幹統計に指定されたサービス産業動態統計を除いている。

**表23 統計調査により作成する基幹統計（47統計）別人員・体制
(令和5年度(2023年度))**

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数					
		業務量を あん分した 実員相当数	実員	従事する職員の人数（実員）			
				統計業務経験			
総務省	国勢統計	20.0	20	8	7	1	4
	住宅・土地統計	9.0	9	4	4	0	1
	労働力統計	16.0	16	6	5	2	3
	小売物価統計	43.0	43	24	12	4	3
	家計統計	14.5	15	6	4	1	4
	個人企業経済統計	4.0	4	0	2	0	2
	科学技術研究統計	4.0	4	1	2	0	1
	地方公務員給与実態統計	2.0	3	0	0	2	1
	就業構造基本統計	8.0	8	1	2	4	1
	全国家計構造統計	6.0	6	3	2	0	1
	社会生活基本統計	6.0	6	0	5	1	0
	経済構造統計（経済センサス・基礎調査）	12.0	14	7	3	2	2
総務省 (経産省共管)	経済構造統計（経済センサス・活動調査）	19.5	20	10	1	5	4
	経済構造統計（経済構造実態調査）	20.5	23	13	2	8	0
財務省	法人企業統計	4.0	4	0	0	1	3
	民間給与実態統計	4.3	6	0	1	1	4
文部科学省	学校基本統計	3.6	6	1	1	0	4
	学校保健統計	1.2	5	0	1	1	3
	学校教員統計	1.2	5	0	1	1	3
	社会教育統計	1.2	5	0	1	1	3
厚生労働省	人口動態統計	32.5	45	28	4	4	9
	毎月勤労統計	14.7	22	8	4	2	8
	薬事工業生産動態統計	2.3	3	0	0	1	2
	医療施設統計	3.8	7	3	0	1	3
	患者統計	4.5	9	5	0	0	4
	賃金構造基本統計	9.9	16	7	1	1	7
	国民生活基礎統計	11.1	14	7	1	2	4
農林水産省	農林業構造統計	16.9	42	29	3	3	7
	牛乳乳製品統計	3.2	29	21	2	2	4
	作物統計	23.4	51	35	2	7	7
	海面漁業生産統計	3.4	29	21	2	3	3
	漁業構造統計	5.9	31	22	2	4	3
	木材統計	3.4	29	21	2	2	4
	農業経営統計	24.4	51	36	2	9	4
経済産業省	経済産業省生産動態統計	24.2	40	28	5	4	3
	ガス事業生産動態統計	1.2	3	0	0	0	3
	石油製品需給動態統計	1.0	2	0	0	2	0
	商業動態統計	7.7	23	12	2	4	5
	経済産業省特定業種石油等消費統計	3.7	19	12	2	2	3
	経済産業省企業活動基本統計	4.7	20	13	1	3	3

国土交通省	港湾統計	3.1	4	1	1	0	2
	造船造機統計	1.0	4	1	2	0	1
	建築着工統計（建築物着工統計調査／住宅着工統計調査）	1.6	3	0	0	0	3
	建築着工統計（建築工事費調査）	0.6	3	0	0	0	3
	鉄道車両等生産動態統計	1.2	3	1	1	0	1
	建設工事統計（建設工事受注動態統計調査）	1.4	3	0	0	1	2
	建設工事統計（大手50社調査）	0.5	2	0	0	1	1
	建設工事統計（建設工事施工統計調査）	1.4	3	0	0	1	2
	船員労働統計	1.0	4	1	2	0	1
	自動車輸送統計	5.1	6	1	1	1	3
	内航船舶輸送統計	1.1	4	1	2	0	1
	法人土地・建物基本統計	2.1	3	1	0	0	2
	合計		749	399	100	95	155

(注1) 経済構造統計については「経済センサス-基礎調査」、「経済センサス-活動調査」及び「経済構造実態調査」の3つに、建築着工統計については「建築物着工統計調査／住宅着工統計調査」及び「建築工事費調査」の2つに、建設工事統計については「建設工事受注動態統計調査」、「大手50社調査」及び「建設工事施工統計調査」の3つに区分して職員数を整理している。

(注2) 「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

(注3) 「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

(注4) 「従事する職員の人数（実員）」は、上記注3のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

(注5) 「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

表24 統計調査以外の方法により作成する基幹統計（6統計）別人員・体制
(令和5年度(2023年度))

府省名	基幹統計名	統計作成に従事する職員数						
		業務量をあん分した実員相当数	実員	従事する職員の人数（実員）				2年未満
				統計業務経験				
				10年以上	5年以上～10年未満	2年以上～5年未満	2年未満	
内閣府	国民経済計算	56.0	56	15	6	19	16	
総務省	人口推計	3.5	4	3	0	0	1	
総務省（10府省共管）	産業連関表	27.3	48	13	5	6	24	
厚生労働省	生命表	2.0	12	4	2	1	5	
	社会保障費用統計	2.3	4	2	0	0	2	
経済産業省	鉱工業指数	5.5	21	14	1	3	3	
合計			145	51	14	29	51	

(注1) 「統計作成に従事する職員数」は、省令職以上を除いてカウントしている。

(注2) 「業務量をあん分した実員相当数」は、職員が経常的に各統計に係る業務に専ら従事している場合は1.0人とカウントし、職員が当該統計以外の統計業務や統計以外の業務を兼務している等の場合は、その従事状況を勘案して業務量をあん分の上、1.0人未満の適宜の数字でカウントすることとし、これらのあん分後の職員数の合計を記載している。

(注3) 「従事する職員の人数（実員）」は、上記注2のあん分を行う前の当該統計に従事する職員数を記載している。

(注4) 「統計業務経験」は、当該統計に従事する職員が、現在及び過去に統計業務に従事した期間を合計した従事期間別の人数を記載している。

統計委員会による「令和6年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議」（令和5年5月30日付け統計委第6号。以下「リソース建議」という。）において、統計リソース（予算・人員）を重点的に配分すべき

とされている取組に関する令和6年度（2024年度）の歳出予算は、約37億円となっている（表25及び資料24参照）。

また、機構・定員については、総務省において経済統計の品質向上・デジタル化・体系的整備を推進するための体制整備（企画官の新設）等が行われているほか、各府省の定員は新規増16人、振替72人となっている（表26参照）。

なお、リソース建議に掲げられた取組については、令和5年度（2023年度）補正予算にも計上されており、約12億円となっている。

表25 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（予算）

（単位：千円）

府省名	合計	リソース建議の重点分野項目									
		(1) 第IV期基本計画の推進			(2) 業務の集中的な見直しの実施			(3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保			
①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成	①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進	①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成	①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進
内閣府	193,293	193,293	193,293	127,828	0	0	0	0	0	127,828	
総務省	763,403	741,087	478,866	241,517	278,000	150,964	150,103	128,648	861	128,648	
文部科学省	86,306	86,306	0	68,571	17,735	0	0	0	0	0	
厚生労働省	1,644,134	1,644,134	109,188	1,534,946	0	54,146	0	0	54,146	0	
農林水産省	712,368	155,157	0	65,157	90,000	557,211	557,211	0	0	0	
経済産業省	130,015	130,015	0	130,015	0	130,015	130,015	0	0	0	
国土交通省	209,829	34,359	28,756	5,603	15,917	191,387	15,917	0	175,470	0	
合計	3,739,348	2,984,351	810,103	2,173,637	401,652	1,083,723	853,246	128,648	230,477	256,476	

(注1) 複数の項目に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「合計」欄の額に一致しない。

(注2) 個別の事業費からリソース建議の取組に係る予算を切り出せない場合もあり、予算額には事業費の総額をそのまま計上したものが含まれている。

(注3) デジタル庁が一括計上する統計関係システムに関する経費については、当該システムに係る統計調査等を所管する府省の予算額に含まれている。

(注4) 事務処理経費で実施される統計事業、職員の人事費、独立行政法人運営費交付金等は含まれていない。

表26 リソース建議に係る重点分野別予算・人員の状況（定員）

（単位：人）

府省名	合計	リソース建議の重点分野項目									
		(1) 第IV期基本計画の推進			(2) 業務の集中的な見直しの実施			(3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保			
①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成	①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進	①社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上	②品質の高い統計作成のための基盤整備	③統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成	①公的統計のDX推進	②調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備	③業務改革、働き方改革の推進
人事院	(1)	(1)			(1)	(1)			(1)		

内閣府	1	1	1							
警察庁	(2)	(2)		(2)						
総務省	14	13	3		10	9	1	8		1
厚生労働省	1 (5)					1 (5)	1 (5)			
農林水産省	(63)	(63)		(63)	(63)					
環境省	(1)	(1)		(1)	(1)	(1)		(1)		
合計	16 (72)	14 (67)	4	(66)	10 (65)	10 (7)	2 (5)	8 (1)	(1)	1

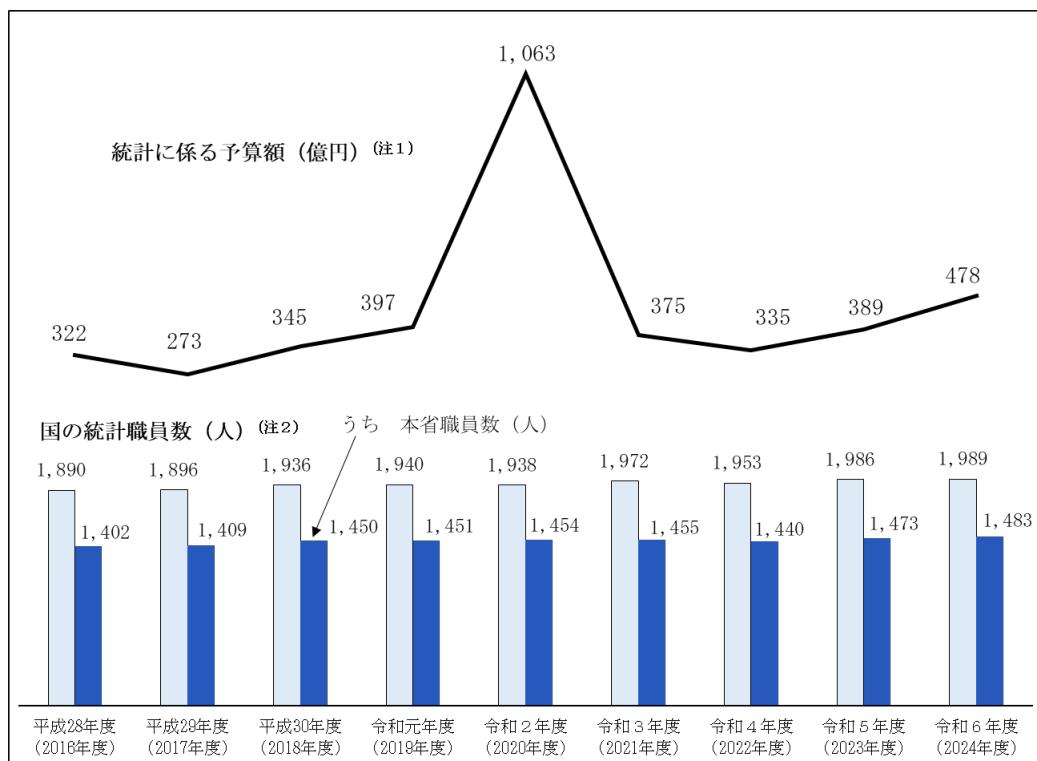
(注1) 振替による増員人数は()書きとした。

(注2) 複数の項目に該当するものがあるため、各府省の各項目の合計は、「合計」欄の人数に一致しない。

(参考) 統計に係る予算の総額及び国の統計職員数

リソース建議以外も含めた統計に係る予算の総額や、国の統計職員数については、統計調査の実施周期などの影響もあり、単年度ごとの増減に関する評価は困難なものではあるが、図2のとおりとなっている。

図2 統計に係る予算額及び国の統計職員数の推移



(注1) 同年度の補正予算額は含まない。令和2年度（2020年度）予算には、国勢調査実施経費（721億円）を含む。

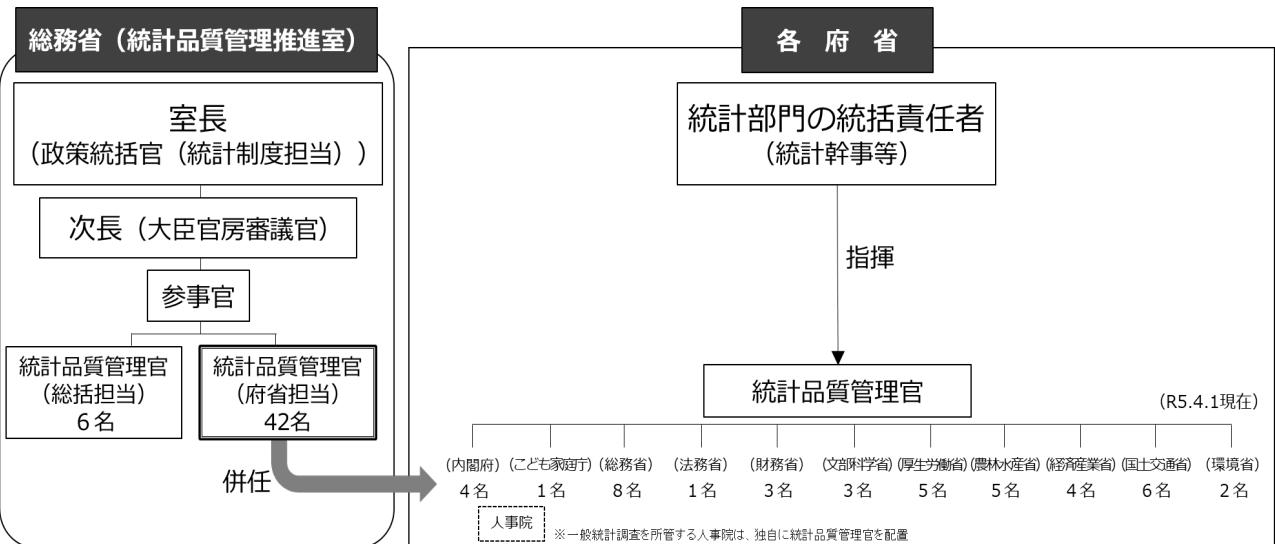
(注2) 毎年4月1日時点において国の統計機構に所属する職員の現在員数。

(2) 統計品質管理官の配置状況

令和4年（2022年）8月の統計委員会建議（「公的統計の総合的な品質向上に向けて」）を踏まえ、第IV期基本計画では、統計の品質管理体制を充実するため、これまでの「統計分析審査官」の体制を大幅に見直し、公

表前の審査の改善や誤り発見時の対応にとどまらず、統計の品質管理全般の中核となる「統計品質管理官」を新設することとされている。これを踏まえ、令和5年（2023年）4月に総務省及び各府省に統計品質管理官（48名）を配置した。この統計品質管理官は、中央統計機構の支援機能との連携等を図りつつ、統計の品質確保・向上に関する取組を政府一体として推進していくため、総務省の統計品質管理推進室（室長：総務省政策統括官（統計制度担当））の職員となり、また、各府省に併任で配置されて、統計の総括責任者（統計幹事等）を補佐し、その指揮の下で、各府省における統計の品質管理に関する取組に従事している（図3参照）。

図3 統計品質管理体制図（令和5年度（2023年度））



（3）誤り発見ルールに沿った対応状況

各府省における公表数値等の誤り発見時の対応については、従前より内閣官房から「各府省における公表数値等の誤りに係る疑義及び誤り発見後の対応に関する内閣官房の対応等について」（令和2年6月17日付け内閣官房統計改革推進室）において示されたひな型を踏まえ、各府省において対応ルールが策定され、これに沿った対応が行われてきた。各府省からの誤りの報告件数については、各府省において対応ルールが策定された令和2年度においては18件であったが、その後、同ルールについて各府省内での浸透が進んだ結果、令和4年度（2022年度）は131件となった（表27参照）。

その後、令和5年（2023年）4月に関係事務が内閣官房から総務省に移管されたこと、また、従前の統計分析審査官に代わって統計品質管理官が配置されたことなどを踏まえ、同年7月に総務省から新たに「各府省における公表数値等の誤り発見に備えた情報の保存及び誤り発見後の対応等について」（令和5年7月28日付け総務省統計品質管理推進室）を提示し、各府省において対応ルールの改定、職員への周知等が行われている。

当該対応ルールに基づき、統計品質管理官（総括担当）が令和5年度（2023年度）に各府省から報告を受けた誤りは、8府省から121件（基幹統計：6府省57件、一般統計調査：7府省64件）であり、「実施・作成者」が誤りの主体となっているものは約7割、「報告者」が誤りの主体となっているものは約3割となっている（表28参照）。

表27 誤り報告件数（年度別）

報告年度	報告件数
令和2年度（2020年度）	18
令和3年度（2021年度）	46
令和4年度（2022年度）	131
令和5年度（2023年度）	121

(注) 令和2年度（2020年度）の報告件数については、各府省において対応ルールが策定された同年9月以降の報告件数を整理。

表28 誤り報告件数（誤りの主体別）（令和5年度（2023年度））

統計の種類	誤りの主体		
	実施・作成者		報告者
	担当府省	受託等機関	
基幹統計	29(1)	10(1)	22
一般統計	38(3)	14(3)	19
合計	67(4)	24(4)	41

(注1) 1件の報告の中で複数の誤りの主体について報告されているものがあるため、合計は121件となる。

(注2) ()は、1件の報告の中で、担当府省と受託等機関の両方が誤りの主体となっている事例数（内数）。

また、121件の誤りの原因をみると、実施・作成者が誤りの主体となっているもの（87件）のうちでは、①手集計で集計する際に、誤って一部の項目を除いた数値を集計、②公表資料として作成した図やグラフにおける数値の記載漏れなど、「手作業による誤り」が約7割、また、報告者が誤りの主体となっているもの（41件）のうちでは、③調査客体が基となる資料から調査票に転記する際に、数値、桁数の入力を誤って記載、④調査客体が作成している業務報告書の情報を報告したが、業務報告書の記載がそもそも誤っていたなど、「記入漏れ、記載ミス等による報告誤り」が約6割となっている（表29参照）。

表29 誤り報告件数（誤りの原因別）（令和5年度（2023年度））

統計の種類	誤りの原因				
	実施・作成者		報告者		
	手作業による誤り	プログラム等の改修漏れ、不具合	調査定義等の誤認による誤報告	記入漏れ、記載ミス等による報告誤り	報告の漏れ・遅延
基幹統計	28	11	5	11	12
一般統計	32	21	4	15	0
合計	60	32	9	26	12

(注) 1件の報告の中で、複数の誤りの原因について報告されているものがあるため、合計は121件とならない。

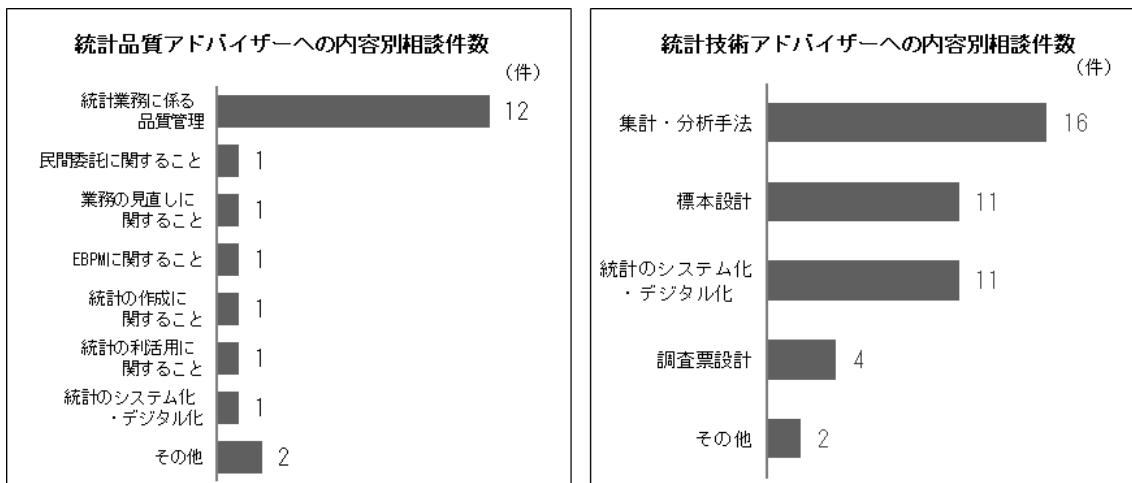
(4) 技術的アドバイザーの確保、活用状況

令和4年（2022年）8月の統計委員会建議（「公的統計の総合的な品質向上に向けて」）を踏まえ、第IV期基本計画では、各府省の統計幹事及び統計品質管理官を支えるため、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを、技術的アドバイザーとして確保することとされている。これを踏まえ、総務省統計研究研修所では、令和5年度（2023年度）から、学識経験者、民間の統計や品質管理の専門家などを統計品質アドバイザー及び技術アドバイザーとして任用しており、各府省においてアドバイザーの知見を活用したい案件が発生した際には、適宜アドバイザーへの相談が行われている。

令和5年度（2023年度）においては、6府省等で統計品質アドバイザー及び統計技術アドバイザーが活用されており、相談件数は延べ48件となっている（図4参照）。

図4 統計品質／技術アドバイザーの活用状況

（令和5年度（2023年度））



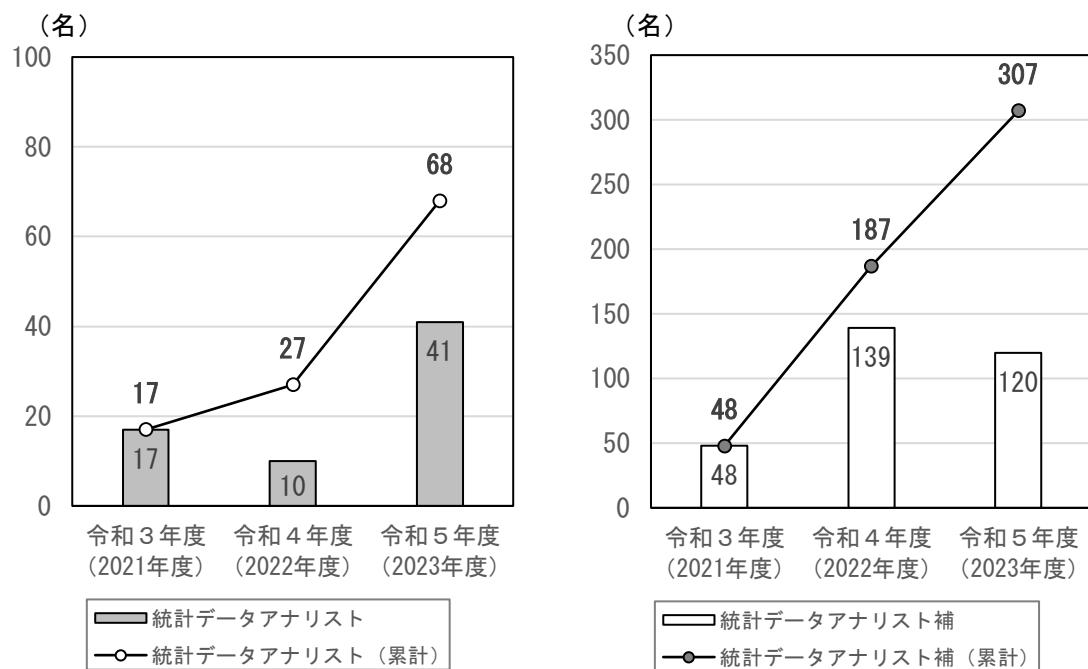
(注) 1件の相談で複数の内容について相談している場合があるため、アドバイザーへの内容別相談件数の合計は48件とならない。

(5) 統計データアナリスト等の認定状況

令和元年（2019年）12月に統計改革推進会議統計行政新生部会が示した「統計行政の新生に向けて」及び令和2年（2020年）6月に変更された第Ⅲ期基本計画において、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる統計業務資格保有者として、「統計データアナリスト」とび「統計データアナリスト補」の確保・育成等を図ることが求められた。これを踏まえ、総務省政策統括官（統計制度担当）では関係規程を定め、令和3年度（2021年度）から、統計データアナリスト等の認定を行っている。

統計データアナリスト等の認定者数については、認定を開始した令和3年度（2021年度）末時点では延べ65名であったが、認定資格の周知や、認定要件である総務省統計研究研修所が実施する統計研修の受講推奨を継続的に行った結果、令和5年度（2023年度）末時点において、累計で統計データアナリストは68名、統計データアナリスト補は307名が認定されている（図5参照）。

図5 統計データアナリスト等の認定状況の推移



（注）認定数には、独立行政法人統計センター職員の人数を含む。

(6) 各種研修の充実・実施の状況

総務省統計研究研修所では、統計作成の中核を担う統計人材の育成及び統計を政策の立案等に活用するための統計リテラシー向上を目的として研修を実施している。

また、品質の高い統計の作成のための基盤整備として、専門性の高い人材の育成等に資するため、統計作成のみならず政策立案の支援も行うことができる政府機関の統計業務資格保有者として、統計データアナリ

スト等の確保・育成・配置の加速に取り組んでおり、総務省統計研究研修所が実施している当該資格認定に必要な業務レベル別研修についてみると、令和5年度（2023年度）においては延べ約2千5百人が研修を修了している。このほか、総務省統計研究研修所では、分野別研修を実施しており、また、各府省においても、府省内職員を対象とした独自の統計研修が実施されるなど、政府全体で統計人材の育成が図られている（資料25参照）。

（7）府省の統計部局間の人的交流の状況

第IV期基本計画では、「各府省の職員の統計業務経験の蓄積や専門性の向上に資するため、総務省の統計部門に各府省の職員を受け入れ、OJTを行うとともに、総務省の統計部門の職員を各府省へ派遣するなど、府省の統計部局間の人的交流を促進する」とこととされている。

令和5年度（2023年度）における府省の統計部局間の人事交流の状況をみると、8府省において計40名の人事交流が行われている（資料25参照）。

7 統計基盤のデジタル化、統計作成の効率化、報告者負担の軽減

(1) オンライン調査の推進状況

ア オンライン調査の導入状況

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査として各府省から報告があったものは238件となっており、導入率は90.5%となっている（表30参照）。

表30 オンライン調査の導入状況（令和5年（2023年）12月末現在）

府省名	統計調査数 (令和5年（2023年） 12月末現在)	オンライン調査 導入統計調査数	オンライン調査 導入率 (%)
内閣官房	1	1	100.0
人事院	4	4	100.0
内閣府	13(1)	12(1)	92.3
公正取引委員会	1(1)	1(1)	100.0
こども家庭庁	7	4	57.1
総務省	21(3)	21(3)	100.0
財務省	7(2)	7(2)	100.0
文部科学省	23(2)	22(2)	95.7
厚生労働省	82(4)	67(4)	81.7
農林水産省	38(3)	38(3)	100.0
経済産業省	21(4)	21(4)	100.0
国土交通省	51(1)	47(1)	92.2
環境省	7(1)	6(1)	85.7
合計	263(9)	238(9)	90.5

（注1）統計調査数は、令和5年（2023年）12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。なお、令和5年（2023年）12月末現在で既に中止した統計調査であっても、同年中に回答調査客体数が確定したものについては統計調査数に含んでいる。また、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上）。

（注2）（）内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

（注3）令和5年（2023年）から、他記式調査（調査員等が聞き取って記入する調査）で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上している。

また、令和元年（2019年）から令和4年（2022年）までにおけるオンライン調査の導入率は、表31のとおりとなっている。

表31 過去4年間のオンライン調査の導入率

府省名	令和4年 (2022年) オンライン 調査導入率 (%)	令和3年 (2021年) オンライン 調査導入率 (%)	令和2年 (2020年) オンライン 調査導入率 (%)	令和元年 (2019年) オンライン 調査導入率 (%)
内閣官房	100.0	-	-	-
人事院	100.0	100.0	100.0	75.0
内閣府	93.3	86.7	87.5	80.0
総務省	95.2	95.5	95.8	96.0
法務省	-	-	-	100.0
財務省	100.0	100.0	87.5	66.7
文部科学省	95.5	95.5	95.5	90.9
厚生労働省	72.1	71.8	74.0	61.3
農林水産省	100.0	100.0	100.0	95.0
経済産業省	100.0	100.0	97.1	100.0
国土交通省	94.0	92.2	92.6	90.9
環境省	83.3	83.3	75.0	88.9
合計	88.2	87.7	88.6	82.9

イ オンライン回答の状況

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査は、基幹統計調査で63件、一般統計調査で254件となっている。また、各種別における、回答数に占めるオンライン回答数の割合（以下「オンライン回答率」という。）の内訳は表32のとおりとなっている。

表32 オンライン回答の状況（令和5年（2023年）12月末現在）

種別	オンライン調査 を導入している 統計調査数	オンライン回答率			
		20%未満	20%以上 50%未満	50%以上 80%未満	80%以上
基幹統計調査	63	11	23	15	14
個人・世帯	14	6	6	0	2
事業所・企業	43	5	17	15	6
教育機関	4	0	0	0	4
行政機関	2	0	0	0	2
一般統計調査	254	53	64	54	83
個人・世帯	49	23	15	6	5
事業所・企業	162	30	49	47	36

教育機関	8	0	0	0	8
行政機関	35	0	0	1	34
合計	317	64	87	69	97

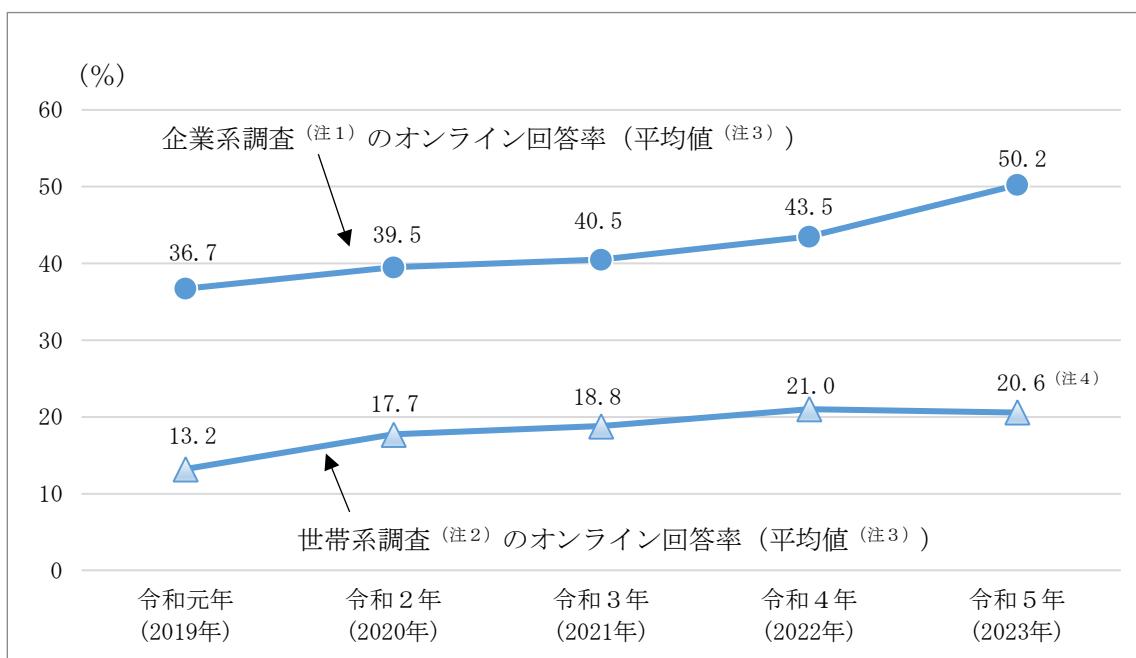
(注1) 「オンライン調査を導入している統計調査数」は、令和5年（2023年）12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（5年に1度の周期調査等を含む。）について、各府省から報告を受けた単位（調査周期別、調査系統別等）で集計している。このため、この欄の合計数と、表30における「オンライン調査導入統計調査数」の合計数とは一致しない。

(注2) 本表における「個人・世帯」、「事業所・企業」、「教育機関」及び「行政機関」の種別は、それぞれ、主な調査客体の属性を記載している。「教育機関」は学校又は社会教育施設を、「行政機関」は国、地方公共団体などを指し、「事業所・企業」は「教育機関」及び「行政機関」以外の事業所・企業に報告を求めるものを指す。

なお、一つの報告単位において、複数の属性が該当する場合には、調査客体数が最も多いものに分類されている。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査のうち、企業系調査のオンライン回答率は、令和5年（2023年）12月末現在の単純平均値で50.2%、世帯系調査のオンライン回答率は同20.6%となっている（図6参照）。

図6 基幹統計調査のオンライン回答率の推移（各年12月末現在）



(注1) 主に事業所・企業を対象とした基幹統計調査（主に行政機関又は教育機関を対象とした基幹統計調査を除く。）。以下同じ。

(注2) 主に個人・世帯を対象とした基幹統計調査（人口動態調査及び地方公務員給与実態調査を除く。）。以下同じ。

(注3) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均。なお、その年に調査を実施していない調査や、実施されていても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注4) 世帯系調査の令和5年（2023年）の数値には、一部の都道府県のみにオンライン調査が導入された統計調査を含む。当該統計調査を除くと、オンライン回答率は21.9%となる。

(注5) 令和5年（2023年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

また、オンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があつたもののうち、主なものは表33のとおりとなっている。

表33 オンライン回答率向上に向けた取組事例

区分	統計調査名	取組事例
電子調査票に関連した取組	特定非営利活動法人に関する実態調査	・電子調査票の文字を大きくしたほか、注釈の記述を充実させた。
	民間非営利団体実態調査	・選択式の調査項目について、プルダウンで選択可能とすることで入力の手間を減らした。
	就業構造基本調査	・調査回答者の利便性向上のため、レスポンシブデザイン（調査回答者が使用するデバイス（パソコン、スマートフォン等）の種類にかかわらず、最適化されたレイアウトで画面を表示する機能）の電子調査票を実装した。
	社会生活基本調査	・スマートフォン版の電子調査票を導入し、電子調査票の利便性の向上を図った。
回答方式等に関連した取組	経済構造実態調査（産業横断調査）	・前回オンラインで提出してきた客体には、紙調査票を送付せずオンライン調査票のログイン情報を通知する。
	民間企業における役員報酬（給与）調査（役員調査）	・政府統計共同利用システムを導入し、説明紙を同封して周知した。
	社会保障・人口問題基本調査（全国家庭動向調査）	・断続的な記入等への対応（印刷、一時保存機能等の付与）。
調査関係書類等に関連した取組	労働力調査	・都道府県、調査員、調査世帯に対し「労働力調査かんたんガイド」の周知や案内を行い、オンライン回答の促進に努めている。 ・オンライン回答のメリットを整理した書類を作成。調査員合同指導会等で当該資料を調査員に説明。
	病院報告	・厚生労働省ホームページ等におけるオンライン報告導入のメリットや導入方法の周知。
	全国イノベーション調査	・記入要領の表紙にオンライン回答の案内を、また、調査票にID・パスワード等を、それぞれ分かりやすく記載。
	医療経済実態調査（医療機関等調査）	・オンラインでの回答が可能な旨の案内を記載（調査票に別紙の案内を同封し、オンライン回答の詳細の説明・メリット等を紹介）。
	土地保有・動態調査	・調査への協力依頼や封筒、記入要領において、オンライン回答の案内を前面に押し出して記載した。
	建設工事進捗率調査	・調査票配布の際にオンラインの回答を勧める用紙を同封。 ・記入の手引きにおいてもオンライン回答の利便性を強調して記載。
をオンライン支援する取組	労働力調査	・オンライン回答が困難な報告者への対応としてコールセンターを設置。
	社会生活基本調査	・コールセンターにおいてオンラインシステムの入力操作等に関する質問受付を行い、オンライン回答の支援を行った。
	毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	・コールセンターによるオンラインシステムの操作等に関する質問受付。
その他	労働力調査	・オンライン回答状況を毎月数値化し分析。オンライン回答促進方策の検討に活用している。
	全国イノベーション調査	・統計調査のホームページ等にオンライン回答の案内を掲載。督促時にもオンライン回答の案内。
	毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	・第二種事業所（常用労働者5～29人の事業所）について、従来までは、申請があつた事業所に対してのみオンライン回答用ID・パスワードを発行していたが、令和3年度以降に新たに調査対象となる事業所については、全ての事業所にあらかじめ発行するよう運用を改めた。
	社会保障・人口問題基本調査（人口移動調査）	・オンライン回答システムにログインする際のパスワード設定に際し、判読が困難であつたり誤読の可能性の高い英数字を除外。
	土地保有・動態調査	・前回調査のオンライン回答でメールアドレスを登録した客体に対して、メールにて調査依頼を送信し、オンライン回答へ誘導した。
	北海道法人企業投資状況調査	・調査先から調査票の紛失等による再送付を要望する電話照会に対し、オンライン提出のメリットを説明し、オンライン提出を促した。

また、新たに実施することを検討しているオンライン回答率向上に向けた取組として、各府省から報告があったもののうち、主なものは表34のとおりとなっている。

表34 新たに実施することを検討している取組

- ・前回調査における課題等を踏まえ、次回調査に向けて、更なる電子調査票の利便性の向上やオンライン調査の周知等の改善等について整理・検討。
- ・HPの掲載内容や調査票同封資料について、オンライン向上につながるように構成を変更予定。
- ・HTML形式調査票の追加。アンケート、ヒアリング等によるオンライン調査に係る意見、要望の把握。
- ・回答不要な調査事項のジャンプ機能、分かりやすいエラーメッセージの表示機能、一時保存機能などを付与するとともに、スマートフォン、タブレット等による回答も可能とする。
- ・電子調査票の形式を、HTMLとExcelの2種類用意し、報告者の実態に適した回答方法を提供できるようにする。

基幹統計調査において、オンライン回答率向上に対して影響を与える固有の事情として、各府省から報告があったもののうち、主なものは表35のとおりとなっている。

表35 オンライン回答率向上に対して影響を与えている固有の事情^(注)

- ・回答者のPC利用率は約4割となっており、回答者におけるPC利用環境が普及していない状況にある。
- ・当該調査の結果における世帯類型については、約3割程度を高齢者世帯が占めており、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。なお、高齢者世帯を除いた場合のオンライン回答率は約5割程度、高齢者世帯のみのオンライン回答率は約1割程度となっている。
- ・調査計画上、調査員調査が原則となっており、報告者の要望若しくは事情等がある場合又は災害等に起因し、調査員調査のみでは困難な場合に限り、オンライン回答を可能としている。
- ・小規模事業所などではパソコン利用率が低く、記入人数が少ない事業所だと、紙で提出する方が効率が良い等の理由や、推奨されたセキュリティレベルでないなど、飛躍的にオンライン回答率を上げるのは難しい状況にある。
- ・高齢の方が多く、オンライン回答率を飛躍的に上げるのは難しい状況にある。
- ・調査客体について、65歳以上の経営主の割合が高く、増加傾向にある。
- ・回答に当たっては、複数の部署、担当者で回答することがあることや、社内稟議の際に紙の様式が必要になることなどから、紙の調査票のニーズが一定数ありオンラインの回答率を飛躍的に向上させるのは難しい状況にある。

(注) オンライン回答率が8割未満の企業系調査及び5割未満の世帯系調査（いざれも基幹統計調査に限る。）のオンライン回答率向上に対して影響を与えていた固有の事情として各府省から報告があったものから作成。

また、オンライン調査が導入されている基幹統計調査におけるオンライン回答率について、オンライン回答率向上に対して影響を与えていた固有の事情の有無別で比較した結果は、表36のとおりとなっている。

**表36 基幹統計調査のオンライン回答率の比較（固有の事情の有無別）
(令和5年(2023年)12月末現在)**

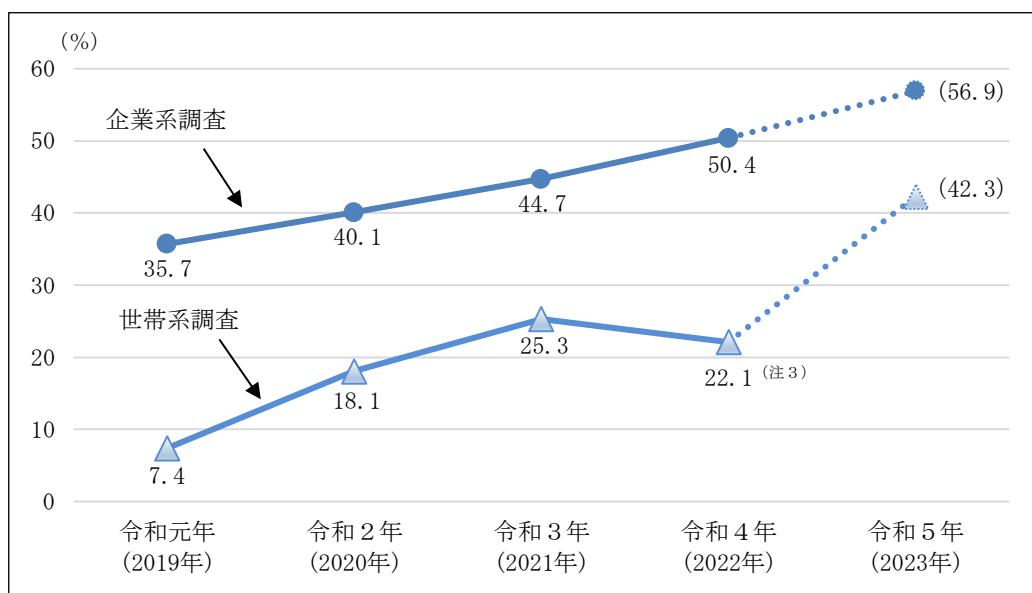
	企業系調査	世帯系調査
全調査	50.2% (n=43)	20.6% (n=12)
うち「固有の事情」なし	52.9% (n=38)	26.5% (n=9)
うち「固有の事情」あり	30.1% (n=5)	2.8% (n=3)
令和4年又は5年に実施された調査	52.9% (n=37)	23.3% (n=5)
うち「固有の事情」なし	55.0% (n=33)	36.8% (n=3)
うち「固有の事情」あり	35.0% (n=4)	3.0% (n=2)

(注1) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告のあった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均。「全調査」のうち、令和5年（2023年）に実施していない調査や、実施されても回答調査客体数が確定していない調査は、直近調査の値を使用している。

(注2) 「固有の事情」の有無は、オンライン回答率向上に関して影響を与えていた固有の事情について、各府省からの報告の有無により区分したもの。

なお、オンライン調査が導入されている基幹統計調査のオンライン回答率の推移は図6のとおりであるが、これを、統計調査を実施した年別に整理すると、企業系調査のオンライン回答率は令和4年（2022年）調査で50.4%、世帯系調査のオンライン回答率は同22.1%であった（図7参照）。

図7 基幹統計調査のオンライン回答率の推移（調査実施年別）



- (注1) 各基幹統計調査（調査系統等が複数ある場合は、各府省から報告があった単位で分割）のオンライン回答率（オンライン回答数／総回答数）の単純平均であり、各年の数値には、その年に調査を実施した調査のみを計上しているため、「図6 基幹統計調査のオンライン回答率の推移」とは異なる。
- (注2) 令和5年（2023年）12月末現在で回答調査客体数が確定していない統計調査は除く。令和5年（2023年）に実施された統計調査の多くは、回答調査客体数が確定していないことから、令和5年（2023年）の数値は暫定値。
- (注3) 世帯系調査の令和4年（2022年）の数値には、一部の都道府県のみにオンライン調査が導入された統計調査を含む。
- (注4) 令和5年（2023年）から、他計式調査で統計調査員等がオンラインで回答を送信する調査方法も「オンライン調査」として計上していることから、時系列比較をする際は注意を要する。

オンライン調査が導入されている基幹統計調査におけるオンライン回答率を直近の調査と比較したところ、その変化幅は表37のとおりくなっている。

**表37 基幹統計調査における直近のオンライン回答率の変化の状況
(令和5年(2023年)12月末現在)**

		直近のオンライン回答率の変化 ^(注)			
		0%pt未満	0%pt以上 5%pt未満	5%pt以上 10%pt未満	10%pt以上
企業系調査	経常調査	5	20	6	4
	周期調査	0	0	1	5
世帯系調査	経常調査	1	1	1	0
	周期調査	0	3	0	4

(注) 周期調査（調査周期が1年超の調査）については前回調査、経常調査（同1年以下の調査）については前年調査からのオンライン回答率の変化幅。前回又は前年調査においてオンライン調査を導入していない又は調査実績がない調査を除く。

ウ オンライン調査の実施形態

令和5年（2023年）12月末現在で、オンライン調査が導入されている統計調査のうち、オンライン回答に当たって、政府統計共同利用システムを用いているものは114件、各府省のシステムを用いているものは58件となっている（表38参照）。

表38 オンライン調査の実施形態（令和5年(2023年)12月末現在）

府省名	オンライン調査導入統計調査数	政府統計共同利用システム	各府省のシステム	政府共通ネットワーク及び総合行政ネットワーク(LGWAN)を通じたオンライン調査	電子メール(民間事業者が提供するサービス)を使用した調査	政府統計共同利用システム使用率(%)
内閣官房	1	1	0	0	0	100.0
人事院	4	3	0	0	4	75.0
内閣府	12(1)	5(1)	4	1	4(1)	41.7

公正取引委員会	1(1)	0	1(1)	0	0	0.0
こども家庭庁	4	1	1	2	1	25.0
総務省	21(3)	14(3)	6(1)	1	2(1)	66.7
財務省	7(2)	3(1)	2	0	4(2)	42.9
文部科学省	22(2)	6	6(1)	4	7(1)	27.3
厚生労働省	67(4)	33	15(2)	8	17(2)	49.3
農林水産省	38(3)	22	7(1)	3	24(2)	57.9
経済産業省	21(4)	14(2)	4(1)	0	8(1)	66.7
国土交通省	47(1)	14	13	1(1)	38(1)	29.8
環境省	6(1)	1	0	0	5(1)	16.7
合計	238(9)	114(4)	56(4)	20(1)	106(4)	47.9

(注1) 統計調査数は、令和5年（2023年）12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査の数（5年に1度の周期調査等を含む。）。なお、各府省で実施している産業連関構造調査についてはまとめて1調査として計上している（産業連関構造調査を実施している各府省の統計調査数にも1調査として計上）。

(注2) ()内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）及び産業連関構造調査の数であり、統計調査数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の統計調査数等を単純合計しても、合計と一致しない。

(注3) 一つの統計調査にオンライン調査の提供機能が複数ある場合、提供機能ごとにそれぞれ1件と計上しているため、オンライン調査導入統計調査数の内訳を単純合計しても、合計と一致しない。

(注4) 各府省のシステムには、各府省独自のシステムのほか、委託により民間事業者のオンライン調査システムを使用するもの、電子政府の総合窓口（e-Gov）を使用しているものを計上している。

また、令和元年（2019年）から令和4年（2022年）までにおける政府統計共同利用システムの使用率は、表39のとおりとなっている。

表39 過去4年間の政府統計共同利用システムの使用率

府省名	令和4年 (2022年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和3年 (2021年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和2年 (2020年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)	令和元年 (2019年) 政府統計共同利用 システム使用率 (%)
内閣官房	0.0	–	–	–
人事院	50.0	50.0	50.0	33.3
内閣府	28.6	30.8	28.6	25.0
総務省	65.0	66.7	60.9	54.2
法務省	–	–	–	0.0
財務省	42.9	50.0	57.1	66.7
文部科学省	28.6	23.8	23.8	25.0
厚生労働省	46.8	45.9	45.6	36.7
農林水産省	57.9	60.5	55.0	52.6
経済産業省	56.5	53.3	47.1	42.4
国土交通省	25.5	23.4	20.0	16.0
環境省	20.0	20.0	16.7	12.5

合計	44.2	43.8	40.5	35.3
----	------	------	------	------

(注) 各年の12月末現在に回答調査客体数が確定している直近の基幹統計調査及び一般統計調査（5年に1度の周期調査等を含む。）における政府統計共同利用システムの使用状況を集計している。

(2) 統計作成における行政記録情報等の活用状況

ア 業務統計の作成状況

行政記録情報等^(注)を用いて経常的に作成されている統計（業務統計）として各府省等から報告があったものは、令和5年（2023年）12月末現在で415件となっている。

このうち、ホームページや刊行物で公表されているものは413件であり、e-Statに掲載しているものは182件となっている（表40参照）。

(注) 「行政記録情報等」とは、行政機関が保有する各種行政記録情報（統計調査によって得られた情報を除く。）や地方公共団体が保有する業務記録情報を指す。

具体的には、個別の法令の規定に基づいてなされる申請、届出、登録、報告等によって得られる情報や、日々の業務活動（統計調査を除く。）を通じて収集・蓄積される情報が該当する。

表40 業務統計の作成状況等（令和5年（2023年）12月末現在）

府省名	件数	うちe-Statに掲載	府省名	件数	うちe-Statに掲載
内閣官房	13(1)	2	外務省	4	4
人事院	15(1)	4	財務省	36	27
内閣府	4	1	文部科学省	46	5
警察庁	2	2	厚生労働省	79	46
個人情報保護委員会	1	0	農林水産省	40	18
消費者庁	7	1	経済産業省	15(4)	9
こども家庭庁	13	4	国土交通省	29	9
デジタル庁	1	0	環境省	26(4)	7
総務省	61	18	防衛省	13	13
法務省	15	12	計	415(5)	182

(注) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

イ 業務統計のe-Statへの掲載状況

e-Statに掲載されている182件の業務統計について、統計の概要^(注1)が掲載されているものは145件、時系列表が掲載されているものは87件、分類項目・集計項目一覧^(注2)を掲載しているものは4件、地域区分を掲載しているものは25件となっている（表41参照）。

(注1) 「統計の概要」とは、統計の目的、作成周期、作成の元データの内容、作成方法など、当該業務統計を利用するに当たって参考となる補足情報（メタデータ）を説明したものることをいう。

(注2) 「分類項目・集計項目一覧」とは、集計の際に用いる分類（産業や職業等）や区分（年齢階級・従業者規模等）、集計表の内容を一覧にしたものに関する情報のことをいう。

表41 業務統計のe-Statへの掲載状況

(令和5年(2023年)12月末現在)

府省名	e-Statの掲載状況	うち 「調査の概要（統計の概要）」の掲載件数	うち 「時系列表」の掲載件数	うち 「分類項目・集計項目一覧」の掲載件数	うち 「地域区分」を登録すべき統計の件数	うち 「地域区分」の掲載件数
内閣官房	2	1	1	0	0	0
人事院	4	4	1	0	0	0
内閣府	1	1	0	0	1	0
警察庁	2	2	2	0	2	2
個人情報保護委員会	0	0	0	0	0	0
消費者庁	1	1	0	0	0	0
こども家庭庁	4	1	0	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0
総務省	18	9	7	0	2	2
法務省	12	12	8	0	11	10
外務省	4	4	3	0	3	2
財務省	27	21	17	1	7	0
文部科学省	5	5	3	0	0	0
厚生労働省	46	33	24	2	5	2
農林水産省	18	17	13	0	7	4
経済産業省	9	5	3	1	5	1
国土交通省	9	9	3	0	2	0
環境省	7	7	2	0	1	1
防衛省	13	13	0	0	2	1
合計	182	145	87	4	48	25

(注) 「「地域区分」を登録すべき統計」とは、地域別の結果を公表している統計のことをいう。

(3) 統計調査における行政記録情報等の活用状況

統計調査の実施にあたり、母集団情報の整備や調査事項の代替など、行政記録情報等を活用している事例として各府省等から報告があったものは、合計で124件（99統計調査）となっている（表42参照）。

表42 行政記録情報等を活用している統計調査

(令和5年(2023年)12月末現在)

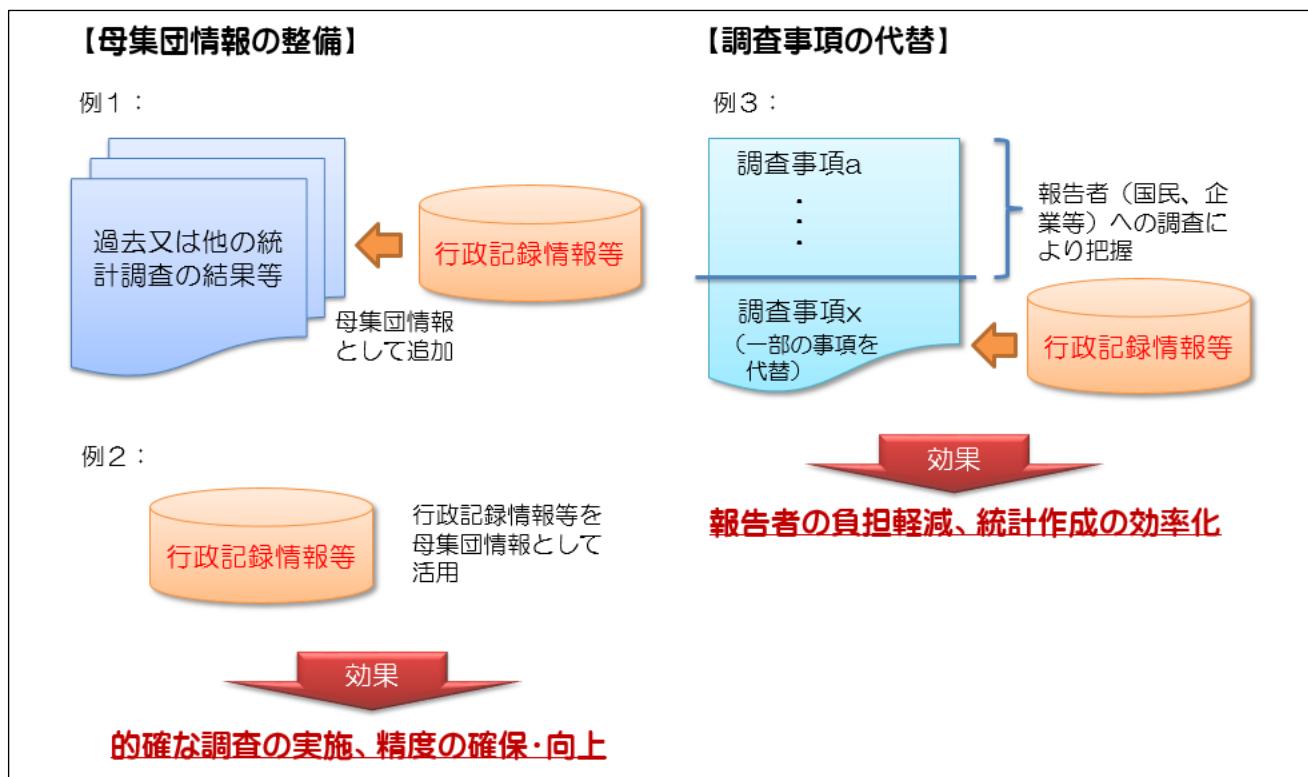
府省名	統計調査数	うち 母集団情報の 整備	うち 調査事項の 代替	うち 欠損値補完、 審査での活用等
内閣府	4	3	1	0
こども家庭庁	4	4	0	0
総務省	7(1)	5(1)	0	2
法務省	1	1	0	0
財務省	3	3	0	2
文部科学省	1	1	0	0
厚生労働省	20	11	10	4
農林水産省	14	10	6	1
経済産業省	8(1)	8(1)	2	1
国土交通省	33	31	13	1
環境省	5	4	1	0
合計	99(1)	80(1)	33	11

(注1) () 内の数値は、共管統計（複数の府省が共同で作成する統計）の数であり、共管統計は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の対象統計数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 統計調査の件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(注3) 内数については、行政記録情報等の活用形態で1件と計上しているため、内数を単純合計しても、統計調査数と一致しない。

(参考) 図8 統計調査における行政記録情報等の活用形態



また、上記99統計調査について、活用している行政記録情報等の保有機関別に分類すると、表43のとおりとなっている。

表43 行政記録情報等の保有機関別の活用状況

(令和5年(2023年)12月末現在)

行政記録情報等の保有機関別の活用状況	件数
調査実施府省が自ら保有する行政記録情報を活用 (x)	38
調査実施府省以外の府省が保有する行政記録情報を活用 (y)	4
地方公共団体等が保有する業務記録情報を活用 (z)	37
xyzのうち、2つ以上に該当	20
合計	99

(注) 件数は、法に基づく統計調査の承認単位で計上している。

(4) ビッグデータ等の利活用の状況

令和5年(2023年)12月末現在で、民間企業等が保有するビッグデータ等^(注)を経常的に活用している統計等として各府省等から報告があったものは10件となっている(資料26参照)。

また、民間企業等が保有するビッグデータ等の活用を検討している統計等として報告があったものは5件となっている。

(注) 「ビッグデータ等」とは、ＩＣＴの進展により生成・収集・蓄積等が可能・容易になる多種多量の民間企業等が保有するデータ全般を指す。

8 國際比較可能性の向上、國際貢献

(1) SDGグローバル指標の公表状況

持続可能な開発目標（SDGs）のためのグローバル指標枠組みは、平成29年（2017年）に国連統計委員会で合意された後、同年の国連総会で採択されたものであり、令和5年（2023年）末現在で248のグローバル指標が設定されている。

我が国では、令和5年（2023年）12月のSDGs推進本部幹事会において、新たに5つのグローバル指標の作成方法等が決定され、全248指標のうち167指標が公表済みとなった。指標の算出値等は、外務省ホームページ（JAPAN SDGs Action Platform）において公表されている。

(2) 國際貢献の状況

令和5年度（2023年度）には、6府省から延べ136人の職員が50の国際会議に出席し、議論への参加、発表等を行った。また、令和5年度（2023年度）現在において、5府省が7の国際機関・国に延べ27人の職員を派遣し、2府省が25か国から延べ76人の研修生を受け入れている（テレワークによる派遣・受入れを含む。）^{（注）}。

国際連合アジア太平洋統計研修所（SIAP）に対して、昭和45年（1970年）の設立以来、現金及び現物の寄与を通じた研修への協力をに行っており、令和5年度（2023年度）については、対面及びオンラインでの研修を実施し、148か国・地域等、合計3,163名に対して研修を実施した（資料27参照）。

（注）令和4年度（2022年度）以前の法施行状況報告に記載の数は、国際統計に関するワーキンググループを構成する11府省の実績。令和5年度（2023年度）からは、統計幹事が置かれている25府省の実績。

【資料編】

資料1 令和六年能登半島地震による災害への対応等について（各府省宛て）

(公印・契印省略)

総政企第3号の1

令和6年1月11日

各府省統計主管課長 殿

総務省政策統括官（統計制度担当）付
統計企画管理官

令和六年能登半島地震による災害への対応等について（通知）

I 令和六年能登半島地震による災害への対応について

1 特定非常災害の指定に伴う基幹統計調査の報告義務の免責に関する措置

令和六年能登半島地震による災害（以下「本災害」という。）については、「令和六年能登半島地震による災害についての特定非常災害及びこれに対し適用すべき措置の指定に関する政令」（令和6年政令第5号）により、「特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律」（平成8年法律第85号。以下「特定非常災害特別措置法」という。）第2条第1項に規定する特定非常災害として指定され、令和6年1月1日を特定非常災害発生日とすること、特定非常災害特別措置法第4条に規定する「期限内に履行されなかった義務に係る免責に関する措置」が適用されること、当該免責に係る期限は同年4月30日とすること等が定められました。

この結果、令和6年1月1日以後に報告期限が到来する、基幹統計調査に係る統計法（平成19年法律第53号）第13条の報告義務であって、本災害により当該期限が到来するまでに履行されなかったものについては、特定非常災害特別措置法第4条に規定する措置により、令和6年4月30日までに報告を行うことによって当該期限内に報告が履行されなかったことの責任は問われないこととなります。

2 承認手続の弾力的運用

各府省が所管する統計調査については、今後、被害の状況及び復興の進捗の度合いを勘案して、被災地域の調査対象範囲からの除外や調査期間の繰下げ等、統計法の規定に基づいて承認されている調査計画に変更が必要となる場合が想定されます。

については、本災害に伴い、承認されている調査計画と異なる取扱いをする場合の承認手続に関し、総務省は弾力的な運用を行います。また、本災害に対応するため緊急に一般統計調査を実施することが必要となる場合についても弾力的な運用を行います（別紙参照）。

3 統計調査結果等の情報提供に当たっての留意事項

本災害により、今後、各府省が所管する統計調査の実施方法の変更や集計結果の情報提供について、特別の措置を探る必要が生じる場合も想定されます。特別の措置が採られた場合、当該統計調査の結果を国民等に正しく理解し、適正に利用していただくためには、調査結果の公表の際に、特別の措置等の具体的な内容に係る情報も併せて提供することが適当です。特に、統計調査結果の公表期日の変更

を行う措置についての情報は、可能な限り本来設定していた公表期日の1週間前までに周知することが適当です。

については、本災害に伴う特別の措置等の有無とその内容を各府省ホームページ及び政府統計の総合窓口（e-Stat）の双方に掲載することが適当と考えますので、御留意願います。

II 本災害に伴う措置等の報告

1 本災害に伴う措置等の報告

貴府省が所管している統計調査（基幹統計調査及び一般統計調査）で、調査期間が令和6年1月1日から令和6年4月30日までの間に設定されている調査のうち、本災害に伴い何らかの措置予定があるものについて、別添様式に記載し、令和6年2月29日（木）までに、下記連絡先宛てに報告してください。

なお、提出期限までに措置等が決まっていない場合は、提出期限時点での検討状況で構いません。

2 統計委員会等への報告について

上記1により報告いただいた措置等については、総務省において取りまとめ、統計委員会等へ報告することを想定しております。統計委員会等への報告に当たっては、原則として各府省の記載内容をそのまま報告することを想定しておりますので、御承知おきください。

御多忙の折、お手数をお掛けしますが、御協力のほどよろしくお願ひいたします。

【参考】第144回統計委員会（令和元年12月20日）

資料8 「各府省（統計関係）における令和元年台風十九号による災害等への対応状況」

https://www.soumu.go.jp/main_content/000660659.pdf

※別紙省略

資料2 令和六年能登半島地震による災害への対応について（都道府県、指定都市宛て）

(公印・契印省略)

総政企第3号の2

令和6年1月11日

都道府県統計主管部課長
指定都市統計主管部課長 殿

総務省政策統括官（統計制度担当）付
統計企画管理官

令和六年能登半島地震による災害への対応について（通知）

- 1 令和六年能登半島地震により被災された地方公共団体の皆様に心からお見舞い申し上げます。
今後、令和六年能登半島地震による災害（以下「本特定非常災害」という。）に伴い、被災地域における国の統計調査の実施に関し様々な対応が必要になることが想定されます。総務省では、国の行政機関（以下「調査実施者」という。）に対し、別紙1のとおり通知等を行っておりますので、都道府県及び指定都市におかれましては、調査実施者と連携して対応いただきますようお願い申し上げます。
- 2 都道府県又は指定都市が独自に実施している統計調査につきましても、本特定非常災害への対応のため統計調査の届出事項を一時的に変更せざるを得ない状況になることが想定されます。このような一時的な変更の対応を行う場合、総務省としては、統計法に基づく届出手続に関して弾力的な対応を行うことといたしますので、別紙2のとおり担当する統計審査官室に連絡してください。
- 3 また、都道府県又は指定都市において、緊急に独自の統計調査を実施することが必要になる場合も考えられます。その場合の届出手続についても、総務省として、弾力的な対応を行うことを考えておりますので、別紙2のとおり担当する統計審査官室に連絡してください。

※別紙省略

資料3 各府省の基幹統計調査における令和六年能登半島地震による災害への対応状況

○ 令和六年能登半島地震による災害を受けて、令和6年2月末までに措置を行った（予定を含む。）ものとして各府省から報告のあった統計調査のうち、基幹統計調査について、統計委員会への報告資料（下記）に基づき、以下のとおり整理した。

※ 一般統計調査を含む措置状況については、第203回統計委員会 資料7参照。

https://www.soumu.go.jp/main_sosiki/singi/toukei/kaigi/02shingi05_02000694.html

府省名	統計調査の名称	措置等 ^(注)
総務省	小売物価統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県穴水町において、上旬及び中旬の調査困難、下旬から再開。 ・見舞状を作成。 ・上記影響を踏まえた調査結果は1月分結果として2月27日に公表。その際、地震の影響について掲載。
	労働力調査	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県七尾市及び能登町並びに内灘町の一部において調査困難。 ・中能登町、宝達志水町では、調査員の調査活動の継続が困難となったため、郵送による調査書類の配布・回収を実施。 ・見舞状を作成。 ・上記影響を踏まえた1月分結果は3月1日に公表。その際、地震の影響について掲載。
	家計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県七尾市の一部及び輪島市において調査困難。 ・見舞状作成。 ・上記影響を踏まえた1月分結果は3月8日に公表予定。その際、地震の影響について掲載予定。
財務省	四半期別法人企業統計調査（令和5年10-12月期）	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県能登地方において地震の影響を大きく受けたと認められる地域に所在する法人について調査票の発送を取りやめ。 ・石川県及び富山県内的一部地域の法人へ提出期限延長のお知らせを送付。 ・財総研HPに提出期限延長のお知らせを掲載。 ・本災害に伴う特別の措置等の内容を調査結果公表の1週間前に公表。
	年次別法人企業統計調査（令和5年度上期）	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県及び富山県内的一部地域の法人へ提出期限延長のお知らせを送付。 ・財総研HPに提出期限延長のお知らせを掲載。
	民間給与実態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・石川県及び富山県内に連絡先のある標本事業所については、調査票の送付を取り止める。（令和6年2月22日に国税庁ホームページで周知した。） ・送付を取り止めた標本事業所については、調査対象から除外することなく、欠測値扱いとして処理する。 ・なお、欠測値扱いとすることから、行政記録情報（税務データ）による欠測値補完処理を実施する。（通常の未回収事業所に対する欠測値補完処理と同様の処理であり、復元推計手法の変更を行うものではない。）
厚生労働省	人口動態調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被災により市区町村及び保健所の対応が困難な場合は、厚生労働省からの照会等について回答が可能になった時点から開始すれば良いこととした。（令和6年1月11付け事務連絡） ・能登北部保健所が業務ひっ迫によりオンライン送信作業不可のため、審査

		<p>済みデータについて石川県への送付を厚生労働省で代行した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 令和5年12月分速報に「一部の市町における調査票の一部は含まない」旨を記載した。
	毎月勤労統計調査（全国調査、地方調査）	<ul style="list-style-type: none"> 石川県の第二種事業所（常用労働者5～29人の事業所）について、令和6年7月に調査を開始する調査区^(※)のうち、被害が甚大であり調査継続不能と判断された七尾市の調査区1件を別の調査区（金沢市）に代替する。 ※令和6年2月に予備調査を実施する調査区
	薬事工業生産動態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 災害の影響により回答できない旨の連絡があった場合には、督促はしないこととした。 災害の影響により期限内に調査票の提出ができない場合には、令和6年2月末までに提出を求めるとした。
農林水産省	漁業センサス	<ul style="list-style-type: none"> 調査票が回収できなかった場合は集計から除外し、速報公表の際に能登半島地震により一部集計できなかった旨記載予定。 速報公表後に調査票を回収できた場合は、可能な限り確報に反映させる予定。 <p>〔公表期日は、計画どおりを予定。 (速報を速報本年8月、確報12月以降順次)〕</p>
	農業経営統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 石川県内の調査対象について、調査が可能か、検討中。
	作物統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 石川県内の調査対象には、1月から3月にかけて調査票配布予定の品目については、配布を見合わせ。 3月以降に調査票配布予定の品目については、石川県内の調査対象は除外を検討中。 <p>〔公表期日は、計画どおりを予定。〕</p>
	海面漁業生産統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 石川県内の調査対象に対しては、調査票配布を見合わせ。
	商業動態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時より、被災地域については、調査票の督促・疑義照会を行わないこととした。 一部の被災地域について、2024年分（1月～12月分）の調査関係用品の発送を停止。 1月分調査の集計については、被災地域のうち調査票の提出が無かった調査対象の稼働日数を仮定して販売額の推計を行い、速報として2/29公表済 ※2月分以降については検討中。 <p>※2023年11月分・12月分は通常どおりの集計を行った。</p>
経済産業省	生産動態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> 災害発生時より、被災地域については、調査票の督促・疑義照会を行わないこととした。 「令和6年能登半島地震」に係る災害救助法適用地域に所在し、調査票の提出が無い調査対象事業所について、以下のように推計。 <ol style="list-style-type: none"> 連絡が取れた事業所はヒアリングにより個別に得られた情報を元に推計値を作成。 連絡が取れなかった事業所は生産等のデータを「0」として処理。 <p>※1月分速報は2/29公表。</p> <p>※2023年11月分・12月分は通常どおりの集計を行う。</p> <p>※2月分以降についても、1月分に準じた推計方法等により集計を行う予定。</p>

国土 交通省	港湾調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	造船造機統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	鉄道車両等生産動態統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査用品等に見舞文を記載。 ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	自動車輸送統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・配送不能地域については、配送が再開し次第開始。(3号調査のみ) ・配送不能地域の報告者の代替として、予備の報告者に調査を実施。(3号調査以外) ・調査用品等に見舞文を記載。 ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	内航船舶輸送統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査用品等に見舞文を記載。 ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	船員労働統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・配送不能地域の報告者については、配送が再開し次第開始。(2号調査のみ) ・調査用品等に見舞文を記載。 ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	建築着工統計調査	<ul style="list-style-type: none"> ・調査用品等に見舞文を記載。(工事費調査のみ) ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	建設工事統計調査(施工調査を除く)	<ul style="list-style-type: none"> ・調査用品等に見舞文を記載。(甲調査のみ) ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。
	法人土地・建物基本調査	<ul style="list-style-type: none"> ・被災地域については、調査票の督促及び疑義照会を控えることとした。

(注) 調査計画に記載のある事項以外のことに対する措置も含まれている。

公的統計基本計画のこれまでの変遷

資料 4

閣議決定	期間	主な内容	備考
H21.3.13	平成21年度～平成25年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 公的統計の体系的整備の根幹となる統計を「基幹統計」として整備 ○ 経済センサスや事業所母集団データベースの構築 ○ 民間事業者の活用や統計データの有効活用の推進等 	<p>► 統計改革の基本方針（H28.12経済財政諮問会議決定） → 経済統計改善の取組、公的統計基本計画の前倒し改定 等 ► 統計改革推進会議最終取りまとめ（H29.5）</p>
H26.3.25	平成26年度～平成29年度（1年短縮）	<ul style="list-style-type: none"> ○ 2008SNAへの対応、経済統計の整備 ○ オンライン調査の推進等、統計作成の効率化による報告者の負担軽減に向けた取組の実施 ○ 政府統計の総合窓口（e-Stat）の機能拡充、統計データの有効活用の推進 等 	<p>► 毎月労働統計調査の不適切な処理（H31.1～） → 統計委員会建議（R1.6、R1.9） → 統計改革推進会議 総合的対策取りまとめ（R1.12）</p>
H30.3.6	平成30年度～令和4年度	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国民経済計算の四半期別 GDP速報（QE）及び年次推計の改善、国民経済計算の供給・使用表（SUT）体系への移行に向けたSUTに係る基本構成の大枠の取りまとめ ○ 経済センサス・活動調査の中間年ににおける産業横断的な経済構造実態調査の創設、事業所母集団DBの整備、企業調査支援事業等 ○ 特定の場所でセキュリティを確保して利用するオンライン利用の環境整備 	<p>► 建設工事受注動態統計調査の不適切な処理（R3.12～） → 統計委員会建議（R4.8）</p>
R2.6.2	(令和2年度 (に一部変更)	<ul style="list-style-type: none"> ○ 品質確保に向けた取組の強化 ○ 人材の確保・育成 等 	

資料5 基幹統計及び基幹統計調査一覧

(令和5年度(2023年度)未現在)

府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕	府省名	基幹統計	基幹統計調査 〔左に掲げた基幹統計の作成を 目的とする統計調査〕
内閣府	国民経済計算（※）	-	農林水産省	農林業構造統計 牛乳乳製品統計 作物統計	農林業センサス 牛乳乳製品統計調査 作物統計調査
総務省	国勢統計	国勢調査			
	住宅・土地統計	住宅・土地統計調査			
	労働力統計	労働力調査			
	小売物価統計	小売物価統計調査			
	家計統計	家計調査			
	個人企業経済統計	個人企業経済調査			
	科学技術研究統計	科学技術研究調査			
	地方公務員給与実態統計	地方公務員給与実態調査			
	就業構造基本統計	就業構造基本調査			
	全国家計構造統計	全国家計構造調査			
	社会生活基本統計	社会生活基本調査			
	サービス産業動態統計	サービス産業動態統計調査 ^(注2)			
	人口推計（※）	-			-
財務省	法人企業統計	法人企業統計調査	国土交通省	港湾統計	港湾調査
	民間給与実態統計	民間給与実態統計調査			
文部科学省	学校基本統計	学校基本調査			
	学校保健統計	学校保健統計調査			
	学校教員統計	学校教員統計調査			
	社会教育統計	社会教育調査			
厚生労働省	人口動態統計	人口動態調査			
	毎月勤労統計	毎月勤労統計調査			
	薬事工業生産動態統計	薬事工業生産動態統計調査			
	医療施設統計	医療施設調査			
	患者統計	患者調査			
	賃金構造基本統計	賃金構造基本統計調査			
	国民生活基礎統計	国民生活基礎調査	10 府省 ^(注3)	産業連関表（※）	-
	生命表（※）	-			
	社会保障費用統計（※）	-			

(注1) 「基幹統計」欄に（※）を付したもののは、統計調査以外の方法により作成される基幹統計であることから、対応する基幹統計調査の欄は空欄になつている。

(注2) サービス産業動態統計調査は、令和7年1月分の調査から開始予定

(注3) 内閣府、金融庁、総務省、財務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省及び環境省

(注4) 経済センサス - 活動調査（注4）

資料6 基幹統計調査の承認一覧

(令和5年度(2023年度))

実施府省	基幹統計調査の名称	新規／変更 ／中止の別	承認年月日
総務省	経済センサス-基礎調査	変更	令和5年6月29日
	全国家計構造調査	変更	令和5年8月28日
	サービス産業動態統計調査	新規	令和6年1月25日
財務省	法人企業統計調査	変更	令和5年11月29日
文部科学省	学校基本調査	変更	令和5年10月10日
	社会教育調査	変更	令和5年12月22日
厚生労働省	医療施設調査	変更	令和5年7月25日
	国民生活基礎調査	変更	令和5年9月14日
	薬事工業生産動態統計調査	変更	令和5年10月2日
	賃金構造基本統計調査	変更	令和5年12月12日
農林水産省	牛乳乳製品統計調査	変更	令和5年9月5日
	農林業センサス	変更	令和5年9月7日
	海面漁業生産統計調査	変更	令和5年10月2日
	作物統計調査	変更	令和6年3月12日
経済産業省	商業動態統計調査	変更	令和5年6月23日
	経済産業省生産動態統計調査	変更	令和5年8月17日
国土交通省	港湾調査	変更	令和5年9月29日
	内航船舶輸送統計調査	変更	令和5年10月12日
	造船造機統計調査	変更	令和5年10月12日
	鉄道車両等生産動態統計調査	変更	令和5年10月12日
	船員労働統計調査	変更	令和6年3月28日
	自動車輸送統計調査	変更	令和6年3月29日
総務省・経済産業省	経済構造実態調査	変更	令和5年6月29日

(注) 本表は、法第11条第1項の規定に基づき、総務大臣が令和5年度（2023年度）中に承認した基幹統計調査の承認状況についてまとめたものである。

資料7 基幹統計調査の年度別承認件数

(令和元年度（2019年度）～令和5年度（2023年度）)

府省名	令和 5年度 (2023年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 元年度 (2019年度)
総務省	4(1)	4	6(3)	11(2)	10(2)
財務省	1	0	1	2	2
文部科学省	2	3	5	5	2
厚生労働省	4	3	2	8	6
農林水産省	4	1	5	4	6
経済産業省	3(1)	2	6(3)	7(2)	8(2)
国土交通省	6	4	2	1	7
合計	23(1)	17	24(3)	32(2)	35(2)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認件数の内数。共管府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計と一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合、それぞれ1件と計上している。

資料8 一般統計調査の承認一覧

(令和5年度(2023年度))

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
内閣官房	人々のつながりに関する基礎調査	変更	令和5年10月16日
人事院	民間企業の勤務条件制度等調査	変更	令和5年6月9日
	退職公務員生活状況調査	変更	令和5年7月28日
	職種別民間給与実態調査	変更	令和6年3月18日
内閣府	高齢社会対策総合調査(高齢者の住宅と生活環境に関する調査)	新規	令和5年9月26日
	男女間における暴力に関する調査	変更	令和5年10月12日
	企業の事業継続及び防災の取組に関する実態調査	新規	令和5年10月27日
	首都圏の住宅における感震ブレーカーの普及状況等に関する調査	新規	令和6年1月29日
消費者庁	民間事業者等における内部通報制度の実態調査	新規	令和5年11月17日
こども家庭庁	乳幼児身体発育調査	変更	令和5年5月26日
	地域児童福祉事業等調査(市町村事業票)	変更	令和5年8月10日
	青少年のインターネット利用環境実態調査	変更	令和5年9月15日
	地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設利用世帯票)	変更	令和5年12月25日
	地域児童福祉事業等調査(認可外保育施設調査票)	変更	令和6年2月5日
	児童養護施設入所児童等調査	変更	令和6年2月26日
総務省	通信利用動向調査	変更	令和5年7月3日
	全国単身世帯収支実態調査	変更	令和5年10月26日
	令和7年国勢調査第3次試験調査	新規	令和6年2月15日
法務省	犯罪被害実態(暗数)調査(安全・安心な社会づくりのための基礎調査)	新規	令和5年7月28日
外務省	海外での滞在や生活等に関する基礎調査	新規	令和5年9月28日
文部科学省	大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	変更	令和5年7月28日
	民間企業の研究活動に関する調査	変更	令和5年8月28日
	ポストドクター等の雇用・進路に関する調査	変更	令和6年1月30日
	児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	変更	令和6年2月14日
	大学・短期大学・高等専門学校における学生のキャリア形成支援活動実施状況等調査	変更	令和6年3月7日
厚生労働省	最低賃金に関する実態調査	変更	令和5年4月10日
		変更	令和5年5月9日
	医療経済実態調査	変更	令和5年4月10日
	介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)	変更	令和5年4月11日
	労働災害動向調査	変更	令和5年4月14日
	中高年縦断調査	変更	令和5年4月28日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
厚生労働省	21世紀成年者縦断調査（国民の生活に関する継続調査）	変更	令和5年5月8日
	労使関係総合調査（労働組合基礎調査）	変更	令和5年5月11日
	労使関係総合調査（労使コミュニケーション調査）	変更	令和5年5月11日
	障害福祉サービス等経営実態調査	変更	令和5年5月29日
	保険医療材料等使用状況調査	変更	令和5年5月30日
	雇用の構造に関する実態調査（若年者雇用実態調査）	変更	令和5年6月27日
	労働安全衛生調査	変更	令和5年6月30日
	国民健康・栄養調査	変更	令和5年7月10日
	衛生行政報告例	変更	令和5年7月27日
		変更	令和5年12月5日
	歯科技工料調査	変更	令和5年7月31日
	21世紀出生児縦断調査（平成22年出生児）	変更	令和5年8月1日
	雇用均等基本調査	変更	令和5年8月4日
	病院報告	変更	令和5年8月25日
	家内労働等実態調査	変更	令和5年9月4日
	外国人雇用実態調査	変更	令和5年9月5日
		変更	令和6年3月18日
	能力開発基本調査	変更	令和5年9月13日
	就労条件総合調査	変更	令和5年9月28日
	地域保健・健康増進事業報告	変更	令和5年11月21日
	介護サービス施設・事業所調査	変更	令和5年11月30日
		変更	令和6年2月28日
	社会保障・人口問題基本調査（世帯動態調査）	変更	令和6年1月16日
	福祉行政報告例	変更	令和6年1月25日
	被保護者調査	変更	令和6年3月8日
農林水産省	食品循環資源の再生利用等実態調査	新規	令和5年4月19日
	野生鳥獣資源利用実態調査	変更	令和5年5月30日
	特用林産物生産統計調査	変更	令和5年6月19日
	作物統計調査第1次試行調査	新規	令和5年7月26日
	農業経営統計調査（農畜産物生産費統計）第1次試行調査	新規	令和5年9月14日
	集落営農実態調査	変更	令和5年10月31日
	漁業構造動態調査	変更	令和5年11月24日
	畜産物流通調査	変更	令和5年12月4日
	農業物価統計調査	変更	令和6年2月15日
	内水面漁業生産統計調査	変更	令和6年2月27日
	作物統計調査第2次試行調査	新規	令和6年3月27日
	家畜排せつ物管理方法等実態調査	新規	令和6年3月28日
経済産業省	海外事業活動基本調査	変更	令和5年12月22日

実施府省	一般統計調査の名称	新規／変更の別	承認年月日
国土交通省	国際航空旅客動態調査	変更	令和5年4月28日
	住生活総合調査	変更	令和5年6月29日
	民間住宅ローンの実態に関する調査	変更	令和5年8月31日
	東京都市圏物資流動調査（事業所機能調査）	変更	令和5年9月19日
	内航船舶輸送統計母集団調査	変更	令和5年9月26日
	宿泊旅行統計調査	変更	令和5年9月28日
	全国輸出入コンテナ貨物流動調査	変更	令和5年10月10日
	マンション総合調査	変更	令和5年10月20日
	航空輸送統計調査	変更	令和5年12月22日
	鉄道輸送統計調査	変更	令和5年12月22日
環境省	建設工事進捗率調査	新規	令和5年12月25日
	実験動物取扱いの実態に関する調査	新規	令和5年10月26日
公正取引委員会・厚生労働省	家庭部門のCO ₂ 排出実態統計調査	変更	令和6年3月29日
	フリーランスの業務及び就業環境に関する実態調査	新規	令和5年9月14日
文部科学省・厚生労働省	21世紀出生児縦断調査（平成13年出生児）	変更	令和5年10月23日
環境省・農林水産省	愛玩動物看護師就職状況等調査	新規	令和5年10月16日

(注) 本表は、法第19条第1項又は第21条第1項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）中に総務大臣が承認した一般統計調査の承認状況についてまとめたものである。

(参考) 一般統計調査の中止通知一覧

(令和5年度（2023年度）)

実施府省	一般統計調査の名称	受理年月日
総務省	サービス産業動向調査	令和6年1月30日
財務省	連合会を組織する共済組合における医療状況実態統計調査	令和5年12月11日
厚生労働省	医療給付実態調査	令和6年3月13日
経済産業省	特定サービス産業動態統計調査	令和6年1月30日
国土交通省	建設業活動実態調査	令和6年1月31日
	訪日外国人消費動向調査	令和6年3月26日

(注) 本表は、法第21条第3項の規定に基づき、令和5年度（2023年度）中に行われた一般統計調査の中止の通知状況についてまとめたものである。

資料9 一般統計調査の年度別承認件数
 (令和元年度(2019年度)～令和5年度(2023年度))

府省名	令和 5年度 (2023年度)	令和 4年度 (2022年度)	令和 3年度 (2021年度)	令和 2年度 (2020年度)	令和 元年度 (2019年度)
内閣官房	1	1	1	0	0
人事院	3	3	2	4	3
内閣府	4	10	6	7	8
公正取引委員会	1(1)	0	0	0	0
消費者庁	1	0	0	0	0
こども家庭庁	6	-	-	-	-
総務省	3	3	6	1	8(1)
法務省	1	0	0	0	2
外務省	1	0	0	0	0
財務省	0	0	0	0	2
文部科学省	6(1)	10(1)	5(1)	7(1)	10(1)
厚生労働省	33(2)	33(1)	39(1)	45(1)	36(1)
農林水産省	13(1)	15(1)	15(1)	14	7
経済産業省	1	4(1)	5(1)	3	11(2)
国土交通省	11	9	6	5	10
環境省	3(1)	3	0	1	3(1)
合計	85(3)	89(2)	83(2)	86(1)	97(3)

(注1) () 内の数値は共管調査（複数の府省が共同で行う調査）の数であり、承認した統計調査件数の内数。共管調査は、共管の府省にそれぞれ1件と計上しているため、各府省の承認件数を単純合計しても、合計には一致しない。

(注2) 複数回承認されている場合は、それぞれ1件と計上している。

資料10 都道府県別統計調査の届出件数

(令和5年度(2023年度))

都道府県名	届出件数		都道府県名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
北海道	0	2	滋賀県	4	11
青森県	3	4	京都府	4	3
岩手県	0	2	大阪府	7(2)	6(1)
宮城県	1	2(1)	兵庫県	0	1
秋田県	0	0	奈良県	3	5
山形県	1	0	和歌山県	2	1
福島県	1	1	鳥取県	5	12
茨城県	1	2	島根県	4	2
栃木県	2	1	岡山県	5	0
群馬県	1	5	広島県	5(1)	3
埼玉県	1	3	山口県	5	5
千葉県	2	3	徳島県	1	0
東京都	7	10	香川県	4	1
神奈川県	3	8	愛媛県	0	2
新潟県	2	9(2)	高知県	9	22
富山県	1	2	福岡県	1	2(1)
石川県	2	2	佐賀県	6	1
福井県	0	2	長崎県	0	0
山梨県	0	1	熊本県	1	2
長野県	7	2	大分県	0	2
岐阜県	3	5	宮崎県	2	1
静岡県	0	2	鹿児島県	0	1
愛知県	2	5	沖縄県	1	2
三重県	7	3	合計	116(3)	161(5)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

(注3) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

資料11 指定都市別統計調査の届出件数

(令和5年度(2023年度))

指定都市名	届出件数		指定都市名	届出件数	
	新規	変更		新規	変更
札幌市	2	0	京都市	6	0
仙台市	6	6(1)	大阪市	2(2)	4(1)
さいたま市	0	2	堺市	3	2(1)
千葉市	0	0	神戸市	2	3
横浜市	1	0	岡山市	5	0
川崎市	3	3	広島市	2(1)	3(1)
相模原市	0	1	北九州市	5	7(1)
新潟市	0	4(2)	福岡市	2	9(1)
静岡市	1	0	熊本市	7	4
浜松市	0	0	合計	50(3)	58(8)

(注1) () 内の数値は共管調査(複数の地方公共団体が共同で行う調査)の数である。

(注2) 都道府県と指定都市が共管している調査については、それぞれに計上している。

(注3) 複数回届出されている場合、それぞれ1件と計上している。

資料 12 政府統計の総合窓口（e-Stat）について

“e-Stat”とは、政府が作成・公表する統計（Statistics）に関する幅広い分野の統計調査結果を、インターネット上で提供している総合窓口（ポータルサイト）です。

知りたい統計データを探すための検索機能をはじめ、グラフ形式で見ることや、地図上への統計データの表示もできるなど、日常生活、学習、ビジネス、研究などに政府統計を活用する上で便利な様々な機能が備わっているサイトです。

The screenshot shows the e-Stat homepage with several highlighted features:

- 【統計データを探す】** (Search for statistical data): A red box highlights the search interface, including a search bar with "例: 国勢調査" (Example: Census) and three categories: "すべて" (All), "分野" (Field), and "組織" (Organization). A blue dashed line connects this box to a section below.
- 【統計データを活用する】** (Use statistical data): A blue dashed line connects this box to the search interface above. It contains four items: "グラフ" (Graph), "時系列表" (Time series table), "地図" (Map), and "地域" (Region).
- 【統計データの高度利用等】** (Advanced use of statistical data): A green dashed line connects this box to the search interface above. It contains a list of features: "利用ガイド" (User guide), "統計データの高度利用" (Advanced use of statistical data), "ミクロデータの利用" (Microdata use), "開発者向け" (Developer), "統計関連情報" (Statistical related information), and "統計分類・調査計画等" (Classification of statistics and survey plans).

Below these boxes, there are two examples of data visualization:

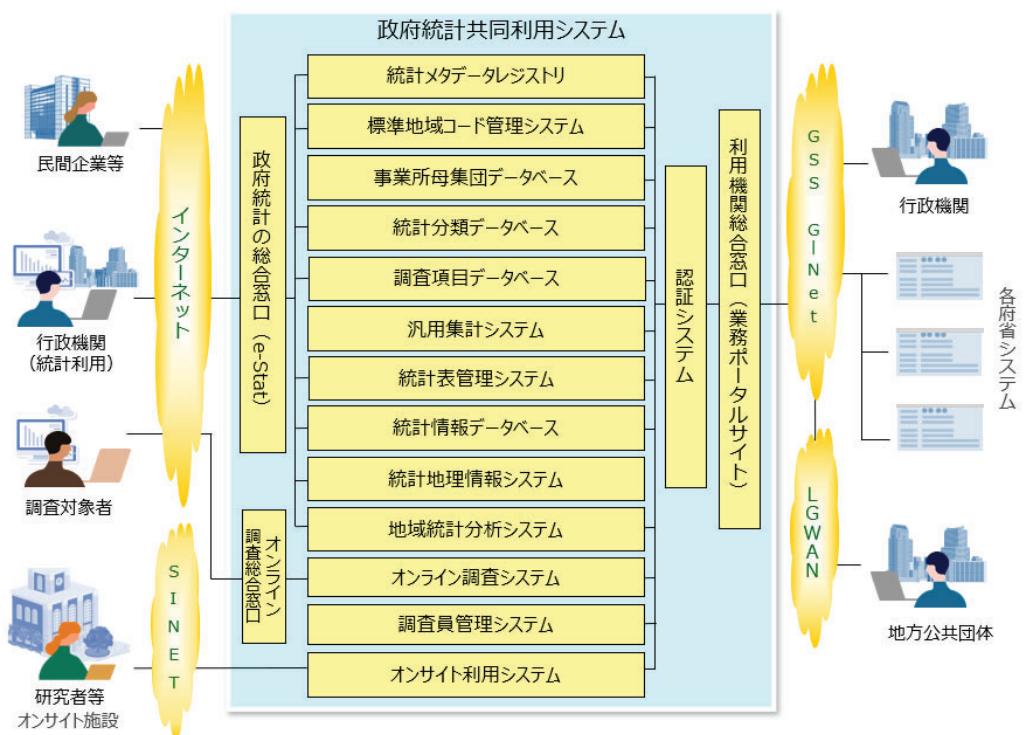
- A red box labeled "[統計データを探す]" shows a screenshot of a search result table and a corresponding graph.
- A blue dashed line labeled "[統計データを活用する]" shows screenshots of the "jSTAT MAP" and "miripo" platforms.

資料 13 政府統計共同利用システムについて

政府は、国民にとって便利で使いやすい統計データの提供や各府省等の統計情報システムの集約を図るため、平成 20 年(2008 年)4 月から、総務省を中心に全府省が参画して新たな「政府統計共同利用システム」をスタートさせました。

このシステムは、各府省等の統計データの公表や統計調査の企画立案、オンライン調査の実施などに役立つ様々な機能を備えており、インターネットを通じて各府省等の統計がつながり、国民にとって政府統計がより身近なものとして役立つことが期待されています。政府統計共同利用システムの主な機能としては、(1) 国民や企業など統計の利用者が、インターネット経由で統計の公表予定期や公表結果を調べたり、地図や図表で統計を見たりすることができる「政府統計の総合窓口(e-Stat)」、(2) 各府省等のオンライン調査を行う

「政府統計オンライン調査総合窓口」があります。このほかにも各府省等が事業所や企業を調査する場合に、調査対象者を抽出する際などに利用する「事業所母集団データベース」などがあります。



資料14 法第32条の規定に基づく調査票情報の二次利用(実績)(令和5年度(2023年度))

区分 統計調査名	基幹・一般	利用件数		
		統計の作成等	名簿作成	
内閣官房		1	1	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般	1	1	0
総務省		43	42	1
国勢調査	基幹	5	5	0
住宅・土地統計調査	基幹	1	1	0
労働力調査	基幹	4	4	0
就業構造基本調査	基幹	2	2	0
社会生活基本調査	基幹	1	1	0
個人企業経済調査	基幹	3	3	0
経済センサス-基礎調査	基幹	4	4	0
経済センサス-活動調査	基幹	11	10	1
家計調査	基幹	3	3	0
全国家計構造調査	基幹	2	2	0
小売物価統計調査	基幹	3	3	0
サービス産業動向調査	一般	1	1	0
全国単身世帯収支実態調査	一般	2	2	0
産業連関構造調査(通信・放送業等投入調査)	一般	1	1	0
財務省		6	5	1
法人企業統計調査	基幹	6	5	1
文部科学省		120	98	22
学校基本調査	基幹	94	72	22
学校教員統計調査	基幹	3	3	0
社会教育調査	基幹	5	5	0
子供の学習費調査	一般	3	3	0
地方教育費調査	一般	2	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般	7	7	0
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般	2	2	0
大学等におけるフルタイム換算データに関する調査	一般	1	1	0
全国イノベーション調査	一般	1	1	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般	1	1	0
厚生労働省		145	139	6
人口動態調査	基幹	13	12	1
医療施設調査	基幹	19	16	3
患者調査	基幹	1	1	0
国民生活基礎調査	基幹	19	19	0
賃金構造基本統計調査	基幹	18	18	0
菓事工業生産動態統計調査	基幹	7	7	0
病院報告	一般	5	4	1
医師・歯科医師・薬剤師調査	一般	1	1	0
介護サービス施設・事業所調査	一般	10	10	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0
21世紀成年者縦断調査	一般	2	2	0
中高年者縦断調査	一般	1	1	0
介護給付費等実態調査	一般	2	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	1	1	0
雇用動向調査	一般	2	2	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般	3	3	0
就労条件総合調査	一般	4	4	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	一般	1	0	1
労働安全衛生調査(実態調査)	一般	6	6	0
院内感染対策サーベイランス	一般	3	3	0
国民健康・栄養調査	一般	2	2	0
雇用均等基本調査	一般	1	1	0
社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	一般	10	10	0
社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	一般	3	3	0
社会保障・人口問題基本調査(生活と支え合いに関する調査)	一般	5	5	0
公的年金加入状況等調査	一般	1	1	0
介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)	一般	1	1	0
障害者雇用実態調査	一般	1	1	0
産業連関構造調査(医療業・社会福祉事業等投入調査)	一般	2	2	0
農林水産省		97	89	8
農業経営統計調査	基幹	22	22	0
農林業センサス	基幹	22	17	5
漁業センサス	基幹	2	1	1
作物統計調査	基幹	1	1	0

区分		利用件数	統計の作成等	名簿作成
統計調査名	基幹・一般			
海面漁業生産統計調査	基幹	6	6	0
木材統計調査	基幹	2	2	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	4	3	1
漁業経営統計調査	一般	4	4	0
農業物価統計調査	一般	4	4	0
農業構造動態調査	一般	9	9	0
漁業構造動態調査	一般	1	1	0
畜産統計調査	一般	1	1	0
青果物卸売市場調査	一般	1	1	0
畜產物流通調査	一般	3	3	0
水產物流通調査	一般	1	0	1
新規就農者調査	一般	7	7	0
6次産業化総合調査	一般	2	2	0
野生鳥獣資源利用実態調査	一般	3	3	0
油糧生産実績調査	一般	1	1	0
森林組合一斉調査	一般	1	1	0
経済産業省		104	96	8
経済構造実態調査	基幹	8	7	1
経済センサス・活動調査	基幹	15	15	0
商業動態統計調査	基幹	10	9	1
経済産業省企業活動基本調査	基幹	22	20	2
経済産業省生産動態統計調査	基幹	15	15	0
石油製品需給動態統計調査	基幹	1	1	0
海外事業活動基本調査	一般	11	9	2
製造工業生産予測調査	一般	1	1	0
工場立地動向調査	一般	6	6	0
石油輸入調査	一般	1	1	0
知的財産活動調査	一般	9	7	2
中小企業実態基本調査	一般	5	5	0
国土交通省		145	142	3
建築着工統計調査	基幹	7	7	0
建設工事統計調査	基幹	4	2	2
港湾調査	基幹	5	5	0
造船造機統計調査	基幹	4	4	0
自動車輸送統計調査	基幹	3	3	0
内航船舶輸送統計調査	基幹	4	3	1
鉄道輸送統計調査	一般	1	1	0
全国都市交通特性調査	一般	2	2	0
パーソントリップ調査	一般	6	6	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	1	1	0
全国貨物純流動調査	一般	29	29	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	34	34	0
航空旅客動態調査	一般	1	1	0
航空貨物動態調査	一般	3	3	0
国際航空旅客動態調査	一般	4	4	0
国際航空貨物動態調査	一般	2	2	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	3	3	0
バルク貨物流動調査	一般	3	3	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	18	18	0
旅行・観光消費動向調査	一般	2	2	0
宿泊旅行統計調査	一般	2	2	0
訪日外国人消費動向調査	一般	6	6	0
住宅市場動向調査	一般	1	1	0
環境省		7	7	0
産業廃棄物排出・処理状況調査	一般	1	1	0
大気汚染物質排出量総合調査	一般	3	3	0
水質汚濁物質排出量総合調査	一般	1	1	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	2	2	0
日本銀行		3	3	0
全国企業短期経済観測調査		2	2	0
企業向けサービス価格調査		1	1	0
合 計		671	622	49

(注1) 令和5年度に利用を開始したものの件数であり、令和4年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

(注2) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

(注3) 日本銀行が実施する「全国企業短期経済観測調査」及び「企業向けサービス価格調査」は、統計法第25条に基づく届出統計である。

資料15 法第33条の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和5年度(2023年度))

区分		統計調査名	基幹・一般	第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
内閣官房				2	2	0	2	0	2	0
人々のつながりに関する基礎調査	一般			2	2	0	2	0	2	0
内閣府				2	2	0	5	0	5	0
特定非営利活動法人に関する実態調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
企業行動に関するアンケート調査	一般			1	1	0	2	0	2	0
法人企業景気予測調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
消費動向調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
組織マネジメントに関する調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
こども家庭庁				1	1	0	0	0	0	0
乳幼児身体発育調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
総務省				214	210	4	52	3	49	0
国勢調査	基幹			28	28	0	12	1	11	0
住宅・土地統計調査	基幹			7	7	0	1	1	0	0
労働力調査	基幹			3	3	0	5	0	5	0
就業構造基本調査	基幹			11	11	0	2	0	2	0
社会生活基本調査	基幹			2	2	0	13	1	12	0
個人企業経済調査	基幹			1	1	0	1	0	1	0
科学技術研究調査	基幹			13	13	0	0	0	0	0
経済センサス・基礎調査	基幹			11	11	0	3	0	3	0
経済センサス・活動調査	基幹			72	68	4	4	0	4	0
経済構造実態調査	基幹			6	6	0	0	0	0	0
家計調査	基幹			11	11	0	3	0	3	0
全国家計構造調査	基幹			10	10	0	5	0	5	0
小売物価統計調査	基幹			27	27	0	0	0	0	0
通信利用動向調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
サービス産業動向調査	一般			3	3	0	0	0	0	0
家計消費状況調査	一般			2	2	0	0	0	0	0
全国単身世帯収支実態調査	一般			6	6	0	3	0	3	0
財務省				11	10	1	4	0	4	0
法人企業統計調査	基幹			10	9	1	3	0	3	0
民間給与実態統計調査	基幹			1	1	0	0	0	0	0
法人企業景気予測調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
文部科学省				173	172	1	18	0	16	2
学校基本調査	基幹			133	132	1	4	0	3	1
学校保健統計調査	基幹			6	6	0	0	0	0	0
社会教育調査	基幹			2	2	0	2	0	2	0
子供の学習費調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
地方教育費調査	一般			3	3	0	2	0	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般			1	1	0	7	0	7	0
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	一般			24	24	0	1	0	0	1
学校における教育の情報化の実態等に関する調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
民間企業の研究活動に関する調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
体育・スポーツ施設現況調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
体力・運動能力調査	一般			1	1	0	1	0	1	0
厚生労働省				989	978	11	150	12	137	1
人口動態調査	基幹			697	695	2	46	5	40	1
医療施設調査	基幹			53	52	1	1	0	1	0
患者調査	基幹			6	6	0	4	1	3	0
国民生活基礎調査	基幹			8	8	0	21	1	20	0
毎月勤労統計調査	基幹			4	4	0	0	0	0	0
賃金構造基本統計調査	基幹			32	32	0	8	0	8	0
薬事工業生産動態統計調査	基幹			43	41	2	0	0	0	0
病院報告	一般			44	44	0	1	0	1	0
受療行動調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
地域保健・健康増進事業報告	一般			12	12	0	0	0	0	0
衛生行政報告例	一般			1	1	0	0	0	0	0
社会福祉施設等調査	一般			12	10	2	0	0	0	0
介護サービス施設・事業所調査	一般			10	9	1	2	0	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般			1	1	0	10	2	8	0
21世紀成年者縦断調査	一般			1	1	0	4	0	4	0
中高年者縦断調査	一般			1	1	0	5	1	4	0
社会医療診療行為別調査	一般			0	0	0	1	0	1	0
介護給付費等実態調査	一般			0	0	0	2	0	2	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般			1	1	0	9	1	8	0
雇用動向調査	一般			0	0	0	2	0	2	0
雇用の構造に関する実態調査(就業形態の多様化に関する総合実態調査)	一般			1	1	0	0	0	0	0
雇用の構造に関する実態調査(派遣労働者実態調査)	一般			1	1	0	0	0	0	0
雇用の構造に関する実態調査(パートタイム・有期雇用労働者総合実態調査)	一般			2	2	0	0	0	0	0
雇用の構造に関する実態調査(転職者実態調査)	一般			1	1	0	0	0	0	0
賃金引上げ等の実態に関する調査	一般			1	1	0	0	0	0	0
就労条件総合調査	一般			0	0	0	2	0	2	0

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査名	基幹・一般							
労働災害動向調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
労使関係総合調査(労働組合基礎調査)	一般	42	39	3	0	0	0	0
労使関係総合調査(労使コミュニケーション調査)	一般	0	0	0	1	0	1	0
労働安全衛生調査(実態調査)	一般	0	0	0	2	0	2	0
院内感染対策サーベイランス	一般	0	0	0	1	0	1	0
歯科疾患実態調査	一般	0	0	0	2	1	1	0
国民健康・栄養調査	一般	10	10	0	11	0	11	0
雇用均等基本調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
被保護者調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
家庭の生活実態及び生活意識に関する調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
介護事業実態調査(介護事業経営概況調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
介護事業実態調査(介護事業経営実態調査)	一般	1	1	0	0	0	0	0
社会保障・人口問題基本調査(出生動向基本調査)	一般	0	0	0	2	0	2	0
社会保障・人口問題基本調査(人口移動調査)	一般	0	0	0	4	0	4	0
無医地区等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
無歯科医地区等調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
国民年金被保険者実態調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
社会保障生計調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
福祉行政報告例	一般	0	0	0	1	0	1	0
農林水産省		57	54	3	16	1	14	1
農業経営統計調査	基幹	1	0	1	6	0	5	1
農林業センサス	基幹	7	5	2	4	0	4	0
漁業センサス	基幹	0	0	0	1	0	1	0
作物統計調査	基幹	0	0	0	1	0	1	0
海面漁業生産統計調査	基幹	7	7	0	1	0	1	0
木材統計調査	基幹	12	12	0	0	0	0	0
牛乳乳製品統計調査	基幹	23	23	0	0	0	0	0
漁業経営統計調査	一般	0	0	0	1	1	0	0
青果物卸売市場調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
水産物流通調査	一般	3	3	0	0	0	0	0
新規就農者調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
集落農業実態調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
6次産業化総合調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
特用林産物生産統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
経済産業省		651	598	53	53	1	52	0
経済構造実態調査	基幹	223	213	10	13	0	13	0
経済センサス・活動調査	基幹	231	212	19	13	0	13	0
商業動態統計調査	基幹	12	12	0	0	0	0	0
経済産業省企業活動基本調査	基幹	25	24	1	10	0	10	0
経済産業省生産動態統計調査	基幹	84	62	22	0	0	0	0
経済産業省特定業種石油等消費統計調査	基幹	0	0	0	3	0	3	0
ガス事業生産動態統計調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
特定サービス産業動態統計調査	一般	2	1	1	0	0	0	0
海外事業活動基本調査	一般	12	12	0	6	0	6	0
海外現地法人四半期調査	一般	1	1	0	1	0	1	0
情報通信業基本調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
工場立地動向調査	一般	57	57	0	1	0	1	0
エネルギー消費統計調査	一般	0	0	0	3	1	2	0
知的財産活動調査	一般	0	0	0	1	0	1	0
中小企業実態基本調査	一般	1	1	0	2	0	2	0
国土交通省		229	228	1	47	3	17	27
建築着工統計調査	基幹	39	39	0	1	0	0	1
港湾調査	基幹	2	2	0	0	0	0	0
造船造機統計調査	基幹	17	17	0	0	0	0	0
鉄道車両等生産動態統計調査	基幹	8	8	0	0	0	0	0
自動車輸送統計調査	基幹	0	0	0	1	0	0	1
大都市交通センサス	一般	1	1	0	1	0	0	1
航空輸送統計調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国都市交通特性調査	一般	1	1	0	3	2	1	0
パーソントリップ調査	一般	59	59	0	23	0	9	14
全国貨物純流動調査	一般	10	10	0	2	0	0	2
住生活総合調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	一般	12	12	0	3	0	1	2
航空旅客動態調査	一般	7	7	0	2	0	0	2
航空貨物動態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
国際航空旅客動態調査	一般	6	6	0	2	0	0	2
国際航空貨物動態調査	一般	3	3	0	0	0	0	0
マンション総合調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
建築物リフォーム・リニューアル調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
バルク貨物流動調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
ユニットロード貨物流動調査	一般	7	7	0	1	0	0	1
旅行・観光消費動向調査	一般	2	2	0	0	0	0	0
宿泊旅行統計調査	一般	39	38	1	2	1	1	0
訪日外国人消費動向調査	一般	6	6	0	5	0	4	1
幹線旅客流動実態調査	一般	1	1	0	0	0	0	0
全国道路・街路交通情勢調査	一般	1	1	0	0	0	0	0

区分		第33条第1項 第1号	統計の 作成等	名簿作成	第33条第1項 第2号	公的機関 (規則第11 条第1項 第1号)	調査研究 (規則第11 条第1項 第2号)	特別な事由 (規則第11 条第1項 第3号)
統計調査名	基幹・一般							
環境省		10	10	0	5	1	4	0
大気汚染物質排出量総合調査	一般	5	5	0	0	0	0	0
家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態 調査 試験調査	一般	2	2	0	1	0	1	0
家庭部門のCO2排出実態統計調査	一般	3	3	0	4	1	3	0
合計		2,339	2,265	74	352	21	300	31
(参考) 内訳(提供先)								
国		197	185	12	11	0	11	0
地方公共団体		2,001	1,941	60	0	0	0	0
大学		28	28	0	275	17	258	0
独立行政法人等その他		113	111	2	66	4	31	31

(注1) 令和5年度中に利用を開始したものの件数であり、令和4年度以前から継続して利用しているものは含まない。

また、統廃合された統計調査を含んだ件数となっている。

(注2) 提供先の属性(国、地方公共団体、大学、独立行政法人等その他の別)について、国立大学法人は、「大学」に含まれる。

また、機関に所属する者が個人として統計法第33条第1項第2号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めている。

(注3) 1件の申出で複数の利用目的に該当するものについては、利用目的ごとに件数を計上している。

資料16 法第33条の2の規定に基づく調査票情報の提供(実績)(令和5年度(2023年度))

区分		学術研究の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第1号)					高等教育の発展に資すると認められる場合 (規則第19条第1項第2号)
統計調査名	基幹・一般		(1) 大学等・公益法人が行う調査研究	(2) 教員等が行う調査研究	(3) 大学等・公益法人が公募により補助する調査研究	(4) 特別な事由	
こども家庭庁		1	0	1	0	0	0
こども・若者の意識と生活に関する調査	一般	1	0	1	0	0	0
総務省		4	0	3	1	0	0
社会生活基本調査	基幹	1	0	0	1	0	0
経済センサス・活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
家計調査	基幹	1	0	1	0	0	0
全国家計構造調査	基幹	1	0	1	0	0	0
財務省		1	0	1	0	0	0
法人企業統計調査	基幹	1	0	1	0	0	0
厚生労働省		2	2	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査(平成13年出生児)	一般	1	1	0	0	0	0
21世紀出生児縦断調査(平成22年出生児)	一般	1	1	0	0	0	0
経済産業省		1	0	1	0	0	0
経済センサス・活動調査	基幹	1	0	1	0	0	0
合 計		9	2	6	1	0	0
(参考) 内訳(提供先)							
大学等		9	2	6	1	0	0
公益法人等		0	0	0	0	0	0
その他		0	0	0	0	0	0

(注1) 令和5年度中に利用を開始したものの件数であり、令和4年度以前から継続して利用しているものは含まない。

(注2) 機関に所属する者が個人として統計法第33条の2第1項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料 17 「調査票情報の二次利用及び提供」の活用事例 (令和 5 年度 (2023 年度))

令和 5 年度における調査票情報の二次利用の件数は、117 調査に係る 671 件となっている。

国の行政機関が、公的機関等へ調査票情報を提供した件数（法第 33 条第 1 項第 1 号に該当するもの）は、109 調査に係る 2,339 件（提供先別の内訳は、国：197 件、地方公共団体：2,001 件、大学：28 件、独立行政法人等その他：113 件）となっており、公的機関等が行う統計の作成等と同等の公益性を有する統計の作成等として総務省令で定めるものを行う者への提供件数（法第 33 条第 1 項第 2 号に該当するもの）は、89 調査に係る 352 件（提供先別の内訳は、国：11 件、大学：275 件、独立行政法人等その他：66 件）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 1 のとおり、各種政策の立案等に係る基礎資料として活用されており、①白書や年次報告書等の作成のために用いる場合、②審議会等で利用する資料作成のために用いる場合、③国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合、④統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）等に分類できる。

- (注 1) 提供先別の内訳について、機関に所属する者が法第 33 条第 1 項第 2 号の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合も、所属する機関の分類に含めて整理している。
- (注 2) 法改正後の調査票情報の利用実績については、ミクロデータ利用ポータルサイト（miripo）を参照。
(<https://www.e-stat.go.jp/microdata/jisseki>)
- (注 3) 法改正前のオーダーメード集計及び匿名データを利用した研究事例については、(独) 統計センターＨＰを参照。
(<https://www.nstac.go.jp/use/archives/jisseki/>)
- (注 4) 指定地方公共団体（令和 6 年 3 月末現在で、47 都道府県及び 20 指定都市）が実施した統計調査に係る調査票情報については、当該地方公共団体の条例の規定に基づき二次利用等が行われている。

表1 「調査票情報の二次利用及び提供」の具体例（令和5年度）

(所管府省等) 統計調査名	提供先 (注1)	調査票情報の利用目的	
		類型 (注2)	概要 (注3)
(内閣官房)			
人々のつながりに関する基礎調査	—	統計調査	孤独・孤立の実態把握に関する研究会において、過去調査の振り返り（取りまとめ）、令和5年調査計画の策定及び調査結果の的確な分析を行うために利用
(内閣府)			
企業行動に関するアンケート調査	大学	その他	マクロ経済政策の効果と家計・企業行動の変化に関する実証分析のために利用
(総務省)			
経済センサス - 活動調査	—	その他	令和8年経済センサス活動調査の検討に資する資料作成のために必要とする事項の集計を行うために利用
国勢調査	大学	その他	日本の大都市圏における移民の居住分布と居住分断の状況を経時的に把握し、移民集住地域の類型を明らかにし、移民の都市圏内移動研究の土台としての基礎資料を得るために利用（※）
社会生活基本調査	独立行政法人等その他	その他	高齢者に対して親族が行っている支援の量（時間）の把握及び頼れる親族がない高齢者の数を推計するために利用（※）
(財務省)			
法人企業統計調査	大学	その他	機関投資家と経営者との間で、企業の持続的成長に資する公正・合理的な交渉の実現可能性について検討するために利用（※）
(文部科学省)			
学校基本調査	地方公共団体	統計調査	域内の学校に対し、子供の生活実態を把握することを目的とした調査を実施するための調査名簿を作成するために利用
児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査	—	その他	いじめ防止対策推進法第28条第1項に規定する「重大事態」の発生校数・件数等のうち、国公私別学校種別等の内訳を算出するために利用
(厚生労働省)			
人口動態調査	大学	その他	市区町村主体で行われる出産前後及び乳児期の全母子を対象とする母子保健行政サービスと母子健康指標との関連を明らかにするために利用（※）
国民生活基礎調査	—	白書	我が国における自殺の概況及び自殺対策の実施状況を説明する令和5年版自殺対策白書の作成のため、国民生活基礎調査の調査票情報を利用し、自殺の背景にある社会的な影響の分析を行うために利用
医療施設調査	地方公共団体	基本計画	外来医療計画を策定するため、当該調査票情報を利用し、外来医療に関する区市町村別の状況を把握することで、外来医療計画における地域の外来医療機能の可視化を行うために利用

(農林水産省)			
農林業センサス	—	その他	今後の農業政策の方向性の検討に向けた農地生産構造の現状分析のために利用
牛乳乳製品統計調査	地方公共団体	統計調査	県の生乳生産量及び牛乳生産量について月別の生産量を把握し、県鉱工業生産指数を算出する基データとして利用するほか、当県農林水産部畜産振興課内の統計資料として、県内の畜産振興を図るために各種政策立案に用いるために利用
(経済産業省)			
経済センサス - 活動調査	大学	その他	社会経済的属性によって、世帯と就業に関する類型化を行った上で、個々人の就業選択や地域移動に影響を及ぼす社会経済的要因を明らかにするために利用(※)
経済産業省企業活動基本調査	—	その他	企業規模や産業別の異質性を考慮し、産業構造の改善に資する政策の企画・立案に向けた分析を行うために利用
経済構造実態調査	大学	その他	産業内企業・事業所間の環境生産性、異質性及びその要因について分析する基礎資料を得るために利用
(国土交通省)			
パーソントリップ調査	地方公共団体	その他	本調査の調査票情報から集計した属性分類別の統計データを利用して、基礎自治体における極小領域の将来人口推計の基礎資料として用いるために利用
全国輸出入コンテナ貨物流動調査	—	その他	境港産背後圏の農林水産物・食品の輸出実態を把握するための基礎資料として、輸出コンテナ流動の実態を把握するために利用
宿泊旅行統計調査	地方公共団体	審議会	調査票情報を用いて、市内宿泊客数を算出し、その変動を分析することで、市が取組む各種観光事業の評価・改善に活用するために利用
(環境省)			
大気汚染物質排出量総合調査	地方公共団体	統計調査	市域の最終エネルギー消費量及び温室効果ガス排出量を算定するために利用

(注1)「提供先」が統計調査の所管府省と同一の場合（調査票情報の二次利用の場合）は、「—」としている。

(注2) 主として用いられている「類型」は以下のとおり。

- ・白書：白書や年次報告書等の作成のために用いる場合
- ・審議会：審議会等で利用する資料作成のために用いる場合
- ・基本計画：国政・地方行政の各種基本計画等の作成に用いる場合
- ・統計調査：統計調査等のために用いる場合（統計調査の名簿作成及びプレプリント、調査手法や推計方法等の検討、加工統計（国民経済計算、県民経済計算等）の作成等）
- ・その他：上記以外

（複数に該当する場合もあるが、本表では主なもののみを記載）

(注3) オンサイト利用の事例は概要欄に「(※)」を付している。

また、法第 33 条の 2 第 1 項に基づき調査票情報を提供した件数は、9 調査に係る 9 件（提供先は全て大学等）となっている。

具体的な利用目的等の例は、表 2 のとおりである。

表 2 「法第 33 条の 2 に基づく調査票情報の提供」の具体例（令和 5 年度）

(所管府省等) 統計調査名	提供先	調査票情報の利用目的
(こども家庭庁)		
こども・若者の意識 と生活に関する調査	大学等	孤独感やひきこもり状態、自己認識などの要因を分析することで、高齢者だけでなく若年層も含めた幅広い年齢層を対象とし地方部と都市部の比較を通じて社会的孤立の多面的な側面を明らかにするために利用
(総務省)		
家計調査	大学等	行政の個票調査（家計調査）と民間 POS データ等を直接比較し、また、統合利用することで、上記の課題及び活用可能性について学術的に明らかにするために利用
(財務省)		
法人企業統計調査	大学等	多くの産業や個人消費と深い関わりがあり、社会や文化面でも重要な集客エンタメ産業に関し、詳細な動向を捉える指標を作成し、時系列的な変動の要因やマクロ的な経済事象の影響を分析するために利用
(厚生労働省)		
21 世紀出生児縦断 調査（平成 13 年出 生児）	大学等	生後 6 か月までの母乳栄養の有無と 2 歳 6 か月までの腸重積症発症の関連について検討することを目的に研究を実施するために利用

（注）機関に所属する者が個人として統計法第 33 条の 2 第 1 項の規定に基づき調査票情報の提供を受ける場合は、所属する機関の分類に含めている。

資料18 オーダーメード集計及び匿名データの利用可能な統計調査【統計調査所管府省、日本銀行の報告事項】

(1)オーダーメード集計の利用可能な統計調査

府省等名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	統計調査名	提供対象	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
内閣府	法人企業景気予測調査 (財務省と共管)	平成16年4~6月期 ~令和6年1~3月期	3	44	3	47	3	50	3	52
	消費動向調査	平成16年度~令和4年度	1	15	1	16	1	17	1	19
	企業行動に関するアンケート調査	平成18年度~令和2年度	1	13	1	14	1	15	1	15
			10	134	10	138	10	141	10	145
総務省	地方公務員給与実態調査	平成30年	0	0	0	0	0	0	0	1
	国勢調査	昭和55年、60年、平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	8	1	8	1	8	1	8
	住宅・土地統計調査	昭和53年、58年、63年、平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	8	1	9	1	9	1	9
	労働力調査	昭和55年1月~令和4年12月 (月次調査)	1	39	1	40	1	41	1	42
	就業構造基本調査	昭和54年、57年、62年、平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	9	1	9	1	9	1	9
	社会生活基本調査	昭和56年、61年、平成3年、8年、13年、18年、23年、28年、令和3年	1	8	1	8	1	8	1	9
	経済センサス・基礎調査	平成26年、令和元年	1	1	1	1	1	1	2	1
	経済センサス・活動調査	平成24年、平成28年	1	1	1	1	1	1	1	2
	家計調査	昭和56年1月~令和4年12月 (月次調査)	1	38	1	39	1	40	1	41
	全國家計構造調査 (全国消費実態調査)	平成6年、11年、16年、21年、26年	1	5	1	5	1	5	1	5
財務省	家計消費状況調査	平成14年1月~令和4年12月 (月次調査)	1	17	1	18	1	19	1	20
			2	52	2	54	2	56	2	58
	年次別法人企業統計調査	昭和58年度~令和4年度	1	36	1	37	1	38	1	39
文部科学省	法人企業景気予測調査 (内閣府と共管)	平成16年4~6月期 ~令和6年1~3月期	1	16	1	17	1	18	1	19
			1	7	1	7	1	7	1	7
厚生労働省	学校基本調査	平成20年度~26年度	1	7	1	7	1	7	1	7
			5	40	5	45	5	47	5	50
	人口動態調査(出生票、死亡票)	平成19年~令和3年	1	11	1	12	1	13	1	14
	医療施設(静態)調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	3	1	4	1	4	1	4
	患者調査	平成20年、23年、26年、29年、令和2年	1	3	1	4	1	4	1	5
農林水産省	毎月労動統計調査(特別調査)	平成21年~令和元年、3年、4年	1	10	1	11	1	11	1	12
	賃金構造基本統計調査	平成18年~令和4年	1	13	1	14	1	15	1	16
			5	31	5	43	5	47	5	50
	農業経営統計調査	平成20年~令和4年	1	9	1	11	1	12	1	13
	農林業センサス	平成2年、7年、12年、17年、22年、27年、令和2年	1	3	1	6	1	7	1	7
経済産業省	漁業センサス	平成15年、20年、25年、30年	1	3	1	4	1	4	1	4
	海面漁業生産統計調査	平成19年~令和3年	1	10	1	12	1	13	1	14
	木材統計調査(製材月別統計調査)	平成23年~令和5年	1	6	1	10	1	11	1	12
			1	11	1	12	1	13	1	14
	経済産業省企業活動基本調査	平成20年調査(平成19年実績) ~令和4年調査(令和3年実績)	1	11	1	12	1	13	1	15
国土交通省			1	10	1	11	1	12	1	13
	建築着工統計調査	平成21年4月~令和5年3月 (月次調査)	1	10	1	11	1	12	1	13
環境省			2	2	2	3	2	4	2	5
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計 に係る実態調査 全国試験調査	平成28年10月~27年9月	1	1	1	1	1	1	1	1
	家庭部門のCO2排出実態統計調査 (家庭CO2統計)	平成29年度~令和3年度	1	1	1	2	1	3	1	4
(国の行政機関)小計			29	315	29	343	29	359	29	375
日本銀行			1	16	1	17	1	18	1	19
	平成16年3月調査以降、受付 時点に公表済みの各調査回 (最新調査回を除く)		1	16	1	17	1	18	1	19
合計			30	331	30	360	30	377	30	394
			31	417					31	

(注)共管調査(複数の府省が共同で行う調査)については、共管の府省にそれぞれ計上しているため、各府省ごとの件数と合計は一致しない。

(2) 匿名データの利用可能な統計調査

府省名	令和元年度		2年度		3年度		4年度		5年度	
	統計調査名	提供対象	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数	統計調査数	年次単位の提供数
総務省	国勢調査	平成12年、17年、22年、27年、令和2年	6	45	6	50	6	58	6	60
	住宅・土地統計調査	平成5年、10年、15年、20年、25年、30年	1	4	1	4	1	4	1	5
	労働力調査	平成元年1月~令和3年12月 (月次調査)	1	24	1	29	1	31	1	32
	就業構造基本調査	平成4年、9年、14年、19年、24年、29年	1	4	1	4	1	6	1	6
	全國家計構造調査 (全国消費実態調査)	平成元年、6年、11年、16年、21年、26年	1	4	1	4	1	6	1	6
	社会生活基本調査	平成3年、8年、13年、18年、23年、28年	1	4	1	4	1	6	1	6
			1	7	1	7	1	8	1	8
厚生労働省	国民生活基礎調査	平成7年、10年、13年、16年、19年、22年、25年、28年	1	7	1	7	1	8	1	8
	賃金構造基本統計調査	平成29年、30年、令和元年	0	0	0	0	0	0	1	3
	合計		7	52	7	57	7	66	7	68

資料19 オーダーメード集計及び匿名データの提供(実績)

(1)オーダーメード集計の提供実績

府省名	統計調査名	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
内閣府	企業行動に関するアンケート調査	1	0	1	0	1	8
	法人企業景気予測調査(財務省と共管)	0	0	0	0	0	0
	消費動向調査	1	0	1	0	1	7
総務省	国勢調査	25	14	18	10	7	210
	住宅・土地統計調査	13	4	3	2	3	88
	労働力調査	2	2	4	3	1	33
	就業構造基本調査	1	0	2	1	0	12
	社会生活基本調査	7	2	2	0	3	36
	経済センサス-基礎調査	0	1	1	3	1	14
	経済センサス-活動調査	0	2	1	0	0	3
	家計調査	3	2	3	0	0	21
	全国家計構造調査(全国消費実態調査)	0	1	1	1	0	8
	家計消費状況調査	0	0	3	0	0	3
財務省	年次別法人企業統計調査	0	0	0	0	0	1
	法人企業景気予測調査(内閣府と共管)	0	0	0	0	0	0
	学校基本調査	0	0	0	0	0	1
厚生労働省	人口動態調査	0	2	1	2	3	32
	医療施設(静態)調査	2	1	2	2	1	17
	患者調査	0	0	0	0	0	0
	毎月勤労統計調査(特別調査)	0	0	0	0	0	0
	賃金構造基本統計調査	0	0	0	0	1	9
農林水産省	農業経営統計調査	0	0	1	1	2	4
	農林業センサス	0	0	0	0	0	0
	漁業センサス	0	0	1	0	0	1
	海面漁業生産統計調査	0	0	0	0	0	0
	木材統計調査(製材月別統計調査)	0	0	0	0	0	0
経済産業省	経済産業省企業活動基本調査	0	0	0	0	0	0
	建築着工統計調査	5	3	4	7	7	36
国土交通省	建築着工統計調査	5	3	4	7	7	36
	家庭からの二酸化炭素排出量の推計に係る実態調査 全国試験調査	1	1	0	0	1	3
環境省	家庭部門のCO2排出実態統計調査(家庭CO2統計)	1	0	0	0	0	1
	(国)の行政機関)小計	34	19	26	20	21	292
日本銀行	短観(全国企業短期経済観測調査)	1	0	0	1	0	3
	合計	35	19	26	21	21	295

(注1) 利用目的は、平成25年度の就業構造基本調査(1件)、28年度の消費動向調査(1件)、29年度の就業構造基本調査(2件)、令和3年度の就業構造基本調査(1件)及び5年度の建築着工統計調査(1件)に係る利用が教育目的(高等教育目的)、令和元年度の住宅・土地統計調査(1件)、就業構造基本調査(1件)及び建築着工統計調査(2件)に係る利用が官民データ統計利活用事業目的、令和3年度の住宅・土地統計調査(2件)、建築着工統計調査(4件)、4年度の建築着工統計調査(6件)及び5年度の就業構造基本調査(1件)、消費動向調査(1件)、建築着工統計調査(5件)に係る利用がデジタル社会形成統計利活用事業目的である。その他の利用は全て学術研究目的である。

平成30年の統計法改正(令和元年5月1日施行)により、オーダーメード集計の利用目的が、大学等の「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。

(注2) 各府省及び日本銀行の各年度の提供件数の合計値、小計欄の数値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して、令和元年度、3年度及び5年度は複数の統計調査に係る提供があり、各統計調査にそれぞれ計上しているため、当該年度について、各統計調査の提供件数の合計と上記の申出ごとに計上した数値は必ずしも一致しない。

(注3) 累計欄の数値は、平成21年度以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
合計	36	19	28	21	22	305

(2) 匿名データの提供実績

府省名	統計調査名	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
総務省		17	22	15	35	29	438
	学術研究目的	16	20	13	33	24	401
	教育目的(高等教育目的)	1	1	2	2	5	36
	国際比較統計利活用事業目的	0	1	0	0	0	1
	(参考)統計調査ごとに計上した場合の小計	19	28	20	41	33	529
	学術研究目的	18	24	17	36	27	472
	教育目的(高等教育目的)	1	3	3	5	6	56
	国際比較統計利活用事業目的	0	1	0	0	0	1
	国勢調査	2	9	5	6	2	40
	学術研究目的	2	8	4	5	0	35
	教育目的(高等教育目的)	0	1	1	1	2	5
	住宅・土地統計調査	3	2	0	2	1	30
	学術研究目的	3	1	0	2	1	26
	教育目的(高等教育目的)	0	1	0	0	0	4
	労働力調査	1	1	1	2	1	22
	学術研究目的	1	0	1	1	1	17
	教育目的(高等教育目的)	0	0	0	1	0	4
	国際比較統計利活用事業目的	0	1	0	0	0	1
	就業構造基本調査	5	8	4	9	8	131
	学術研究目的	5	8	3	8	6	111
	教育目的(高等教育目的)	0	0	1	1	2	20
	社会生活基本調査	3	5	4	15	15	161
	学術研究目的	3	5	4	14	13	150
	教育目的(高等教育目的)	0	0	0	1	2	11
	全国家計構造調査	5	3	6	7	6	145
	学術研究目的	4	2	5	6	6	133
	教育目的(高等教育目的)	1	1	1	1	0	12
厚生労働省		9	10	6	11	10	98
	学術研究目的	7	8	6	9	5	84
	教育目的(高等教育目的)	2	1	0	2	5	13
	国際比較統計利活用事業目的	0	1	0	0	0	1
	国民生活基礎調査	9	10	6	11	10	98
	学術研究目的	7	8	6	9	5	84
	教育目的(高等教育目的)	2	1	0	2	5	13
	国際比較統計利活用事業目的	0	1	0	0	0	1
	合計	26	32	21	46	39	536
	学術研究目的	23	28	19	42	29	485
	教育目的(高等教育目的)	3	2	2	4	10	49
	国際比較統計利活用事業目的	0	2	0	0	0	2

(注1) 平成30年の統計法改正(令和元年5月1日施行)により、匿名データの利用目的が、「高等教育目的」によるものから、高等学校等の「教育目的」によるものまで拡大された。それに伴い、提供件数として計上する利用目的のうち、「教育目的(高等教育目的)」については、改正法の施行日以降、上記拡大された目的まで含んだものとしている。

(注2) 利用目的について、官民データ統計利活用事業及びデジタル社会形成統計利活用事業目的は提供実績がないため、記載していない。

(注3) 各省の各年度の提供件数の合計値及び合計欄の数値は申出ごとに計上しているが、1件の申出に対して複数の統計調査に係る匿名データの提供を行ったものがあるため、総務省の各統計調査の提供件数の合計と申出ごとに計上した数値は一致しない。

(注4) 累計欄の数値は、平成21年度以降の申出ごとに計上した提供件数の累計である。

(参考)統計調査ごとに計上した場合の提供件数の合計

区分	令和元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	累計
合計	28	38	26	52	43	627
学術研究目的	25	32	23	45	32	556
教育目的(高等教育目的)	3	4	3	7	11	69
国際比較統計利活用事業目的	0	2	0	0	0	2
デジタル社会形成統計利活用事業目的 (官民データ統計利活用事業目的)	0	0	0	0	0	0

点検・評価の実施状況（令和5年度）

資料20

- 各府省は、点検・評価ガイドラインに基づき、所管統計の数やその特性、調査周期を考慮して点検・評価実施計画を策定し、計画的に実施
- 令和5年度に76調査を実施しており、6年度(は)126調査の点検・評価を実施予定

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数		点検・評価実施数（令和5年度）		点検・評価実施予定（6年度）	
	基幹統計調査	一般統計調査	基幹統計調査	一般統計調査	基幹統計調査	一般統計調査
内閣官房	1	—	1	—	1	—
人事院	4	—	4	3	—	3
内閣府	13	—	13	4	—	5
総務省	24	15	9	0	0	5
財務省	7	2	5	1	0	5
文部科学省	22	4	18	4	1	1
厚生労働省	87	7	80	20	3	44
農林水産省	40	7	33	18	3	33
経済産業省	23	8	15	6	1	6
国土交通省	63	9	54	18	5	15
環境省	6	—	6	1	—	0
その他	11	—	11	0	—	※6
小計	301	52	249	76	13	126
うち共管	6	2	4	1	0	5
合計	295	50	245	76	13	126

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計の統計調査数(は)今後変更があり得る)
※「その他」の内訳は、個人情報保護委員会が1、消費者庁が1、こども家庭庁が4である。

点検・評価の実施状況（令和2年度からの総数）

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数（令和2~5年度）			※4年6か月	点検実施・予定期数（令和2~6年度）	
	基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査	基幹調査		基幹調査	一般調査
内閣官房	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事院	4	-	4	3	-	3	6	-	6
内閣府	13	-	13	21	-	21	26	-	26
総務省	24	15	9	22	13	9	27	18	9
財務省	7	2	5	6	2	4	7	3	4
文部科学省	22	4	18	22	4	18	30	5	25
厚生労働省	87	7	80	56	11	45	100	14	86
農林水産省	40	7	33	92	15	77	125	21	104
経済産業省	23	8	15	27	8	19	33	12	21
国土交通省	63	9	54	60	11	49	75	13	62
環境省	6	-	6	6	-	6	6	-	6
その他	11	-	11	0	-	0	※6	-	※6
小計	301	52	249	316	64	252	442	86	356
うち共管	6	2	4	5	2	3	10	4	6
合計	295	50	245	316	64	252	442	86	356

府省等名	点検・評価実施対象の統計調査数			点検・評価実施数（令和2~5年度）			※4年6か月	点検実施・予定期数（令和2~6年度）	
	基幹調査	一般調査	※3年6か月	基幹調査	一般調査	基幹調査		基幹調査	一般調査
内閣官房	1	-	1	1	-	1	1	-	1
人事院	4	-	4	3	-	3	6	-	6
内閣府	13	-	13	21	-	21	26	-	26
総務省	24	15	9	22	13	9	27	18	9
財務省	7	2	5	6	2	4	7	3	4
文部科学省	22	4	18	22	4	18	30	5	25
厚生労働省	87	7	80	56	11	45	100	14	86
農林水産省	40	7	33	92	15	77	125	21	104
経済産業省	23	8	15	27	8	19	33	12	21
国土交通省	63	9	54	60	11	49	75	13	62
環境省	6	-	6	6	-	6	6	-	6
その他	11	-	11	0	-	0	※6	-	※6
小計	301	52	249	316	64	252	442	86	356
うち共管	6	2	4	5	2	3	10	4	6
合計	295	50	245	316	64	252	442	86	356

各府省等の点検・評価実施計画、総務省に対する点検・評価結果の提出状況及び令和4年度に実施した基幹統計にに関する「点検・確認」の結果に基づき作成（点検・評価実施計画の随時見直しにより点検・評価実施対象の統計調査数等は今後変更があり得る）

※「その他」の内訳は、個人情報保護委員会が1、消費者庁が1、こども家庭庁が4である。

点検・評価を通じた課題等の改善例（1/3）

資料21

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成（実施済み・検討中を問わない）

1 業務の標準化等を図るための業務マニュアルの整備・改善

- ① 統計委員会建議等を踏まえ、遅延調査票の取扱いを業務マニュアルに明記
- ② 調査事項や集計事項を変更する際の変更管理の手順等を整理し、業務マニュアルに記載
- ③ 地方公共団体、地方部局の調査担当者が使用する業務マニュアルの整備・改善等
- ④ 担当者の異動等に影響されず円滑に調査を継続できるよう、業務マニュアルの整備に着手

2 品質表示の充実

- 欠測値補完等の処理方法をホームページ上に掲載

3 統計調査を取り巻く環境の変化等に応じた調査項目・集計項目等の見直し

- ① 法改正等への対応のため、調査項目や集計項目を見直し
- ② 利活用の状況や、報告者負担の軽減、的確な回答の確保等の観点を踏まえ、調査項目や調査票の構成等を改善
- ③ 調査効率化のため、行政データ等の活用による調査項目の縮減

点検・評価を通じた課題等の改善例（2/3）

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成（実施済み・検討中を問わない）

4 報告者等の負担軽減や業務の効率化等を図るためにデジタル技術の活用

- ① 報告者負担軽減、調査効率化のため、オンラインによる回答を可能に
- ② 調査票の配布方法を郵送から電子メール送信に変更し、RPAを活用してメールの送受信等を自動化
- ③ 利活用状況を踏まえ、公表のデジタル化を進め、印刷物での公表を廃止

5 結果精度確保のための標本設計の見直し

- 調査結果の精度を確保するため、調査地区数を増加

6 業務委託・民間事業者の活用

- ① 職員の負担を軽減し、限られたリソースを有効活用するため実査業務を民間事業者に委託
- ② 統計精度の確保・向上のため、システムを用いたチエックの徹底を指示するなど、民間事業者に委託する業務の内容や、仕様書等を改善

点検・評価を通じた課題等の改善例（3/3）

■ 令和5年度の各府省の点検・評価結果等から作成（実施済み・検討中を問わない）

7 公表時期の遅延や集計作業の漏れ等への対応

- ① 公表予定期までに公表できなかつたことを踏まえ、再発防止のために、業務工程の見直しや、作業マニュアルの整備等を実施
- ② 点検・評価において調査計画上の集計項目の一部の未公表を把握したことを踏まえ、今後、全ての集計項目を公表するよう改善

※ 以上の改善例を含め、点検・評価結果には、「統計作成プロセス診断」による助言等を踏まえた見直し・改善についても盛り込まれている。

※ 各府省が行う点検・評価の結果については、統計法に基づく調査の変更承認申請や、総務省の審査においても活用・確認

（参考）統計法に基づき令和5年度に承認した統計調査（基幹統計調査及び一般統計調査）のうち、点検・評価の結果を踏まえ調査計画を変更しているものが16件（調査）程度

統計作成プロセス診断の実施状況（令和5年度）

資料22

■ 令和5年度 前半「方針及び要求事項の策定」

令和5年6月の統計委員会において、統計作成プロセス診断の方針（フレームワーク）及び要求事項を了承（同年7月28日に正式決定）

上記方針とあわせて、点検・評価のガイドラインの改定について政府部内で検討を行い、令和5年7月28日に「PDCAサイクルによる公的統計の品質確保・向上のためのガイドライン」を各府省で申合せ

■ 令和5年度 後半「統計作成プロセス診断の本格実施」

実施時期：令和5年10月～6年3月

対象調査：4つの基幹統計調査（5府省）

実施体制：統計監理官4人程度のチーム（2チーム）で診断を実施

【診断の手順・流れ（概ね3か月程度）】

事前準備

- 業務マニュアル等資料の入手
- 要求事項に沿って入手資料の内容確認・整理
- ヒアリング前打合せ（ヒアリング事項の検討等）
- 実地ヒアリングによるヒアリング（要求事項への適合状況の確認等）
- 書面等による追加確認
- ヒアリング後打合せ（好事例や助言・支援の可能性の検討等）

診断内容の取りまとめ・通知

- 実地ヒアリング等の整理
- 診断担当チーム以外の統計監理官との打合せ（ピアレビュー）
- 診断を踏まえた助言等の通知
- 診断の実施方法の改善点等の検討・整理

※ 統計作成府省は、点検・評価結果における助言等を活用した改善の方向性等を盛り込んだ上で、
点検・評価結果を総務省に提出し、e-Statに掲載

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

資料23

■ プロセス診断を踏まえて 助言等 を行った主な事例（1 / 4）

＜マネジメントの充実、業務マニュアルの整備等＞

① 実施機関の連携強化を図るためのマネジメントの充実、業務マニュアルの充実等

多数の関係者が携わる大規模な調査において、関係者の役割分担の誤認等が生じていた事例、業務マニュアルは整備されているが各プロセスの作業手順等の記載に留まっていた事例等について

- 多数の関係者が携わる統計作成プロセスでは、関係機関相互の役割分担を明確にし、コミュニケーションを密にしながらマネジメントの充実を図るとともに、個々の関係者が、各プロセス・作業の目的や意義を十分に理解して携わることが重要である。
- このため、業務マニュアル、仕様書等において、各プロセスや作業の目的、意義、前工程及び後工程に繋がる情報・影響を明記することや、各チーム間でやりとりされた情報も含めた業務の全体像に、各プロセスの実施主体（受託等機関を含む）の責任範囲や役割分担、各プロセスでシステムが担う範囲などを示した「ワークフロー図」を加えるなど、業務マニュアルの更なる充実を図っていくと良いのではないか。

② 地方局に共通するマニュアル等の整備、ノウハウの共有等

地方局が、調査対象者と調査票の配布、取集や督促、疑義照会等のやりとりを担っている事例について

- 各地方局に共通するマニュアル等がないため、事務手続や情報の取扱いがそれ異なる可能性があり、リスクの有無が不明確であるほか、ノウハウ等を共有することで事務の効率化や回収率向上を図ることができることもある。
- このため、全国で共通的・画一的に実施することが可能な手順の作成や、ノウハウやテクニックを共有すること、実務担当者を集めた会議を定期的に開催（オンライン含む）することなどが検討することなどが考えられるのではないか。

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

■ プロセス診断を踏まえて 助言等 を行った主な事例（2 / 4）

＜誤りを見出した場合の対応、不測の事態への対応等＞

③ 誤りを見出した場合の分析等の深掘り・充実について

〔公表数値の誤り訂正の事案への対応について〕

- 問題発生時の対応やその記録の残し方について、生じた事象を追うのみではなく、なぜ「その事象が起こったのか」を分析することが必要ではないか。
「ルールの誤解か」「ルールがなかつたのか」「ルールに従わなかつたのか」など、事象の背景を明らかにした上で対応策を検討し、今後の改善として資料に残すことが必要ではないか。
- また、再発防止策の検討等に際しては、何が不具合（不適合）なのかを明確にし、それについて「発生原因と流出原因」（注）に分けて原因分析し、個々の原因にに対応して再発防止策を検討することが有用ではないか。

（注）発生原因：その不適合製品は何故発生したか（製造段階での原因）

流出原因：何故最終検査を含む各種チェックを素通りし流出したのか（検査段階での原因）

④ 不測の事態を想定した対応の検討等

〔現在の業務・運用は安定的であり、問題や例外事項はあまり生じていないという事例について〕

- 安定的な業務・運用が、逆に体制や運用を固定化し、問題や課題発見の遅れ、変化に柔軟に対応できない等の可能性に留意する必要がある（ほか、問題発生時やヒヤリハットの際の例外事象への対応の記録を蓄積し、これらを踏まえた業務の見直し・改善に反映させる仕組み・手順等をあらかじめ定めておく必要があるのではない）か。
- 正確な回答の維持に向け、報告者の協力が得られないなど不測の事態が起きた際にも対応できるよう、あらかじめ対応（取扱い）や集計（推計）方法について検討を進めると良いのではないか。

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

■ プロセス診断を踏まえて 助言等 を行った主な事例（3 / 4）

＜システムの活用等＞

⑤ システム・プログラムの構築・活用について

〔審査・結果表の作成等に係るシステムを職員自らがプログラムをコーディング可能となりており、業務変更時などに柔軟に対応できる一方で、プロセスごとに順次プログラムを人手で起動し、処理していることから、ヒューマンエラーやヒヤリハットが起こり得る構造となつている事例について〕

- 最新の情報通信技術の動向や人材育成・予算等を考慮しつつ、
 - ① より効率的なシステムやプログラムがあれば、それらの導入を幅広に検討すること。
 - ② プログラムを用いた機械的チエックの導入や、人的リソースを考慮しつつ、ヒューマンエラーが起こりやすい箇所に対してダブルチエックの導入を検討するなど、ヒューマンエラーやヒヤリハット対策を工夫すること。
 - ③ これらを容易にするためにも、プログラムの要件を可視化していくこと。

⑥ 審査・集計プロセスの改善について

〔審査・集計プロセスで複数の関連システムを使用している事例について〕

- 審査・集計プロセスにおいて、調査対象に応じて2つのシステムを使用していることで、作業の手順が複雑になり、審査結果の反映やデータの統合等の際に問題が生じるおそれもある。
- このことから、次回調査に向けて、システムを統合するなど審査プロセスを見直すことを検討課題としてはどうか。

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

■ プロセス診断を踏まえて 助言等 を行った主な事例（4 / 4）

＜調査票（情報）の保存・管理等＞

⑦ 地方公共団体における調査票情報の管理等について

〔電子媒体での調査票データの受渡しにおいてヒヤリノハット事例が生じた事例について〕

- 地方公共団体からのオンラインによる報告システムが導入されているが、市区町村における導入は4割程度に留まっていることから、情報管理の観点からも有効であることを周知するなど、オンライン報告システムの利用拡大に向けて引き続き積極的に取り組んでいただきたい。

⑧ 記入済み調査票（調査票原稿）の保存について 〔委託先事業者による入力作業のため、統計作成府省で取集した調査票原本をやり取りしている事例について〕

- 紛失・盗難等のリスクを出来る限り低減するため、調査のデジタル化の検討と併せ、調査票原本は統計作成府省から移動せず、オンラインで調査票情報をやりとりするなどの工夫を中期的な視野を持つて検討する余地があるのではないか。

＜その他＞

⑨ 過去に統計委員会において審議された事項への対応など、ヒアリングを通じて把握した課題等を踏まえた助言

- 届出制度に基づく調査であつたことから、実質廃業の事業者が調査対象の母数に含まれていたために、回収率が実態よりも低く公表されている事例
- 調査対象者からの調査票の追送分を反映して結果表の数値を訂正する際に、「数値誤りの訂正」と称して公表している事例について、利用者・ユーザーの正確な認識・理解に資する表示・説明への改善を検討するよう助言

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例等** の主な事例（1 / 2）

① 品質向上のための組織体制の充実について

- 品質向上を専門とする体制が調査担当部署とは別に設置され、調査担当部署とコミュニケーションを密に行うとともに、標本設計やシステムについて知見を有する人材を特定部署に集約した上、調査担当部署を支援するなどの専門体制の整備・支援を行っている。

② 業務能力の向上に向けた教育・訓練の充実について

- 品質管理の基本となる人材の育成として、全ての職員を対象にした研修を実施するとともに、統計の作成のみならず、統計の利用・活用に関する内容を含め、目的やレベルに応じた多様な研修カリキュラムを用意するなどの工夫行っている。
- 調査業務に必要な知識・スキルについて、製表業務の理解に加え、調査対象となる企業の理解や、調査対象者とのコミュニケーション能力を挙げ、これらの点を重視して職員の能力向上を図っている。

③ 問題発生時や誤り発見に係る取組

- 全ての職員を対象とした研修や幹部向け研修を実施し、対応ルールの府省内への周知を徹底
- 直近の誤り訂正事例において、調査対象者からの問合せを契機に調査項目の定義(に認識誤りが生じていることを把握した後、速やかにその影響や原因を分析した上で、応急的な対応として「よくある解説集」を見直し調査対象へ周知するとともに、恒久対応として調査票の変更を申請するなどの再発防止策を講じた。
- 各所管統計の審査担当者を集めた連絡会議の開催や、府省内の委員会への報告などを通じて、誤り発生時の対応や再発防止策等について組織内で共有

統計作成プロセス診断の実績（令和5年度）

■ プロセス診断を通じて把握した **好事例等** の主な事例（2 / 2）

④ モニタリングシステムの活用

- 府省内共通のモニタリングシステムを導入し、出先機関、都道府県の状況を含め、複数の調査の進捗状況をプロセスごとに共有・管理することや、計画と実績の管理を可能としている（進捗遅れのアラート表示等）。

⑤ 審査・集計におけるチェックリストの活用

- 審査・集計において作業の漏れが無いよう、チェックリストを活用している。
(チェックリスト形式は、変更などの際にもどこを変えたか一目で分かりやすく、効果的)

⑥ その他改善に係る取組

- 日頃から政策部局のニーズをくみ取るとともに、毎年、統計調査の利活用の状況を整理し、調査対象者と直接やりとりをする出先機関の職員も含めて組織全体で共有している。
(統計の見直し・改善に役立つとともに、調査対象者の理解も高まることが期待できる)
- 統計の企画から公表、データ保管までの一連のプロセスを可視化し、標準的な業務マニュアルの位置付けとして「統計標準ガイドライン」を府省独自に整備し、関係部局に共有している。
また、府省内の全ての統計について業務マニュアルの整備状況を総点検するとともに、その結果を受けて、効率的に業務マニュアルの整備を進めるための府省内の統計共通の方針を示すことを検討している。

資料 24 令和 6 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議
(令和 5 年 (2023 年) 5 月 30 日)

(公印・契印省略)

統計委第 6 号
令和 5 年 5 月 30 日

総務大臣
松本 剛 明 殿

統計委員会委員長
椿 広 計

令和 6 年度における統計リソースの重点的な配分に関する建議

統計委員会は、令和 6 年度における統計リソース（予算・人員）の重点的な配分に関する考え方等を下記のとおり取りまとめたので、建議する。

記

1 令和 6 年度に統計リソースを重点的に配分すべき分野

(1) 第 IV 期基本計画の推進

「公的統計の整備に関する基本的な計画」（令和 5 年 3 月 28 日閣議決定）
(第 IV 期基本計画) に基づき、以下を重点的に取り組む必要がある。

(社会経済の変化に対応する公的統計の整備、国際比較可能性の向上)

経済のデジタル化の把握等に加え、引き続き産業連関表及び国民経済計算の SUT 体系への移行、四半期別 GDP 速報 (QE) の精度向上など、社会経済の変化に的確に対応する公的統計の整備を進める。また、令和 7 年（2025 年）をめどに国際連合で採択されることが見込まれる国民経済計算の新たな国際基準 (2025 SNA (仮称)) の策定プロセスへの積極的な関与、基準採択後できる限り速やかに導入するための検討の強化など、統計の国際比較可能性の向上に取り組む必要がある。

(品質の高い統計作成のための基盤整備)

統計の品質管理のための取組を本格化させる。このため、統計作成プロセスの標準化や信頼性の確保に資するシステムの整備、国・地方の統計職員の確保・育成など、品質の高い統計の作成のための基盤整備を早急に進めなければならない。

(統計データの利活用促進、正確かつ効率的な統計の作成)

E-BPMを推進する観点からも、統計データの利活用促進に取り組む必要がある。このため、e-Statの機能を充実させるとともに、調査票情報の二次的利用については、オンライン利用に係る拠点施設の充実及び統計調査の段階的な拡充、リモートアクセス方式の活用など高度にセキュリティを確保した調査票情報の提供などに取り組む。また、ビッグデータや行政記録情報の活用・研究など、多様な情報源の活用等による正確かつ効率的な統計作成にも取り組む必要がある。

(2) 業務の集中的な見直しの実施

以下については、上記(1)を行うとともに、公的統計のDXを推進するため、既存業務の抜本的な見直しが必要となる場合には、期間を定めてリソースを確保し、集中的な見直しを行わなければならない。

(公的統計のDX推進)

人工衛星データなど統計調査に代わるビッグデータ等の情報ソースの活用に向けた調査研究、統計調査を書面による作業を介さずにデジタルで完結させるための統計調査員のタブレット活用やシステムのクラウド化、回答数に占めるオンライン回答数の割合の目標（令和9年度までの5年間で、基幹統計調査の企業系調査では8割以上、世帯系調査では5割以上）達成を目指したシステムの改善など、あるいは地方統計機構の段階から取り組むべき公的統計の品質管理や利活用の強化などについては、これまでの取組の効果を把握し、効果が認められる場合には、集中的に推進すべきである。

(調査票情報の二次的利用に係るシステムや体制の整備)

調査票情報の二次的利用の提供に係る業務については、現在、専ら当該業務を行うためのシステムや体制がなく、いわば調査業務の付帯的な業務となっている。こうした実情を踏まえると、今後、提供の早期化を実現するためには、既存の提供プロセスや各府省のルールにとらわれることなく抜本的な業務の見直しを行いつつ、必要なリソースを確保し、当該業務を行うためのシステムや体制を整備する必要がある。

(業務改革、働き方改革の推進)

定型的業務の見直しや外部委託の活用推進などの対応を進めることにより職員が品質管理等の重要な業務プロセスに注力できる体制の整備、統計研修の受講の促進、府省別計画に沿った統計データアナリスト等の部内資格の取得、これらを活用した統計職員の専門性向上や活躍の場の拡大といった人材確保と育成のための取組など（国家公務員の定年引上げに伴う一時的な調整のための定員の活用を含む。）、業務改革、働き方改革を職員等のニーズを把握しつつ、着実に進めなければならない。

(3) 国際的な動向の把握と連携・協調の確保

上記(1)を行なうに当たっては、公的統計をめぐる国際機関や諸外国の政府機関の動向を把握し、連携・協調を確保する必要がある。

特に、SDGsに関連した指標の整備等に取り組むほか、国際的な議論になっているWealth-being指標について、事実に関わる統計調査と意識に関わる社会調査の制度上の位置づけの相違等や総務省（統計委員会担当室）において令和5年度に実施する先行的調査研究の状況を踏まえ、統計調査と意識調査の関連性の分析等に対し、令和6年度に必要なリソースを配分し、更に検討を進める必要がある。

また、我が国が、引き続き国際連合統計委員会において、委員国として国際的な統計分野で発信を行い、世界に貢献するとともに、それを支えることのできる国際的な見識を有する統計職員の育成が必要である。

2 本建議の周知、フォローアップ等

本建議が令和6年度における統計リソースの確保及び重点的な配分に着実に反映されるよう、総務省には、本建議の周知、フォローアップ等について、以下のとおり要請する。

- ・ 本建議の内容については、各府省の統計幹事等に十分周知し、これに沿った統計リソースに関する各府省の要求状況を把握するとともに、「令和6年度各府省統計調査計画等審査」においても活用し、それらの結果を統計委員会に報告すること。
- ・ 令和6年度の政府予算案等の決定後、各府省における既存リソースの再配分を含む統計リソースの確保の状況を速やかに把握し、統計委員会における建議のフォローアップのために、その結果を報告すること。

資料25 統計人材の確保・育成等に係るフォローアップ

I 令和5年度における新たな取組

各府省においては、「EBPMを推進するための人材の確保・育成等に関する方針」により、毎年度、府省ごとの課題に応じ重点化を図つて取組を行うことなどなっている。令和5年度（2023年度）における各府省の新たな取組は、以下のとおり。

府省等名	取組事項
内閣官房	【2（1） 能力開発】 内閣人事局が作成する業務統計の作成・提供、分析等を精確かつ効率的に行うため、職員に対して、調査や統計データ分析のための研修を積極的に受講させている。
人事院	【2（1） 能力開発】 ・ 人事院人事課主催の統計研修を令和5年6月29日に実施した（受講者38名）。 ・ 令和5年度においては、統計データナリリストについて2名、アナリスト補について3名の認定を受けた。
内閣府	【2（1） 能力開発 ②統計研修の効果的な活用】 内閣府及び他省庁の職員が、経済・社会活動の調査分析など職務上必要となる知識や技能の習得・向上を図れるようにするとともに、経済の重要問題についての分析能力を養えるようにするため、それに資する経済研修として、計量経済分析、経済理論等に関する経済研修を実施した。また、経済社会総合研究所が有する国民経済計算（SNA）統計等の概念、統計作成の実際について理解し、その推計方法の習得を目的とした研修を実施した。 さらに、EBPMにおいて、EBPMにおけるエビエンス、エビデンスのためのデータの設計・分析の方法、ロジックモデルの作成等、EBPMの基礎的知識及び統計ソフトの実習を含む実践的な知識を学ぶための研修を実施した。
官内庁	【2（1） 能力開発】 EBPMに関する知見の習得やEBPMに関する課題を認識するため、研修受講をすすめる計画を作成し、当庁におけるEBPM担当職員を関連する研修に派遣した（令和5年度はリモートにより受講）。
公正取引委員会	【2（1） 能力開発】 EBPMに関する知見の習得や、EBPMに関する課題の認識を促すため、広く職員に対して、内閣官房行革事務局及び総務省行政評価局が主催する「府省横断的EBPMワークショップ」への参加を奨励した。また、EBPMの基礎的な考え方やキーワードを1～2ページで簡易に解説する資料等を作成し、職員が日常的に利用するグループウェアに数回にかけて継続的に掲載することで、EBPMについての啓発を行った。
警察庁	【2（1） 能力開発】 統計データナリリスト等の確保・育成計画に基づき、研修の受講を働き掛けた。
個人情報保護委員会	【2（1） 能力開発】 令和4年度から引き続き、総務省統計研修研究研修所が実施する統計研修（オンライン）について、新規採用職員を含めた事務局職員全体に積極的な受講を呼びかける等、統計への理解の促進や人材育成に取り組んだ。

府省等名	取組事項
消費者庁	<p>消費者庁においては、令和5年度に初めて統計法に基づく統計調査（一般統計）を実施した。しかし、専ら統計作成を行う部署ではなく、業務の一部として一般統計及び意識調査を含む統計の作成を行っているところであるが、データの適切な取得・利活用等の観点から職員の統計リテラシーを高めるため、以下の取組を実施した。</p> <p>【2（1）能力開発】</p> <p>消費者政策研究の拠点である新未来創造戦略本部において、アンケート調査のロールプレイング（変数設定、調査票の作成、グラフの集計、レポートの作成）等の研修を行った。</p>
こども家庭庁	<p>【2（1）能力開発】</p> <p>他府省の取組事例もまじえ、EBPMの実践やデータ利活用の意義、その効果、管理職として持つべき意識等を伝えることを目的に管理職向け研修を、日々の業務でのEBPMの実践やデータの利活用に向けて、活用できるツールやノウハウの提供、その実践や利活用によって施策や業務が改善した事例の共有等を行う職員向け研修を実施した。</p>
総務省	<p>統計研究研修所における国及び地方公共団体等の職員に対する研修について以下の取り組みを実施した。</p> <p>【2（1）能力開発】</p> <ul style="list-style-type: none"> オンライン統計研修及びライブ配信研修の開催を引き続き行い、幅広い受講機会の確保に取り組んだ。 オンライン統計研修については、令和5年度は「国民・県民経済計算」及び「産業連関表の作成・分析」を新たに開講し、13の研修をオンラインで提供した。また、令和6年度から「統計データアナリスト研修（上級）」を新たにオンラインで提供する準備を行った。
法務省	<p>令和3年度から7年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画を作成しており、統計業務に携わる職員を対象に、総務省統計研究研修所が実施する初級又は中級研修の受講を働きかけた。</p> <p>省内で実施している「第2部・第3部後期研修（八省2～3年目で、在外赴任前の総合職及び専門職職員が全員受講する研修）」において、統計に関する講義を行っている。</p> <p>【2（1）能力開発】</p> <p>令和3年度までの統計データアナリスト等の確保・育成計画に基づき、積極的な研修の受講を奨励する等、統計業務に携わる職員が全員受講する基幹統計及び一般統計調査の数や規模等を勘案し、「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、積極的な研修の受講を奨励し、統計データアナリスト等の確保・育成を行っている。</p>
外務省	<p>【2（1）能力開発】</p> <p>所管する統計研究研修所実施、統計研修の受講履歴等の能力開発に関する情報及び統計に関する情報に基づいて、蓄積・管理し、統計データアナリスト補への推薦を含め、統計人材の配置に活用した。</p>
文部科学省	<p>【2（1）能力開発】</p> <p>統計データアナリスト研修所実施、統計研修の受講履歴等の能力開発に関する情報及び統計に関する情報に基づいて、蓄積・管理し、統計データアナリスト補への推薦を含め、統計人材の配置に活用した。</p> <p>また、新規採用者に対して「はじめて学ぶ統計」の受講を必須とする等、統計研修の有効活用を図った。</p>
厚生労働省	<p>【2（1）能力開発】</p> <p>政府全体の取組等を着実に進めるとともに、「厚生労働省における統計の人材育成基本方針」（令和3年6月）を策定し、基本方針を踏まえ、職員の業務経験等に応じたレベル別研修のほか、全省の全職員及び幹部職員等を対象とした必須研修を実施した。また、前年度に引き続き、職員の受講機会の拡大や継続的な知識の習得等を目的として、eラーニング教材の整備を行った。</p>

府省等名	取組事項
農林水産省	<p>【2 (1) 能力開発】 令和4年に策定した人材育成プランに基づき、各種研修等を実施し、若手職員を中心とした人材育成を行った。 ※ 人材育成プラン：活躍できる統計職員を育成できるよう、統計部門の若手職員の統計スキル、データ分析スキル等の資質向上を目的に、研修等を実施するもの</p>
経済産業省	<p>【2 (1) 能力開発】 統計人材育成のため、総務省統計研究研修所が実施する各研修について周知・研修受講を行うとともに、当省独自に研修カリキュラムを策定の上で統計担当職員だけではなく全職員を対象にリモート形式による各種の研修を実施（後日、省内イントラに講義映像を掲載し事後閲覧可能）し、EBPM推進も含めた人材育成に取り組んだ。</p> <p>【3 外部人材の活用】 令和5年度から1名増加し、EBPM推進に取り組んだ。</p>
国土交通省	<p>【2 (1) 能力開発】 「統計データアナリスト等の認定の基本的な考え方（令和3年2月12日統計行政推進会議申合せ）」に基づき策定した、当省における統計データアナリスト等の確保・育成に係る計画（令和3年度から7年度まで）を踏まえ、統計データアナリスト等の確保・育成を推進するため、統計職員に対し、総務省統計研究研修所が実施する統計データアナリスト等の認定要件となる研修等の受講を奨励し、統計人材の技能向上に努めた。</p>
環境省	<p>【2 (1) 能力開発】 高い専門性を有する職員を計画的に育成・確保するため策定した統計データアナリスト、統計データアナリスト補の確保・育成及び研修等受講計画に基づき、総務省統計局主催の各種研修への参加を促し、職員の研修機会の確保に努めた。</p>
原子力規制委員会	<p>【2 (1) 能力開発】 令和2年度に作成した「統計データアナリスト等の確保・育成計画」に基づき、統計データのユーザーとして、研修の受講等を通じて業務上必要となる職員の能力向上を図っている。</p>
防衛省	<p>【2 (1) 能力開発】 防衛省・自衛隊の全機関等に統計研修の受講案内を周知・照会することにより、統計業務の人材の育成に取り組んだ。</p>

II 統計人材の確保・育成及び人事交流等に関する令和5年度の実績

①統計データアナリスト等の認定者数・配置状況、統計研修の修了者数

年度	統計データアナリスト	統計データアナリスト補の認定者数
令和3年度	17名	48名
令和4年度	10名	139名
令和5年度	41名	120名
合計	68名	307名

※ 令和5年度の認定者数には、独立行政法人統計センター職員の認定者数を含む。

○統計データアナリスト及び統計データアナリスト補の配置状況

配置状況	基幹統計		一般統計調査	
	調査数	割合 (%)	調査数	割合 (%)
総数	55	—	212	—
アナリスト・アナリスト補を両方配置	28	50.1	54	25.5
アナリストのみ配置	2	3.6	5	2.4
アナリスト補のみ配置	10	18.2	10	4.7
アナリスト・アナリスト補の両方配置なし	15	27.3	143	67.5

※ 令和6年（2024年）3月末時点。

※ 基幹統計の調査数には、統計調査以外の方法で作成する統計を含む。一般統計調査では、産業連関構造調査を1調査として集計。

○総務省統計研究所が実施している統計研修の修了者数

府省等名	初級		中級		上級		統計幹部 講座 ※1	分野別研修 ※1、※2
	初めて学ぶ 統計	統計担当者 向け入門	統計利用の 基本	調査設計の 基本	統計分析の 基本	本科	統計データ アナリスト研修	
内閣官房	1	1	1	1	1	0	0	1
人事院	19	0	0	0	1	0	1	2
内閣府	33	20	17	18	17	0	6	3
公正取引委員会	4	3	2	2	1	0	0	0
警察庁	9	11	4	5	4	0	0	2
個人情報保護委員会	16	5	3	1	5	0	0	2
消費者庁	11	7	2	3	3	0	1	0
こども家庭庁	1	1	1	1	1	0	0	0
デジタル庁	0	0	0	0	0	0	0	0
復興庁	0	0	0	0	0	0	0	0
総務省	110	49	76	66	74	5	17	26
法務省	27	15	5	5	6	0	1	1
外務省	8	4	1	4	2	0	0	0
財務省	203	106	38	69	73	2	3	4
文部科学省	111	11	7	8	12	0	0	2
厚生労働省	71	43	36	31	40	0	1	4
農林水産省	60	51	33	30	33	0	13	4
経済産業省	20	16	23	20	26	0	11	9
国土交通省	128	80	33	41	48	0	4	10
環境省	3	1	0	0	0	0	0	3
原子力規制委員会	6	1	1	3	1	0	0	0
防衛省	42	23	18	23	20	3	2	0

※1 修了証が発行されない研修の受講者数を含む。

※2 当該項目の修了者数は延べ人数。

○各府省が独自に実施している統計研修及びその修了者数

府省等名	研修名	修了者数
人事院	・人事院統計研修－統計知識－	38名
内閣府	① EBP研修 ② 計量経済分析入門（基礎編） ③ 計量経済分析入門（応用編） ④ 時系列分析実習 ⑤ パネル分析実習 ⑥ 季節調整法研修 ⑦ GDPを学ぶ ⑧ 国民経済計算(SNA)ステップアップ ⑨ アンケート調査入門 ⑩ 標本調査入門	① 317名 ② 46名 ③ 27名 ④ 24名 ⑤ 37名 ⑥ 44名 ⑦ 65名 ⑧ 53名 ⑨ 92名 ⑩ 32名
警察庁	・交通事故統計分析専科	15名
外務省	・第2部・第3部後期研修	79名
財務省	・MOF職員のための経済・データ分析入門研修（データ分析編）	227名
厚生労働省	① 統計基礎コース ② 統計実務コース ③ 統計の見方・使い方入門 ④ 統計活用コース ⑤ 統計理論コース ⑥ 統計解析基礎コース ⑦ 実践的統計解析コース ⑧ 実践的調査の企画・設計コース ⑨ 統計的因果推論基礎コース ⑩ 全職員のための統計研修 ⑪ 統計担当課室長のための統計研修 ⑫ 幹部職員（指定職）のための統計研修	① 215名 ② 95名 ③ 158名 ④ 101名 ⑤ 87名 ⑥ 78名 ⑦ 59名 ⑧ 56名 ⑨ 82名 ⑩ 4,696名 ⑪ 85名 ⑫ 69名

	<p>(13) EBPM 基礎研修 (14) EBPM 応用研修</p> <p>(e ラーニング受講分を含む。また、⑩～⑫については、必須研修の対象者以外の者による受講を含む。)</p>	<p>(13) 32名 (14) 19名</p>
農林水産省	<p>① データサイエンティスト育成研修（データ企画人材育成コース） ② データサイエンティスト育成研修（データ専門人材育成コース） ③ 農林水産統計専門職員研修（統計調査基礎コース） ④ 農林水産統計専門職員研修（2年目コース） ⑤ 農林水産統計専門職員研修（簿記研修）</p>	<p>① 14名 ② 9名 ③ 16名 ④ 16名 ⑤ 7名</p>
経済産業省	<p>① 統計基礎研修（一次統計編） ② 統計応用研修（一次統計編） ③ 統計基礎研修（二次統計編） ④ 統計応用研修（二次統計編） ⑤ 統計業務におけるシステム研修（Excel 応用編） ⑥ 統計業務におけるシステム研修（ACCESS 基礎編） ⑦ アンケート調査の企画研修</p>	<p>① 39名 ② 24名 ③ 22名 ④ 35名 ⑤ 70名 ⑥ 50名 ⑦ 36名</p>
国土交通省	<p>① 令和5年度 総合課程 上級マネジメント研修 ② 令和5年度 総合課程 初任係長（本省）研修 ③ EBPM研修（基礎研修） ④ EBPM研修（応用研修）</p>	<p>① 30名 ② 59名 ③ 65名 ④ 20名</p>

②統計職員が取得している資格や学位	府省等名	統計検定の合格者数	修士・博士号を有する者	その他
	内閣府	4名	18名	0名
	総務省	42名	56名	0名
	財務省	1名	1名	0名
	文部科学省	1名	2名	0名
	厚生労働省	4名	24名	0名
	農林水産省	4名	15名	0名
	経済産業省	20名	8名	1名
	※ 令和6年（2024年）3月末時点。			
	※ 国民経済計算及び基幹統計調査を所管する府省を対象に把握。			
※ 「統計検定」には、統計調査士・専門統計調査士を含む。				
※ 「その他」はデータベーススペシャリスト。				
③統計部門における府省間の人事交流	府省等名	自府省統計部門への受入	他府省統計部門への派遣	
	内閣府	12名 (総務省より8名、財務省より2名、厚生労働省より1名、農林水産省より1名)	2名 (総務省～1名、国土交通省～1名)	
	総務省	19名 (内閣府より1名、財務省より2名、文部科学省より1名、厚生労働省より6名、農林水産省より4名、経済産業省より2名、国土交通省より3名)	15名 (内閣府～8名、財務省～1名、文部科学省～1名、厚生労働省～2名、農林水産省～3名)	
	財務省	1名 (総務省より1名)	4名 (内閣府～2名、総務省～2名)	
	文部科学省	1名 (総務省より1名)	1名 (総務省～1名)	
	厚生労働省	2名 (総務省より2名)	7名 (内閣府～1名、総務省～6名)	
	農林水産省	3名 (総務省より3名)	6名 (内閣府～1名、総務省～4名、国土交通省～1名)	
	経済産業省	—	2名 (総務省～2名)	
	国土交通省	2名 (内閣府より1名、農林水産省より1名)	3名 (総務省～3名)	

<p>④人材の派遣・受入や共同研究等を通じた学会との交流</p> <table border="1" data-bbox="160 413 282 1724"> <tr> <td>府省等名 総務省</td><td>大学等の研究機関への 人材派遣 1名</td><td>大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入 -</td><td>大学等の研究機関との 共同研究等 11件</td></tr> </table> <p>※ 各府省の統計業務に資することを目的として行われているもの。 ※ 「共同研究」とは、共著論文の執筆や学会での共同発表等。</p>	府省等名 総務省	大学等の研究機関への 人材派遣 1名	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入 -	大学等の研究機関との 共同研究等 11件	<p>⑤国際機関や海外の統計機関への人材派遣・交流</p> <ul style="list-style-type: none"> ○国際機関や海外の統計機関への人材派遣 延べ27名（国際機関へ16名、その他の海外の統計機関へ11名） ○国際機関や海外の統計機関との交流 統計に関する国際会議の主催1件、統計に関する国際会議への参加会議数50件・参加延べ136名 ※ 令和4年度以前の統計法施行状況報告に記載の数は、国際統計に関するワーキンググループを構成する11府省の実績。 令和5年度からは、統計幹事が置かれている25府省の実績。 	<p>⑥政府統計部門における外部人材の受入実績</p> <table border="1" data-bbox="774 226 1171 1724"> <thead> <tr> <th colspan="2">区分</th> <th>内閣府</th> <th>総務省</th> <th>厚生労働省</th> <th>農林水産省</th> <th>経済産業省</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">常勤</td> <td>任期付職員法に基づく任期付職員又は 任期付研究員法に基づく任期付研究員</td> <td>11</td> <td>8</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>行政実務研修員</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">非常勤</td> <td>専門職非常勤職員（政策調査員等）</td> <td>3</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>客員教授／研究員</td> <td>-</td> <td>29</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>その他非常勤職員</td> <td>-</td> <td>2</td> <td>-</td> <td>-</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>14</td> <td>41</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>3</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>※ 令和6年（2024年）3月末時点。</p>	区分		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省	常勤	任期付職員法に基づく任期付職員又は 任期付研究員法に基づく任期付研究員	11	8	1	1	3	行政実務研修員	-	-	-	-	-	非常勤	専門職非常勤職員（政策調査員等）	3	2	-	-	-	客員教授／研究員	-	29	-	-	-	その他非常勤職員	-	2	-	-	-	合計	14	41	1	1	3		<p>⑦国・地方間の人事交流</p> <table border="1" data-bbox="1294 736 1399 1724"> <tr> <td>府省等名 国土交通省</td><td>自府省統計部門への受入 1名（高槻市より）</td><td>地方公共団体統計部門への派遣 —</td></tr> </table>	府省等名 国土交通省	自府省統計部門への受入 1名（高槻市より）	地方公共団体統計部門への派遣 —
府省等名 総務省	大学等の研究機関への 人材派遣 1名	大学等の研究機関から 自府省統計部門への人材受入 -	大学等の研究機関との 共同研究等 11件																																																					
区分		内閣府	総務省	厚生労働省	農林水産省	経済産業省																																																		
常勤	任期付職員法に基づく任期付職員又は 任期付研究員法に基づく任期付研究員	11	8	1	1	3																																																		
	行政実務研修員	-	-	-	-	-																																																		
非常勤	専門職非常勤職員（政策調査員等）	3	2	-	-	-																																																		
	客員教授／研究員	-	29	-	-	-																																																		
	その他非常勤職員	-	2	-	-	-																																																		
合計	14	41	1	1	3																																																			
府省等名 国土交通省	自府省統計部門への受入 1名（高槻市より）	地方公共団体統計部門への派遣 —																																																						

民間企業等が保有するビッグデータ等を経常的に活用している統計等の概要

民間企業等が保有するビッグデータ等を活用している統計等の概要 政府統計 コード	統計等の名称 作成機関	作成の目的	活用されているビッグデータ等の概要 ビッグデータ等の名称	活用されるビッグデータ等の概要 ビッグデータ等の名称	活用による効果 ビッグデータ等を活用する形態(一部代替・全部活用等)	活用による効果 ビッグデータ等を活用する形態(一部代替・全部活用等)
00100406 景気動向指数 (加工統計)	内閣府	景気動向指数は、生産、雇用など様々な経済活動での指標により景気に対する感覚を反映する指標の動きで、景気の現状把握及び将来予測に資することを目的とする	「日経商品指數(42種総合)」(株)日本經濟新聞社 「東証株価指數(長期国債(10年)新券償還通利回り(日本相互通貨券(株))」(株)東京証券取引所 「中小企業売上げ見通しDI(日本政策金融公庫・中間需要物価指数(最終銀行))」(マネーストック(M2))日本銀行)	「日経商品指數(42種総合)」(株)日本經濟新聞社 「東証株価指數(長期国債(10年)新券償還通利回り(日本相互通貨券(株))」(株)東京証券取引所 「中小企業売上げ見通しDI(日本政策金融公庫・中間需要物価指数(最終銀行))」(マネーストック(M2))日本銀行)	景気動向指數・先行指數は景気に対応して動く指標の動きを反映する。マーケットを測る企業のマイナリ、これらを動きさ、企業の性があり、先行指數は繋続してデータを用いている	景気動向指數・先行指數は景気に対応して動く指標の動きを反映する。マーケットを測る企業の性があり、先行指數は繋続してデータを用いている
00100409 国民経済計算 (基幹統計)	内閣府 総務省	国民経済計算は、2008年に国連によって勧告された国際基準(2008SSNA)に基づき、一国全体のマクロの経済状況を生産、分配、支出、資本蓄積といつもいつまでもストック面から体系统的に明らかにすることを目的としている	「有価証券報告書(民間各社財務諸表)等」	「有価証券報告書(民間各社財務諸表)等」	各種基礎データの一つとして活用	他の統計で得られないデータを得られる計算に必要なデータを得られる
00200571 小売物価統計調査(構造編)	総務省	地域別、店舗形態別等の物価構造を明らかにするため	なし(①店舗別・商品別販売金額等のPOSデータ保有企業から月次データを購入、②ネットモールサイト等による取り扱い取集(ウェブスクレイピング))	①POSデータを用いた分析 ②インターネット通信販売の価格当該データを作成	諮問第142号の答申 小売物価統計の指定の変更について(令和2年9月9日付勘定委員会第14号)を受け、「店舗別価格調査」を中止(2021年12月終了)し、POSデータを活用した分析結果を2022年4月以降、総務省統計局HPで順次公表している	2019年分データを用いた試験的な分析資料を、2021年6月に総務省統計局HPで公表。2020年分以降のデータを用いた分析結果を2022年4月以降、総務省統計局HPで順次公表している
00200573 消費者物価指数(CPI) (加工統計)	総務省	PoSデータを時系列的に測定するため	PoSデータ	「パソコン(デスクトップ型)」「ノート型)」「カーディナル」、「テレホン」、「タレット端末」、「テレビ」及び「ビデオコーナー」の7品目について、各機種の価格や品質を比較して、選定した機種を作成(固定パック方式)	品質向上が著しく製品サイクルが極めて短い「パソコン(デスクトップ型)」「ノート型)」「カーディナル」、「テレビ」及び「ビデオコーナー」の7品目について、各機種の価格や品質を比較して、選定した機種を作成(固定パック方式)	「パソコン(デスクトップ型)」「ノート型)」「カーディナル」、「テレビ」及び「ビデオコーナー」の7品目について、各機種の価格や品質を比較して、選定した機種を作成(固定パック方式)

民間企業等が保有するビッグデータ等を活用している統計等の概要				活用されているビッグデータ等の概要	活用による効果	活用条件、活用に当たっての制約・留意点
政府統計コード	統計等の名称	作成機関	作成の目的	ビッグデータ等の名称	ビッグデータ等の入手に当たつての根拠（法令、協定内容等）	
00200573	消費者物価指数（CPI）（加工統計）	総務省	物価の変動を時系列的に測定するため	①旅行サービスに係るサイト等から価格及び周辺情報を自動システムにより取集（ウェブスクレイピング） ②POSデータ	①旅行サービス（外国パック旅行費、航空運賃、宿泊料）に係るネット通販による購入は急激に増え格取集のカバレッジが広がることで、更に指數の精度向上が見込める。 ②経常的な活用以外の教養娯楽（テレビ等）による購入は急激に増え（テレ販売価格も含むPOSの活用により、店頭販売価格も増加）、データカバレッジが広がることで、更に指數の精度向上が見込める。	2020年基準より適用開始
00500209	農林業センサス（農山村地域調査（基幹統計）	農林水産省	我が国の農林行政に係る諸施策及び農林業に関する実態を明らかにするため、農業行政の基礎資料を整備する	・各種施設の位置情報（地図） ・道路交通ネットワーク情報 ・公共交通の時刻表情報	経路検索サービスを提供する企業にて、農業集落から各種生産施設までの所要時間の推計を委託し、調査事項の一部を代替する	報告者の負担軽減が可能（代務調査事項数15事項／調査事項総数40事項）
00500215	作物統計調査（水稻の作柄概況調査）（基幹統計）	農林水産省	我が国の耕作地及び作物の生産に関する実態を明らかにし、農業行政の基礎資料を整備する	人工衛星データ（降水量、地表面温度、日射量、植生指數等）	独立行政法人宇宙航空研究開発機構等から人工衛星（オーブンデータ）を入手し、民間事業者の解釈をして利用する	8月15日現在調査における職員専門調査員の実測調査（約4,000筆）及び軽減が可能
00500247	6次産業化総合調査（一般統計）	農林水産省	農業者、漁業者等の生産関連事業（農産物直売所、農産物加工場、農家レストラン等）による所得向上等の状況を明らかにすることを目的としている	ウェブサイト上にある情報	ウエブスクレイピング技術を活用してウェブサイト上に取得し、母集団情報の補正に利用する	6次産業化総合調査の母集団業務の効率化
00550030	商業動態統計調査（基幹統計）	経済産業省	商業を営む事業所及び企業の事業活動の動向を明らかにするための商業動態統計を作成するこどを目的としている	PoSデータ	・商業動態統計調査規則（昭和28年通商産業省令第17号）第10条の3 ・丁2調査票（家電大型専門店）の販売額データについては、民間事業者が各企業からPOSデータを収集して網羅的に把握している。経済産業省は民間事業者と契約をして、調査対象企業の了解を得て、POSデータを統計調査に活用するもの	報告者の負担軽減に寄与（POSデータの調査対象の調査票作成作業が省略） ・丁2調査票について、報告を求めるために使い慣れた方法の調査対象に追加採査票やオンライン等による提出に代えて、報告を求める事項を把握できることを経済産業省が契約する民間事業者に提供。データ等を報告を求める経済産業大臣に提出
00600880	設備工事業に係る受注高調査（加工統計）	国土交通省	電気工事、管工事、計装工事に關することを目的とする	（一社）日本電設工業協会 （一社）日本空調衛生工業事業協会 （一社）日本計装工業会の独自資料	協力ベース（依頼に基づき、データの提供を受けている）	調査を行わざる統計の作成が可能な統計を作成している

資料27 国連アジア太平洋統計研修所 1970年からの研修事業参加者数

2024年3月末現在

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
合計	223	33,967	4,560	11,650
ESCAP 域内国	58	32307	4163	11582
アフガニスタン	228	65	108	55
米領サモア	13	0	11	2
アルメニア	223	19	53	151
オーストラリア	78	3	25	50
アゼルバイジャン	226	24	27	175
バングラデシュ	810	208	342	260
ブータン	367	94	216	57
ブルネイ	279	21	189	69
カンボジア	611	119	326	166
中華人民共和国	6006	165	615	5226
香港	304	92	146	66
マカオ	190	7	121	62
クック諸島	125	30	76	19
北朝鮮	98	0	98	0
フィジー	431	93	238	100
ジョージア	149	22	37	90
グアム	46	0	37	9
インド	858	194	266	398
インドネシア	4390	231	453	3706
イラン	764	128	370	266
日本	211	66	75	70
カザフスタン	191	37	50	104
キリバス	207	26	166	15
キルギス	96	30	30	36
ラオス	620	134	352	134
マレーシア	1010	195	544	271
モルディブ	711	93	485	133
マーシャル諸島	113	17	94	2
ミクロネシア連邦	123	31	60	32
モンゴル	820	154	440	226
ミャンマー	1233	138	432	663
ナウル	31	6	13	12
ネパール	817	146	574	97
ニューカレドニア	48	1	37	10
ニュージーランド	38	0	13	25
ニウエ	51	7	42	2
北マリアナ諸島	4	0	4	0
パキスタン	694	153	436	105
パラオ	29	4	15	10
パプアニューギニア	324	71	238	15
フィリピン	2010	233	756	1021
大韓民国	468	110	322	36
ロシア	346	4	23	319
サモア	339	83	130	126
シンガポール	265	49	50	166
ソロモン諸島	212	34	146	32
スリランカ	1118	201	608	309
タジキスタン	127	45	62	20
タイ	1585	224	644	717
東ティモール	234	44	140	50
トンガ	232	47	133	52
太平洋諸島信託統治領	40	7	33	0
トルコ	309	16	19	274
トルクmenistan	32	9	3	20
ツバル	71	14	47	10
ウズベキスタン	176	37	17	122
バヌアツ	154	34	97	23
ベトナム	1022	148	498	376

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
ESCAP域外国	132	1499	397	40
アルバニア		3	3	0
アルジェリア		13	2	0
アンゴラ		4	3	0
アンティグア・バーブーダ		5	0	5
アルゼンチン		7	1	0
オーストリア		4	0	0
バーレーン		4	0	0
バルバドス		1	1	0
ベラルーシ		12	1	1
ベルギー		7	0	0
ベリーズ		4	2	0
ベナン		3	1	0
バミューダ諸島		1	0	0
ボリビア		6	4	0
ボスニア・ヘルツェゴビナ		4	2	0
ボツワナ		23	3	0
ブラジル		11	6	1
ブルガリア		4	2	0
ブルキナ・ファソ※令和5年度追加		4	0	0
ブルンジ		5	0	0
カーボベルデ		5	0	0
カメリーン		36	12	0
カナダ		18	0	0
チリ		9	0	0
コロンビア		10	4	0
コモロ		5	1	0
コスタリカ		1	0	0
コートジボワール		10	6	1
クロアチア		5	0	0
キューバ		3	3	0
チェコ共和国		3	1	0
デンマーク※令和5年度追加		4	0	0
コンゴ民主共和国		2	2	0
ジブチ		4	1	0
ドミニカ国		3	2	0
ドミニカ共和国		10	1	0
エクアドル		20	4	0
エジプト		41	26	0
赤道ギニア		4	1	0
エスワティニ		9	9	0
エチオピア		19	15	0
フォークランド諸島		1	0	0
フィンランド		3	0	0
フランス		16	0	10
ドイツ		2	0	1
ガーナ		39	25	0
ギリシャ		5	0	0
グアテマラ		5	5	0
グレナダ※令和5年度追加		1	0	0
ハンガリー※令和5年度追加		10	0	0
ギニア		2	0	0
ガイアナ		15	0	0
ホンジュラス		4	4	0
アイスランド		2	0	0
イラク		33	27	0
アイルランド		6	0	0
イスラエル		1	0	0
イタリア		14	1	0
ジャマイカ		4	4	0
ヨルダン		12	0	0
ケニア		37	9	0
コソボ		6	6	0

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
クウェート※令和5年度追加	2	0	0	2
ラトビア	8	1	0	7
レバノン	15	1	0	14
レント	27	10	0	17
リベリア	1	0	0	1
リビア※令和5年度追加	3	0	0	3
リヒテンシュタイン※令和5年度追	1	0	0	1
リトアニア※令和5年度追加	3	0	0	3
ルクセンブルク	4	0	2	2
マダガスカル	1	1	0	0
マラウイ	12	9	0	3
マリ	3	3	0	0
モーリタニア	1	1	0	0
モーリシャス	36	4	0	32
マルタ共和国※令和5年度追加	1	0	0	1
メキシコ	49	0	0	49
モロッコ	38	0	0	38
モザンビーク	13	7	0	6
オランダ※令和5年度追加	3	0	0	3
ナミビア	19	0	0	19
ニカラグア	2	0	0	2
ニジェール	4	2	0	2
ナイジェリア	100	18	0	82
ノルウェー	4	0	1	3
オマーン	17	10	0	7
パレスチナ	18	15	0	3
パナマ	6	2	0	4
パラグアイ	2	2	0	0
ペルー	31	9	0	22
ポーランド	15	0	0	15
ポルトガル	15	0	0	15
カタール	13	0	0	13
北マケドニア共和国	1	0	0	1
モルドバ	9	3	4	2
ルーマニア	50	3	0	47
ルワンダ	16	11	0	5
セントルシア	19	1	1	17
セントキツネヴィス	4	0	0	4
セントビンセント及びグレナディーン諸島	4	4	0	0
サントメ・プリンシペ	1	0	1	0
サウジアラビア	8	2	0	6
セネガル	16	4	0	12
セルビア	4	1	0	3
セーシェル	5	1	0	4
シェラレオネ	3	3	0	0
スロバキア	10	1	0	9
スロベニア	1	0	0	1
ソマリア	17	0	0	17
南アフリカ	23	4	0	19
南スーダン	7	6	0	1
スペイン	8	0	0	8
スーダン	15	12	0	3
スリナム	13	0	0	13
スウェーデン※令和5年度追加	2	0	0	2
スイス	9	0	4	5
トケラウ※令和5年度追加	4	0	2	2
シリア	18	8	0	10
トリニダード・トバゴ	33	0	0	33
チュニジア	5	2	0	3
ウガンダ	14	1	0	13
ウクライナ	6	2	0	4
タンザニア	63	26	0	37
米国	37	0	12	25

国、地域等	合計	東京ベース事業	研修所外事業	遠隔学習事業
連合王国	6	0	0	6
アラブ首長国連邦	9	0	0	9
ウルグアイ	5	1	0	4
ウォリス・フツナ※令和5年度追加	1	0	0	1
イエメン	1	1	0	0
ザンビア	15	8	0	7
ジンバブエ	13	2	0	11
国際機関	33	161	0	28
				133

